

第7次佐々町総合計画

(後期実行計画)

(令和8年度～令和12年度)

素案

令和8年2月
佐々町

挨拶文（はじめに）

【目次】

第1部 序論

第1章 総合計画の策定に当たって	2
1 目的	2
2 構成・期間・役割	3
3 総合計画と総合戦略の関係性	5
4 国の動向	6
5 前期計画との主な変更点	7
6 計画の進行管理	8
第2章 本町の概要とこれからの視点	10
1 本町の概要	10
2 第7次佐々町総合計画前期実行計画の検証	15
3 第2期総合戦略の検証	19
4 住民アンケート	22
5 現代社会が直面する問題や変化	24
6 これからの本町に必要な視点	25

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像	28
第2章 まちづくりの基本目標	29

第3部 人口ビジョン

第1章 人口ビジョンの更新	32
第2章 人口の動向	32
1 総人口と年齢3区分人口別	32
2 人口動態	33
3 人口の将来展望	35

第4部 実行計画

第1章 基本目標1 「医療・福祉」が充実したやさしいまち	40
1 戦略目標1-1 (重点分野)	40
2 戦略目標1-2	43
3 戦略目標1-3 (重点分野)	45
4 戦略目標1-4	48
5 戦略目標1-5	51
6 戦略目標1-6	53

第2章 基本目標2 「教育・文化」で輝くまち	55
1 戰略目標2-1	55
2 戰略目標2-2	58
3 戰略目標2-3	60
4 戰略目標2-4	62
5 戰略目標2-5	64
6 戰略目標2-6	66
第3章 基本目標3 「生活・安全」を大切にするまち	68
1 戰略目標3-1	68
2 戰略目標3-2	70
3 戰略目標3-3	73
4 戰略目標3-4	75
5 戰略目標3-5	77
6 戰略目標3-6	79
7 戰略目標3-7	81
8 戰略目標3-8 (重点分野)	83
第4章 基本目標4 「自然・環境」を守り続けるまち	86
1 戰略目標4-1	86
2 戰略目標4-2	88
第5章 基本目標5 「産業・観光」でにぎわうまち	90
1 戰略目標5-1	90
2 戰略目標5-2	93
3 戰略目標5-3	95
4 戰略目標5-4	97
第6章 基本目標6 「行政・財政」が持続可能なまち	99
1 戰略目標6-1	99
2 戰略目標6-2	102
第7章 基本目標7 「情報共有・協働」のみんなのまち	104
1 戰略目標7-1	104
2 戰略目標7-2	106
3 戰略目標7-3	108
4 戰略目標7-4	110
第5部 総合戦略	
第1章 総合戦略の概要	114
1 概要	114
2 全体ビジョン（まちの将来像）	114
3 総合戦略の方向性	115

4 総合戦略の体系表	117
第2章 基本的方向性・数値目標・具体的な施策	119
1 基本目標1	119
2 基本目標2	121
3 基本目標3	124
4 基本目標4	126
5 横断的な政策	129

資料編

1 用語集	132
2 人口の現状分析	132
3 アンケート結果	132
4 ワークショップ	132
5 策定体制	132
6 策定の経緯・総合計画審議会答申書	132

第1部 序論

第1章 総合計画の策定に当たって

1 目的

本町では、令和2（2020）年度に第7次佐々町総合計画の前期実行計画（以下、「前期計画」といいます。）を策定し、まちの将来像として掲げた「暮らししいちばん！住むなら さざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」の実現に向け、その方針に基づいたまちづくりを着実に進めてまいりました。前期計画の期間中には、多くの分野で一定の成果が得られた一方で、未達成の課題や新たに顕在化した課題もみえてきました。こうした成果と課題を的確に整理・評価し、近年の社会経済情勢や本町を取り巻く環境変化を踏まえて、今後のまちづくりの方向性を改めて明確にするため、第7次佐々町総合計画の基本構想を踏まえた後期実行計画（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

近年、本町を含む地方都市では、人口減少や少子高齢化が徐々に進行しています。本町は全国と比べて人口減少の速度は緩やかですが、生産年齢人口の割合が低下しており、今後の担い手確保が課題です。また、高齢化の進展に伴い医療・介護・福祉の支援ニーズが増えており、限られた人材と財源で対応する体制づくりが求められています。これらの変化に備え、地域資源を活かした産業振興や支え合いの仕組みづくり、人材育成を着実に進めていくことが重要です。

加えて、令和2（2020）年度以降に世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、住民の暮らしや働き方、教育、地域経済及びコミュニティ等の在り方にまで広範な影響を及ぼしました。感染症の拡大は、従来の制度や価値観の見直しを促すとともに、柔軟かつ機動的な行政運営の必要性を改めて浮き彫りにしました。さらに、世界的な物価高騰、エネルギー価格の不安定化、自然災害の激甚化及び急速に進展するデジタル技術等、社会全体が多様で複雑な問題や課題に直面しています。これらの不確実性の高い状況に的確に対応するためには、限られた資源を最大限に活用し、機動性と持続性の両立を図る戦略的な行政運営が求められています。

こうした背景のもと、本計画では、前期計画で掲げた将来ビジョンを維持していきながら、これまでの取組の成果や課題を客観的に検証したうえで、より現実的で実効性の高い施策の展開を目指します。特に、今後5年間において優先的に取り組むべき重点分野や施策体系を明確にすることで、行政運営における意思決定の一貫性を確保しつつ、限られた財源・人材を最適に配分し、持続的な発展につなげていくことを目指します。

さらに、本計画は、単に行政の取組方針を示すだけでなく、住民一人ひとりをはじめ、地域団体、事業者、各種関係機関等、本町を構成する多様な主体がそれぞれの役割を認識し、協働してまちづくりに参画していくための共通の指針もあります。課題解決に向けた取組は、行政だけでは限界があり、地域ぐるみの連携と協働があってこそ、その効果は最大化されます。

誰もが将来に希望を持ち、安心して暮らし続けたいと思える本町を実現するために、本計画を通じてまち全体の意識と行動の変革を促し、行政と住民や、地域のあらゆる担い手が力を合わせ、共に未来を築いていくことを目指します。

2 構成・期間・役割

(1) 構成・期間

本計画は、基本構想・実行計画の2層構造とし、それぞれの計画期間内において、社会情勢や住民ニーズの変化に伴い、見直しが必要となった場合には、都度修正等を実施します。

本計画策定後は、住民との協働による行政評価等により、毎年度点検・検証を実施し、その結果を改善策に結びつけることで、徹底した実行計画の進捗管理を行い、財政状況等も勘案して、毎年度見直します。

■ 基本構想

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度までの10年間に実現したい本町の将来像（目指す姿・価値）を示すものです。また、将来像実現のための基本姿勢や政策を示します。

■ 実行計画

基本構想の実現に向けた施策と目標（目指す状況）を示すものです。政策に基づき体系的に定めて実行します。

■ 総合戦略

実行計画のうち、人口減少・地方創生関連施策に特化した計画です。

計画の構成・期間

令和3（2021）年度

令和7（2025）年度

令和12（2030）年度

基本構想（10年間）

前期実行計画（5年間）

（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

第2期総合戦略

後期実行計画（5年間）

（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

第3期総合戦略

行政評価（毎年度見直し）

行政評価（毎年度見直し）

(2) 役割

総合計画は、本町のまちづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”です。そのため本計画は、今後の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、次のような役割を持ちます。

■ 行政運営・自治体運営の基本指針

本計画は、本町の中長期的な展望や環境の変化に柔軟かつ迅速に、そして計画的に対応していくための行政運営の基本指針です。本町の各施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための総合指針となります。

■ 最上位計画としての統合的な役割

本計画は本町の最上位計画として、「ビジョン」とその達成に向けた「基本姿勢」を示し、個別計画の策定・見直し時の基本的な指針となります。

また、各分野の事業計画が効率的に機能するよう、計画間の連動性を高める大局的な立場から策定されたものです。

■ 本町内外の多様な主体による尊重と共通目標

本計画は、住民・団体・事業者等、本町内の多様な主体の活動指針であり、国や県等、外部機関が本町内で事業を行う際にも最大限尊重されるべき計画です。

加えて、住民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画・協働するための共通目標としての役割も担います。

■ 広域的な連携と調整の基盤

本計画は、国・県・周辺自治体との広域的な行政連携の基礎として、必要な施策や事業を調整・反映していくための土台となります。

3 総合計画と総合戦略の関係性

本町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口動向の分析と将来展望を示す「人口ビジョン」と、人口減少の抑制及び持続可能なまちづくりの実現に向けた5年間の取組をまとめた「第2期総合戦略」を、令和2（2020）年度に策定しました。

「総合計画」は、町の最上位計画として、行政運営の基本方針や全般的な施策の方向性を定めるものであり、町の将来像を包括的に描くものです。一方、「総合戦略」は、その中でも特に人口減少という喫緊の課題に対応するため、特化した施策と取組を整理した実行計画です。

人口減少対策は、本町においても重要かつ優先的に取り組むべき課題であることから、「総合戦略」は「総合計画」と一体的に取り組むべきであると考え、前期計画同様、本計画に統合することとし、両計画の連携を図りながら施策を推進し、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

基本構想

目指すまちの姿

将来像

- 目指す最上位の目標（状況）
- キャッチフレーズ

人口ビジョン

- 人口動向の分析結果
- 人口の将来展望（目標人口）

基本目標

目指すまちの姿の実現に向け、取り組むべき基礎的な分野における方針

実行計画

戦略目標

基本目標を実現するための具体的な目標

- 目指す姿（5年後の目指す姿）
戦略目標における理想的な状況
- 戦略目標における基本方針
- 成果指標（KPI）
- 関係する個別計画
- 関連するSDGs

総合戦略

- 人口減少の抑制及び持続可能なまちづくりの達成に向けて特に重点的に取り組む施策
- DXの視点で取り組む事項
- 基本目標及び施策の方向性、具体的な施策と数値目標（KPI）を設定

4 国の動向

国は、平成 26（2014）年、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、少子高齢化の進行や人口減少への対応、東京圏への人口の過度な集中の是正を図り、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、地方創生に向けた取組を進めてきました。具体的には、地域における多様で魅力ある就業機会の創出、出産・子育て支援、生活必需サービスの維持・確保、移住支援及び政府関係機関の地方移転等、全国各地でさまざまな施策が展開されています。

しかしながら、人口減少や東京一極集中の流れを大きく転換するまでには至っていない状況です。地方部は我が国の GDP のおよそ半分を占めており、日本全体の経済成長において重要な役割を担う一方、人口減少の進行に伴う消費の減少により、地域経済の縮小が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、国は「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ成長の可能性を最大限に活かすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指しています。今後は、これまでの地方創生の取組に加え、「強い経済」の実現に重点を置き、成長分野や地域産業を核としたクラスターを全国各地に形成することで、地方から日本全体を成長軌道へと導いていく方針としています。

また、「まち・ひと・しごと創生に関する目標」について、「地方創生に関する総合戦略」において示す「目指す姿」を基本として位置づけています。併せて、「まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向」については、同構想における基本姿勢や政策の柱、各主体の役割を踏まえ、地方創生施策を展開することとしています。具体的には、

- ・人口減少を正面から受け止めた上の施策展開
- ・若者や女性にも選ばれる地域づくり
- ・異なる要素の連携と「新結合」
- ・AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
- ・都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
- ・好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）

の基本姿勢・視点に基づき、関連施策を展開すること等としています。

5 前期計画との主な変更点

本計画では、前期計画に基づく取組の成果と課題を踏まえ、社会情勢や住民ニーズの変化に対応するため、内容の見直しと重点化を行いました。

■ 重点分野の明確化 ①子育て支援

本計画では、前期計画の考え方を継承したうえで、育児支援事業や若者に対する支援に関して、行動指針を整理・集約し、「子育て支援」を重点分野（戦略目標1—3 P45）として再整理しています。これにより、子育て支援に関する施策の位置付けと、実行計画で重点的に進める取組とのつながりを整理し、これまで以上に重視しています。

■ 重点分野の明確化 ②健康づくり

本計画では、「健康づくり」に関する施策を再整理し、住民一人ひとりが自らの健康に主体的に向き合い、できる限り自立した生活を継続できることを目指す行動指針として位置付けています。

「健康づくり」を重点分野（戦略目標1—1 P40）とし、健康寿命の延伸を目標とした取組の方向性をこれまで以上に重視しています。

■ 重点分野の明確化 ③災害に強いまち

本計画では、「防災」に関する施策を重点分野（戦略目標3—8 P83）としました。自然災害の激甚化や事故への備えとして、消防防災担当班を設置する等、防災・減災対策や危機管理体制の充実を強化し、安全・安心なまちづくりをこれまで以上に重視しています。

■ 施策・事業の整理と実行性の向上

本計画では、前期計画の評価結果を踏まえ、内容が重複する行動指針の整理や表現の統一を行いました。これにより、限られた人材・財源の中でも、重点分野に沿った施策展開が可能となる構成となっています。

■ 将来を見据えた分かりやすい計画への見直し

本計画では、前期計画の考え方を土台としつつ、行動指針と成果指標の見直しを行いました。これにより、計画の進捗管理や評価が行いやすい、実務に即して実践しやすい構成となっています。

6 計画の進行管理

(1) 進行管理

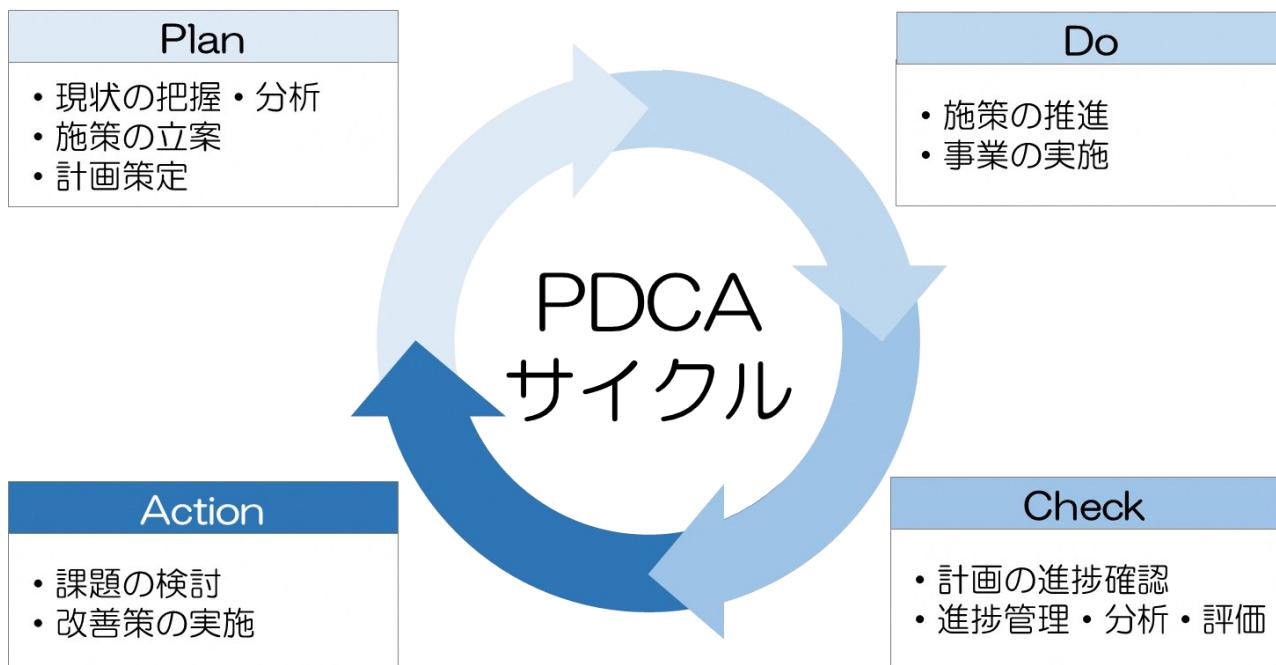
目指すまちの姿を実現するためには、総合計画を策定すること自体を目的とするのではなく、日々の行政運営や事業判断の拠り所として、常に活用し続けることが重要です。本計画は、全庁が共通の方向性を確認し、限られた資源をどこに重点的に投入するのかを判断するための「実践的な指針」として位置付けます。

そのため、職員一人ひとりが総合計画を自らの業務と結び付け、担当分野にとどまらず、町全体の視点から施策を考える意識を持つことが求められます。部門間の連携や外部主体との協働を前提とし、変化する社会問題や住民ニーズに対して、柔軟かつ機動的に対応できる行政運営を目指します。

また、持続可能な行政運営を進めるためには、経験や慣例に依存するのではなく、客観的なデータや成果に基づいて施策を検証し、改善につなげていくことが不可欠です。本計画で設定する「目指す姿」や「成果指標」を共通の物差しとし、施策の進捗や効果を分かりやすく把握できる仕組みを構築します。

これらの評価結果を踏まえ、計画(Plan)に基づく事業の実行(Do)、検証(Check)及び見直し(Action)を継続的に行い、必要に応じて施策の重点化や再構築を行います。計画を固定的なものとせず、社会情勢や地域の実情に応じて磨き上げていくことで、実効性の高い総合計画として運用し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していきます。

なお、行政評価の運用に際しては、主に次の(2)の4つの観点を取り入れています。



(2) 行政評価を運用する4つの観点

①成果重視の行政運営	まちの将来像の実現に向けて、施策・事務事業の達成度や妥当性を測ることにより、成果重視の最適な事業の推進を行います。
②情報公開・共有 (説明責任)	評価結果はホームページを通じて毎年公表することで、事業の透明化を図ります。さらに、情報公開から住民との情報共有に取り組み、住民との協働による計画管理を行います。
③健全な財政運営	評価結果をもとに、事業の収支改善や新規事業立案に際してより良い内容としていくことで、財政収支の改善を行い、持続可能な行政運営を行います。
④職員の意識改革	評価を通じ、目的・成果・コスト意識を持つことにより、行政資源を効率的・効果的に活用する意識の徹底を図ります。多くの職員の主体的な関わりを通じて、職員の行政運営に対する意識や意欲を高めています。

第2章 本町の概要とこれからの視点

1 本町の概要

（1）位置・地勢

長崎県北部の北松浦半島中南西部に位置する本町は、周囲を佐世保市に囲まれており、東境には葦岳から牟田原に連なる山脈があり、西境の盲ヶ原から北境の鷺尾岳まで江里山脈が連なっています。この間に佐々谷と呼ばれる縱谷が形成され、国見山（佐世保市世知原町）に源流を発する延長 21.9 キロメートルにおよぶ佐々川が町の中央を北東から南へ貫流し、これに沿って町が展開しています。

面積は約 32.26 km² で、東西 6.5km、南北 8.0km とコンパクトながら、丘陵と谷が入り組む地形が特徴です。平均気温は約 17°C で、湿度 65% の温暖かつ湿潤な気候に恵まれ、水稻やイチゴ等の農業地帯が広がり、山地には棚田も点在しています。

自然条件と交通利便性（松浦鉄道や国道204号、西九州自動車道等）を活かし、佐世保市のベッドタウンとしても発展しています。



(2) 歴史

本町の中央を流れる佐々川は古くから人々の暮らしを支えてきました。町内には、縄文時代の営みの跡がうかがえる岩陰遺跡や、日本に『米作り』伝えた朝鮮半島からの渡来人を埋葬した墓石群があります。これは我が国の生活様式を『食料採取の縄文時代』から『食料生産の弥生時代』へと大転換させた貴重なモニュメントなのです。

本町を含む北松浦半島地域は、古くから中国大陆や朝鮮半島からの玄関口として重要な役割を果たしていたと考えられています。この地域の複雑な海岸線や多島海で暮らす『海夫集団』は遣唐使の送迎や海外との交流には欠かせない存在でした。中世になると『松浦党』と呼ばれる武士団へと成長し、源平合戦や元寇でも活躍しました。またポルトガル等ヨーロッパとの交易の先駆けともなりました。

15世紀中頃になると、農業土木の大きな進展により、佐々川からの本格的な取水が可能となり、次々と新田が開発されました。そして、江戸時代中頃の平戸藩による大干拓『佐々村大新田干拓』により、佐々村は『半農半漁』から『農村』へと変容しました。

江戸時代の佐々町は『平戸藩・松浦氏』の領地であり、『佐々村』と『市瀬村』に分かれていました。それぞれに『庄屋』が配置され、藩の命を受けて村の自治、年貢の徵収、治安維持等を担いました。

明治時代に入ると、廃藩置県により平戸藩が消滅し、佐々村・市瀬村は長崎県に編入されました。その後、明治22(1889)年、明治政府による町村制の施行により、佐々村と市瀬村が合併して北松浦郡佐々村が発足しました。

新政府による義務教育の実施により、教育環境が刷新されて、明治6(1873)年には佐々村では最初の『志方小学校』が開かれ、またその翌年には市瀬村に市瀬小学校も開校しました。明治7(1874)年に佐々郵便役所が創設され、明治42(1909)年、電話通信事業も始まって、生活の近代化が急速に進みました。

『石炭佐々』の時代は幕末の頃から始まりました。志方から大茂に抜ける谷間(たにあい)で次々に石炭層が見つかり、多くの人達が石炭採掘に殺到し、掘られた石炭は志方川と佐々川合流付近から船積みされ、遠くは瀬戸内海の塩田まで運ばれました。また明治31(1898)年には、世知原で採掘された石炭を佐々川河口で船に積み込むための鉄道が開通し、周辺地域に先駆けて佐々村内を蒸気機関車が往来するようになりました。

佐々村も含めて旧北松浦郡内の多くの村々では炭鉱関係で働く人達で人口が急増し、『石炭産業』が当地域経済の柱となりました。商店街や娯楽施設等も充実して『北松地域』は活気であふれました。その様な背景の中、昭和16(1941)年1月、佐々村は町制を施行し『佐々町』となりました。

炭鉱全盛期であった昭和20(1945)年代半ば頃の佐々町の人口は2万人を超えていましたが、昭和30(1955)年頃になると、中東からの石油輸入が増大し、日本の石炭産業は予想をはるかに上回る速さで衰退しました。昭和44(1969)年には佐々町内全ての炭鉱が閉山し、人口は半減しました。

その後、佐々町は農林業や商工業の振興、公共事業による基盤整備等を駆使して多角的な地域づくりを進めて経済再建を図り、雇用の確保に注力してきました。

交通面では、国道204号の整備や松浦鉄道、交通インフラの充実が図られ、本町は住宅地としての性格を強め、ベッドタウン化が進みました。さらに、近年では西九州自動車道の開通により佐世保市等の周辺地域とのアクセスが大きく改善しました。

このように、本町はその時々の問題や課題に向き合いながら、人と自然が調和した地域づくりを続けてきました。今後も、これまでの歩みを大切にしながら、『次代に向けた持続可能な町・より住みやすい町・佐々町』を目指します。

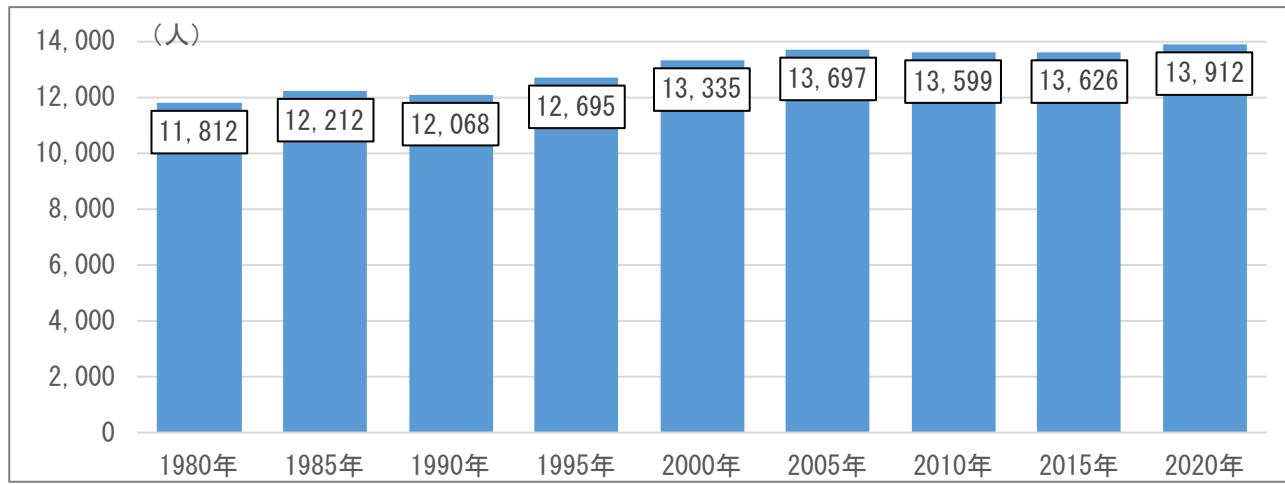
(3) 人口の状況

本町の総人口は、長期的には増加傾向にありました。近年は、近隣市からの転入者はあるものの、県外への転出や自然減により、減少傾向にあります。

人口移動を年齢階層別にみると、進学や就職を機に町外へ転出する20歳未満層で大きな流出がみられる一方、20~30歳代では佐世保市等、近隣自治体からの転入が転出を上回っており、子育て世代を中心に定住が進んでいます。

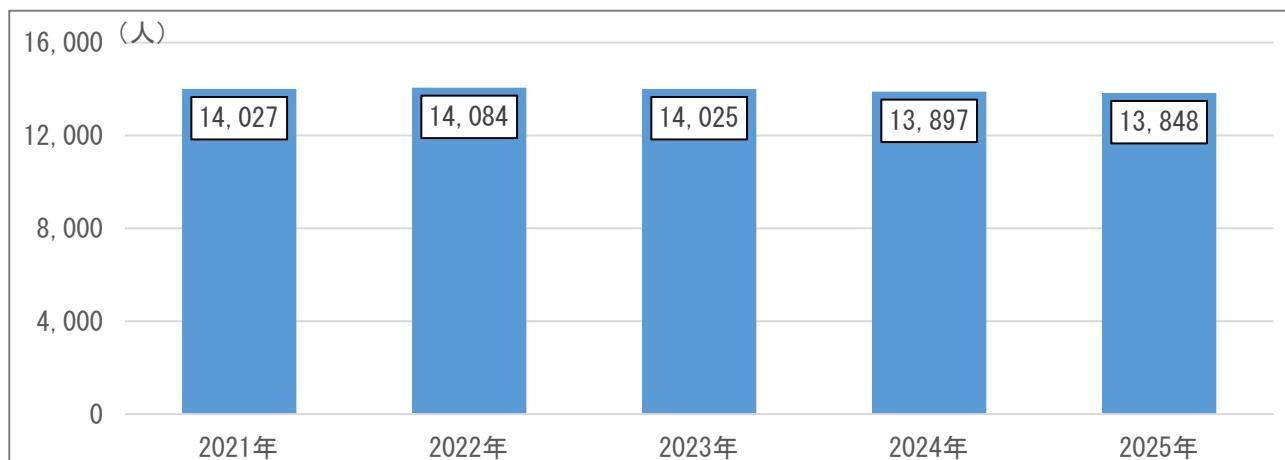
上記を踏まえると、今後人口を維持・増加させていくためには、子育て・教育環境の充実に加え、就労機会の創出や若者が将来を描ける地域づくり、住環境や地域コミュニティの魅力を高め、転入・定住を促進する取組を継続的に進めていくことが必要です。

総人口の推移（1980年～2020年）



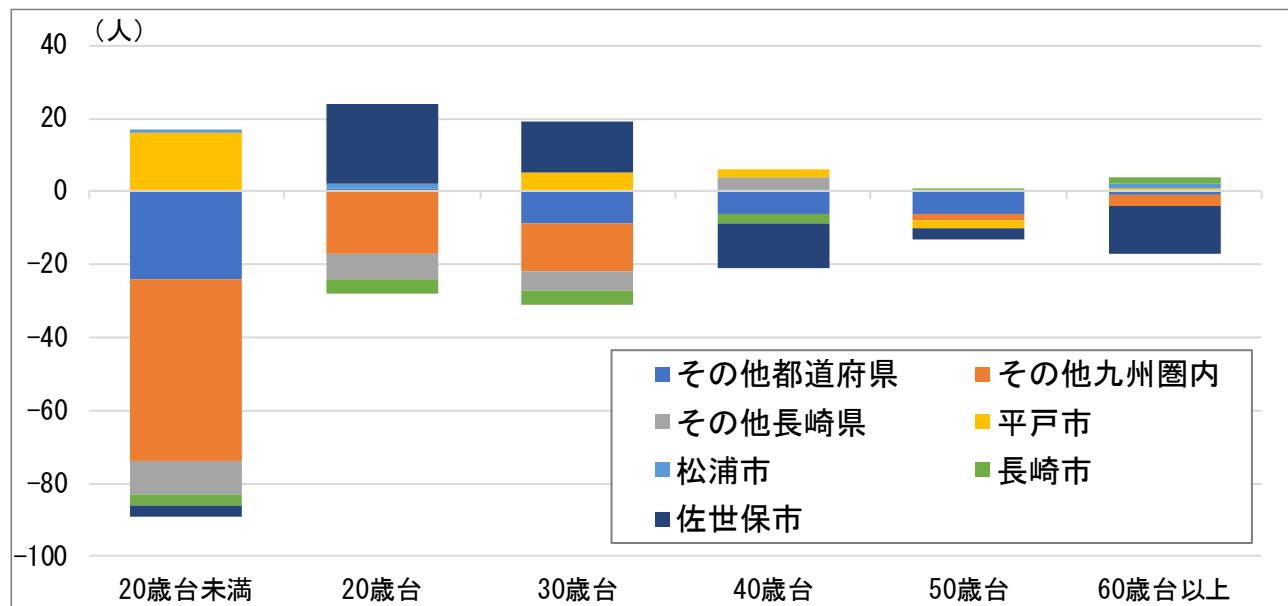
出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

総人口の推移（2021年～2025年）



出典：住民基本台帳（各年9月末日現在）

人口移動（令和5（2023）年）

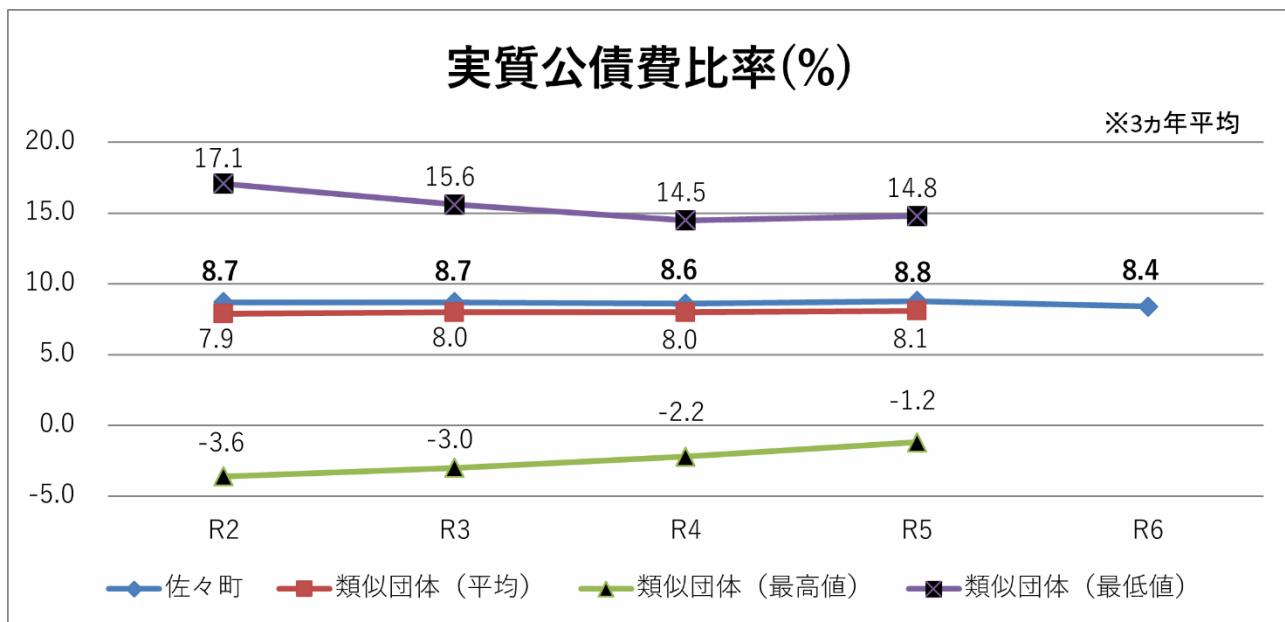
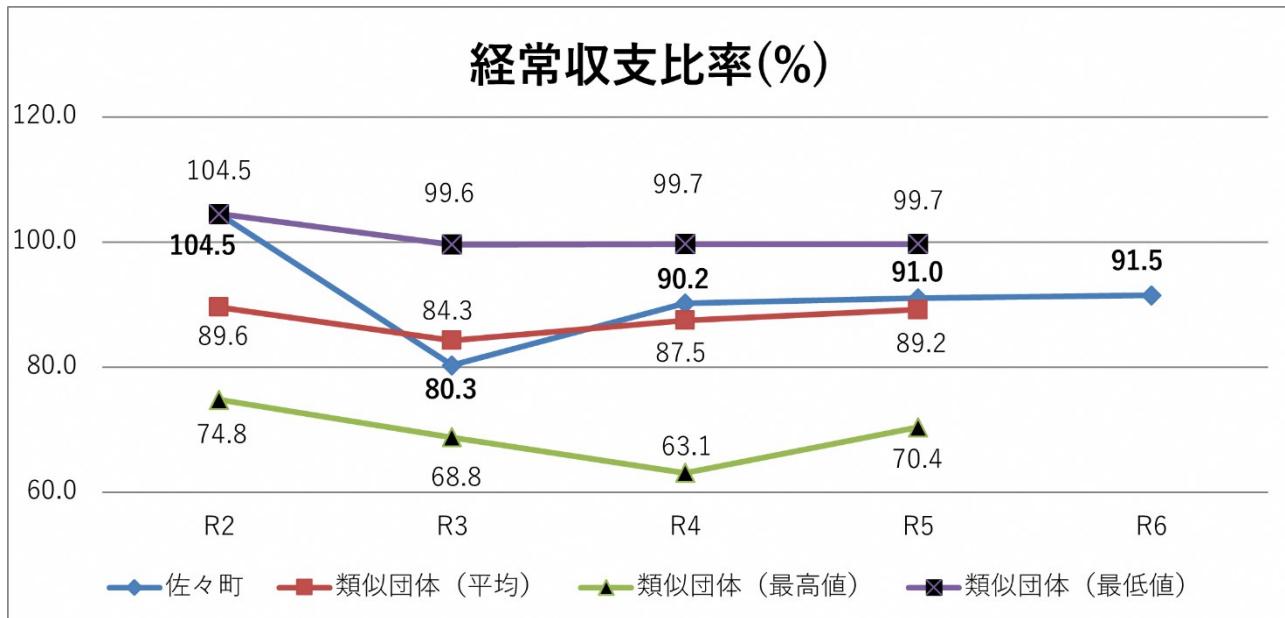


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(4) 財政の状況

本町の経常収支比率は91.0%（類似団体平均89.2%）、実質公債費比率は8.8%（類似団体平均8.1%）となっています。

本町の財政状況は現時点では健全な範囲にあるといえますが、今後厳しくなることが見込まれるため、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、持続可能な行財政運営を推進していくことが必要です。



出典：総務省「類似団体比較カード 主要財政指標」

2 第7次佐々町総合計画前期実行計画の検証

(1) 評価の目的

本評価は、本計画を策定するに当たり、前期計画の進捗状況を明らかにすることで、計画策定の基礎資料とし、今後の行政運営に活かしていくことを目的として実施しました。

(2) 評価の方法

令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの各年度について、次図のような表を作成し、前期計画期間に実施した事業毎にA・B・Cの3段階評価を行いました。

評価の視点		項目	判定
必要性	・事業根拠の再確認 (住民のニーズに対して、意図が適切であるか)	<input type="checkbox"/> 妥当である	
		<input type="checkbox"/> 検討の余地がある	
		<input type="checkbox"/> 検討の余地が多い	
	・意図の適切性 (自治体が主体で取組むべき事業か、住民参画の余地はないか)	<input type="checkbox"/> 妥当である	
		<input type="checkbox"/> 検討の余地がある	
		<input type="checkbox"/> 検討の余地が多い	
	・自治体関与の必要性 (評価指標や意図をどの程度達成しているか)	<input type="checkbox"/> 妥当である	
		<input type="checkbox"/> 検討の余地がある	
		<input type="checkbox"/> 検討の余地が多い	
有効性	・意図の達成度 (意図を達成するうえで、現状の対象設定が最も有効か、他に有効な対象設定はないか)	<input type="checkbox"/> 目標を達成している	
		<input type="checkbox"/> 目標をやや下回った	
		<input type="checkbox"/> 目標を大きく下回った	
	・対象の適切性 (意図を達成するうえで、現状の手段が最も有効か、他に有効な手段はないか)	<input type="checkbox"/> 適切である	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地がややある	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地が多い	
	・手段の適切性 (業務手順、関与職員人数について見直しの余地はないか)	<input type="checkbox"/> 適切である	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地がややある	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地が多い	
効率性	・業務の効率化 (投入するコストは適正か、削減の余地はないか)	<input type="checkbox"/> 効率的である	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地がややある	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地が多い	
	・投入コストの適切性 (受益者負担は適正か、国、県等の補助等はないか)	<input type="checkbox"/> 適切である	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地がややある	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地が多い	
	・財源確保の適切性 (受益者負担は適正か、国、県等の補助等はないか)	<input type="checkbox"/> 適切である	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地がややある	
		<input type="checkbox"/> 改善の余地が多い	

また、評価を数量的に把握することを目的とし、「評価点」を算出・点数化しました。

この評価点は、例えば、2つの「実行計画における『行動指針』」より構成される「戦略目標」がある場合、その2つの指標の評価が「A」と「B」なら、それは100点進捗と75点進捗となり、これにより構成される「戦略目標」としては平均87.5点進捗($= (100+75) \div 2$)と判断することができます。

A: 100点

B: 75点

C: 25点

D: 0点

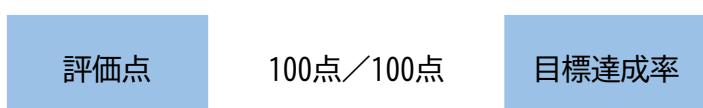
(3) 評価結果

全体評価

基本目標1 「医療・福祉」が充実したやさしいまち



基本目標2 「教育・文化」で輝くまち



基本目標3 「生活・安全」を大切にするまち



基本目標4 「自然・環境」を守り続けるまち



基本目標5 「産業・観光」でにぎわうまち



基本目標6 「行政・財政」が持続可能なまち



基本目標7 「情報共有・協働」のみんなのまち



基本的方向/実行計画における『行動指針』	達成度 (4段階評価)				達成度 評価点	目標 達成率 (=A)
	A	B	C	D		
1 「医療・福祉」が充実したやさしいまち	123				100 点	100.0%
1-1 一人一人が健康づくりを進められる環境をつくる	18				100 点	100.0%
1-2 誰もが安心できる医療体制を整える	13				100 点	100.0%
1-3 安心して出産・子育てができる環境をつくる	16				100 点	100.0%
1-4 高齢者が自立した生活を送れる仕組みをつくる	39				100 点	100.0%
1-5 障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを進める	21				100 点	100.0%
1-6 社会保障が充実し、健康で安心した生活環境を整える	16				100 点	100.0%
2 「教育・文化」で輝くまち	96				100 点	100.0%
2-1 「生きる力」を育む学校教育を充実する	32				100 点	100.0%
2-2 学校・家庭・地域が連携協力し子どもの教育を充実する	12				100 点	100.0%
2-3 生涯にわたって学ぶことができる機会をつくる	16				100 点	100.0%
2-4 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する	16				100 点	100.0%
2-5 歴史や文化財、伝統文化を守り、育てる	8				100 点	100.0%
2-6 多彩な芸術・文化の充実を図る	12				100 点	100.0%
3 「生活・安全」を大切にするまち	79	5			99 点	94.0%
3-1 快適な生活に必要な市街地や施設環境を整える	5				100 点	100.0%
3-2 身近な交通ネットワークや広域交通ネットワークを確保する	8				100 点	100.0%
3-3 ライフスタイルに応じた安心の住まいの場を提供する	8				100 点	100.0%
3-4 まちの中心にふさわしい機能の充実を図る	7	1			97 点	87.5%
3-5 水環境を守り、育てる	11				100 点	100.0%
3-6 おいしく安全な水を供給する	10				100 点	100.0%
3-7 犯罪や交通事故から町民を守る	10	2			96 点	83.3%
3-8 まちの防災力を高め、被害を最小限にとどめる	20	2			98 点	90.9%

4 「自然・環境」を守り続けるまち		28				100 点	100.0%
4-1 自然と調和した美しいまちをつくる		8				100 点	100.0%
4-2 ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ないスタイルを確立する		20				100 点	100.0%
5 「産業・観光」でにぎわうまち		40	8	5	1	88 点	74.1%
5-1 消費者ニーズに対応した魅力ある農産物を生産・供給する		14	4	1	1	86 点	70.0%
5-2 地域に密着した産業を創出・育成し、活力と賑わいのある商店街を形成するとともに、町産業力を強化する		14		4		83 点	77.8%
5-3 世代・地域を超えて様々な交流を育む環境をつくる		7	1			97 点	87.5%
5-4 出会いから結婚、移住・定住を応援し、多くの人が賑わうまちをつくる		5	3			91 点	62.5%
6 「行政・財政」が持続可能なまち		59	3			99 点	95.2%
6-1 機能的かつ効率的な行政運営を行なう		22	1			99 点	95.7%
6-2 健全な財政運営を行う		37	2			99 点	94.9%
7 「情報共有・協働」のみんなのまち		49	9			96 点	84.5%
7-1 情報を適切に管理し、積極的な公開・共有化を進める		16	2			97 点	88.9%
7-2 すべての町民が尊重され、生きがいのある社会をつくる		9	3			94 点	75.0%
7-3 身近な課題を解決する地域コミュニティを育てる		12	4			94 点	75.0%
7-4 自立した町民活動を支援し、町政への町民参画機会を広げ、協働によるまちづくりを進める		12				100 点	100.0%
全体		474	25	5	1	98 点	93.9%

前期実行計画では、多くの施策が計画に沿って進展し、医療・福祉や教育・文化、生活・安全等の生活基盤の充実に一定の成果を上げられました。一方、C評価となった農業、産業分野は、目標を達成することが困難であった分野であり、本町の課題となっています。今後は、成果が高い取組は継続し、低評価の施策については改善手法を見直すことが必要です。

3 第2期総合戦略の検証

(1) 評価の目的

本評価は、第3期総合戦略を策定するに当たり、第2期総合戦略の進捗状況を明らかにすることで、第3期総合戦略策定の基礎資料とし、今後の行政運営に活かしていくことを目的として実施しました。

(2) 評価の方法

「第7次佐々町総合計画前期実行計画の検証」と同様です。

(3) 評価結果

全体評価

基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、まちの未来を担う人材を育成する

評価点

99点／100点

目標達成率

96.1%

基本目標2 誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちをつくる

評価点

96点／100点

目標達成率

83.0%

基本目標3 町民の生活を支える産業を持続・発展させる

評価点

100点／100点

目標達成率

100.0%

基本目標4 まちの魅力を発信し、新しいひとの流れとつながりをつくる

評価点

92点／100点

目標達成率

81.5%

基本目標・事業	達成度 (4段階評価)				達成度 評価点	目標 達成率 (=A)
	A	B	C	D		
1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、まちの未来を担う人材を育成する	49	2			99 点	96.1%
1 育児支援事業	27				100 点	100.0%
2 子育て世帯への負担軽減事業	10	2			96 点	83.3%
3 さざっ子学力アップ事業	4				100 点	100.0%
4 小中学校キャリア教育推進事業	4				100 点	100.0%
5 佐々っ子応援団推進事業	4				100 点	100.0%
2 誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちをつくる	44	9			96 点	83.0%
6 健康推進事業	4	1			95 点	80.0%
7 町立診療所サービス充実事業	4				100 点	100.0%
8 いきいき百歳体操事業	4	4			88 点	50.0%
9 地域まるごとサロン事業	8				100 点	100.0%
10 生涯現役講座運営事業	4				100 点	100.0%
11 総合スポーツまちづくり振興事業	4				100 点	100.0%
12 防災・減災対策推進事業	2	2			88 点	50.0%
13 自主防災組織育成強化事業	2	2			88 点	50.0%
14 身近な公園維持管理事業	4				100 点	100.0%
15 広域的道路ネットワーク構築事業	4				100 点	100.0%
16 地域公共交通事業者支援事業	4				100 点	100.0%
3 町民の生活を支える産業を持続・発展させる	24				100 点	100.0%
17 新規就農支援事業	4				100 点	100.0%
18 地域集落営農推進事業	4				100 点	100.0%
19 農地確保支援事業	4				100 点	100.0%
20 起業・創業支援事業	4				100 点	100.0%
21 地元中小企業支援事業	4				100 点	100.0%
22 空き店舗再生事業	4				100 点	100.0%
4 まちの魅力を発信し、新しいひとの流れとつながりをつくる	22	3	2		92 点	81.5%
23 まちなか町有地活用事業	3	1			94 点	75.0%
24 農業体験施設・皿山農産物直売所活性化事業	0	2	2		50 点	0.0%
25 通年型観光イベント事業	4				100 点	100.0%
26 観光情報発信事業	4				100 点	100.0%
27 佐々川を中心とした観光や交流イベントの情報発信・交流拠点整備事業	2				100 点	100.0%
28 地方回帰と産業構造の変化を捉えた大規模人材環流プロジェクト（移住推進事業）	5				100 点	100.0%
29 まちづくり応援事業	4				100 点	100.0%
全体	139	14	2		97 点	89.7%

第2期総合戦略では、子育て支援や生活支援等の施策が着実に実施され、一定の成果を上げられました。一方で、福祉・防災・産業の一部の施策では、十分な成果が上げられませんでした。今後は、成果が十分に上がらなかった施策について重点的に検証・見直しを行い、指標設定や実施体制の改善を通じて、施策全体の実効性向上を図ることが必要です。

4 住民アンケート

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定に当たり、住民の皆様の日常生活における実情や感じている課題及び今後本町に期待すること等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

①一般

調査対象：本町在住の18歳以上の方から無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送、WEB回収

調査期間：令和7年3月24日から令和7年4月18日

回収率等：1,994通配布、611件回収、回収率30.6%

なお、回答率は、住所不定の未着で返送された調査票を除いたものを母数とし、算出しています。

②次世代

調査対象：本町在住の小学生・中学生

調査方法：学校配布・WEB回収

調査期間：令和7年4月7日から令和7年4月28日

回収率等：690通配布、414件回収、回収率60.0%

(2) アンケート調査結果の概要

①住み心地・暮らしやすさについて

本町を「住みよい」と感じている方は93.4%にのぼり、理由としては「日常生活が便利」「自然が豊か」「静かでのんびりしている」といった点が挙げられました。一方で、「娯楽の場が少ない」「働く場が少ない」といった問題も見受けられました。

②暮らしの環境や地域の人間関係について

買い物や医療については比較的肯定的な意見が多くありましたが、娯楽施設や公共交通、行政サービスのデジタル化には改善を求める声がありました。また、地域のつながりについては「信頼できる人がいる」「助け合いがある」といった評価がある一方で、「若者や女性が活躍しやすい雰囲気」は十分とは言えない結果でした。

③まちづくりに関する考え方

教育・子育て分野では「給食費などの経済的支援」、福祉分野では「高齢者の介護サービスの充実」が重視されていました。情報提供の方法としては「ホームページの充実」や「広報紙の活用」が求められ、住民の意見を反映する取組としては「アンケートの実施」や「参加しやすいまちづくり活動の工夫」が期待されています。

④本町のイメージや特色について

町章や町花の認知度は居住年数に比例して高まる傾向にあり、本町のイメージとしては「佐々川」が最も多く挙げられました。特産品では「お茶」や「イチゴ」が認知されており、「夏祭り花火大会」等のイベント参加率も高くなっています。

⑤次世代の意識

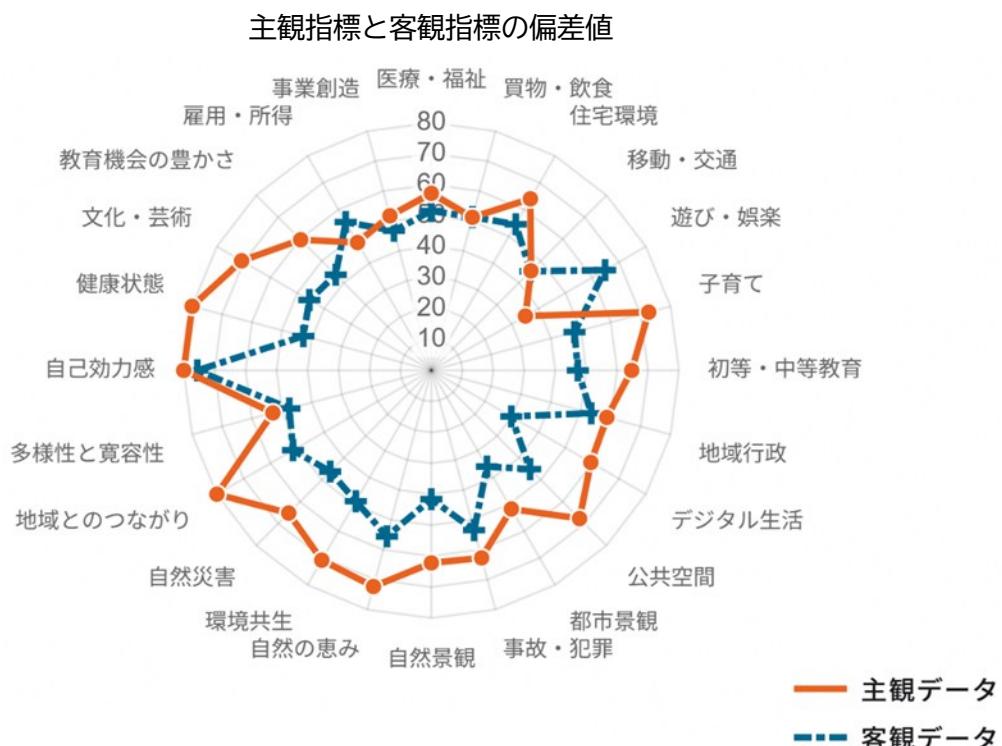
小・中学生も本町に対して肯定的な意識を持っており、「友達がいる」「自然が豊か」といった点に魅力を感じていることが分かりました。将来的に本町に住み続けたいと考えている子どもも多い一方で、「都会で暮らしたい」「仕事が少ない」といった理由で町外への移住を考える意見もみられました。

⑥地域幸福度 (Well-Being)

Well-Being 指標は、地域に関する「主観指標」(今回の調査結果)と「客観指標」(約200個からなるオープンデータ)を根拠にしています。

主観指標・客観指標は、3つの因子群(生活環境、地域の人間関係、自分らしい生き方)から構成されていて、まちの強み・弱みを主観・客観の両面から把握可能となっています。各指標は、全国平均と自治体の数値から計算される偏差値で示されています。

主観指標と客観指標のギャップが大きい項目をみると、「健康状態」で主観指標(80.0)が客観指標(42.8)を37.2ポイント上回っています。一方、「遊び・娯楽」で客観指標(64.8)が主観指標(35.1)を29.7ポイント上回っています。



※本指標は、デジタル庁が提供する地域幸福度 (Well-Being) 指標利活用サービスから引用しています

※地域幸福度 (Well-Being) 指標利活用サービスのホームページでは、令和4～6年度の全国調査／個別調査の結果をダッシュボードで閲覧することができます

※表示される数値(偏差値)の最小値は20、最大値は80に設定されています

5 現代社会が直面する問題や変化

(1) 少子高齢化と人口減少社会

全国的な傾向として、少子高齢化が進行しており、地域機能の低下や行政サービスの持続可能性が問題となっています。担い手不足や地域コミュニティの希薄化等、暮らしのさまざまな面に影響が及ぶことが懸念されています。本町においても、高齢化や人口減少は避けられない状況です。出産・子育てのしやすい環境整備に加え、U・I ターンや移住者の受入れ、若年層の定住促進や、高齢者が安心して暮らせる支援体制の構築を通じて、持続可能な地域社会の実現を目指します。

(2) 地域福祉に関する取組

高齢化の進行により、医療や介護、生活支援のニーズが高まる中、本町では地域包括支援センターを中心とした包括的な支援体制の強化に取り組んでいます。また、住民同士による見守りや支え合いの仕組みづくりも進めており、地域に暮らす誰もが安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指しています。今後も関係機関や専門職との連携を深め、地域福祉の充実を図ります。

(3) ライフスタイルや価値観の多様化

ICT の進展や働き方改革を背景に、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。テレワークや 2 地域居住等の新たな暮らし方が注目されており、都市部との距離感を活かした関係人口の創出が地域活性化には重要であるとされています。本町においても、関係人口の創出は重要であり、多様な人々が互いに尊重し合いながら共に暮らせる地域づくりを目指し、柔軟な制度や環境整備を進めています。

(4) 国を挙げた地方創生の取組

国は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地域の人口減少克服と活性化を進めています。本町でも平成 27 年度に「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、移住・定住促進や産業振興、子育て支援等に取り組んできました。令和に入り社会情勢や住民ニーズが変化する中、さまざまな施策や事業に基づいて取組の深化を図っています。今後も国や県と歩調を合わせながら、本町の特性を活かした創造的な地域戦略を展開していきます。

(5) 産業構造の変化

経済環境やデジタル化の進展により、本町でも産業構造の変化への対応が求められています。商工業や農林業では、担い手不足や後継者問題が顕在化しており、町内外の若者にとって魅力ある施策が必要です。今後は、地域資源の活用や ICT の導入、新たな雇用創出に向けた支援を強化し、内外の事業者・団体との連携による持続可能な産業の構築を進めています。

(6) 環境問題に関する意識

地球温暖化や自然環境の変化が進む中で、本町では清流や山林等の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことが重要です。今後は、住民の環境意識を高める啓発活動や、こどもたちへの環境教育の充実に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入、省エネ施策及び自然との共生を目指した土地利用等を進め、持続可能な地域づくりを推進していきます。

(7) 災害への備えと感染症対策の取組

本町は比較的災害リスクの少ない地域ですが、地震や台風等の自然災害、新たな感染症への備えは不可欠です。本町では避難体制や情報伝達手段の強化、防災教育や訓練の充実を図ります。今後は、住民の自助・共助の意識醸成を進め、あらゆるリスクに備えた強靭な地域社会の形成を目指します。

(8) 公共施設等の維持管理

公共施設の利用率低下や維持管理費の増加が問題となっています。本町では、「公共施設等総合管理計画」に基づき、管理運営の効率化を進めています。今後は、民間や地域団体との連携も含めた新たな管理体制を検討し、住民サービスの質を保ちながら、持続可能な施設運営の実現を図ります。

6 これからの本町に必要な視点

(1) 持続可能なまちづくり～SDGs～

前期計画と同様に、本計画においても、施策展開の視点として、SDGsとの整合を取るものとします。SDGsそのものは、国際社会全体で取り組む開発目標であることから、本町においてもSDGsを意識した取組を進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) DX (デジタル・トランスフォーメーション)

現在は、「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる DX (デジタル・トランスフォーメーション)」が進展しつつあります。この変化は段階的に社会へ浸透し、大きな影響を及ぼすと考えられます。はじめに、インフラ、制度、組織及び生産方法といった従来の社会・経済システムに、AI や IoT 等の ICT が導入されます。次に、それらの技術を活用できるよう、システムそのものが変革されていきます。そして、ICT の能力を最大限に引き出すことのできる、新たな社会・経済システムが誕生することが期待されます。

こうした時代の流れの中で、将来を見据えた持続可能な地域づくりを進めていくためには、本町においても「DX の視点」を的確に組み込むことが求められます。急速に進展するデジタル技術は、私たちの暮らしや地域社会の構造を大きく変えつつあり、本町においてもこれに柔軟に対応し、住民の利便性の向上と業務の効率化に取り組む必要があります。

DX を進めるうえでは、単に技術を導入するだけでなく、組織や人材の意識改革が不可欠です。庁内における部門横断的なデジタル推進体制の整備、運営を目指すことが重要です。

今後は、本町の実情に応じて DX の視点を本計画に組み込み、住民の幸福や地域の持続的な発展に資する、より実効性のある計画としていくことが求められます。

DX のイメージ図



(3) 地域幸福度 (Well-Being)

住民アンケートでも確認しましたが、「地域幸福度 (Well-Being)」とは、身体的、精神的、社会的に、良好な状態になること（幸福感）を意味する概念です。昭和 23 (1948) 年の世界保健機関 (WHO) の憲章前文に「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます」と記載されており、このことが現代において再注目されています。

我が国の人口減少社会において、一人ひとりが多様な幸せを実現する社会を目指すことが重要という観点で、民間企業や全国の自治体等において地域幸福度 (Well-Being) に関する普及が進められています。

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

前期計画で定めた基本姿勢である、「暮らししいちばん！住むなら さざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」を本計画でも継承し、より一層推進していきます。

本町では、自然環境に恵まれた住みやすい環境や子育て支援の充実等により、出生率、年少人口の割合は、全国的にみても高い水準となっています。

今後は、住民が「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と感じることはもちろん、若い世代や町外の人々からも「住んでみたい」と思われるような魅力あるまちを、住民と共に育んでいきます。

そして、町の豊かな自然や地域のつながりを大切にしながら、誰もが安心して暮らし、生涯にわたって自分らしく輝けるまちづくりを進めていきます。

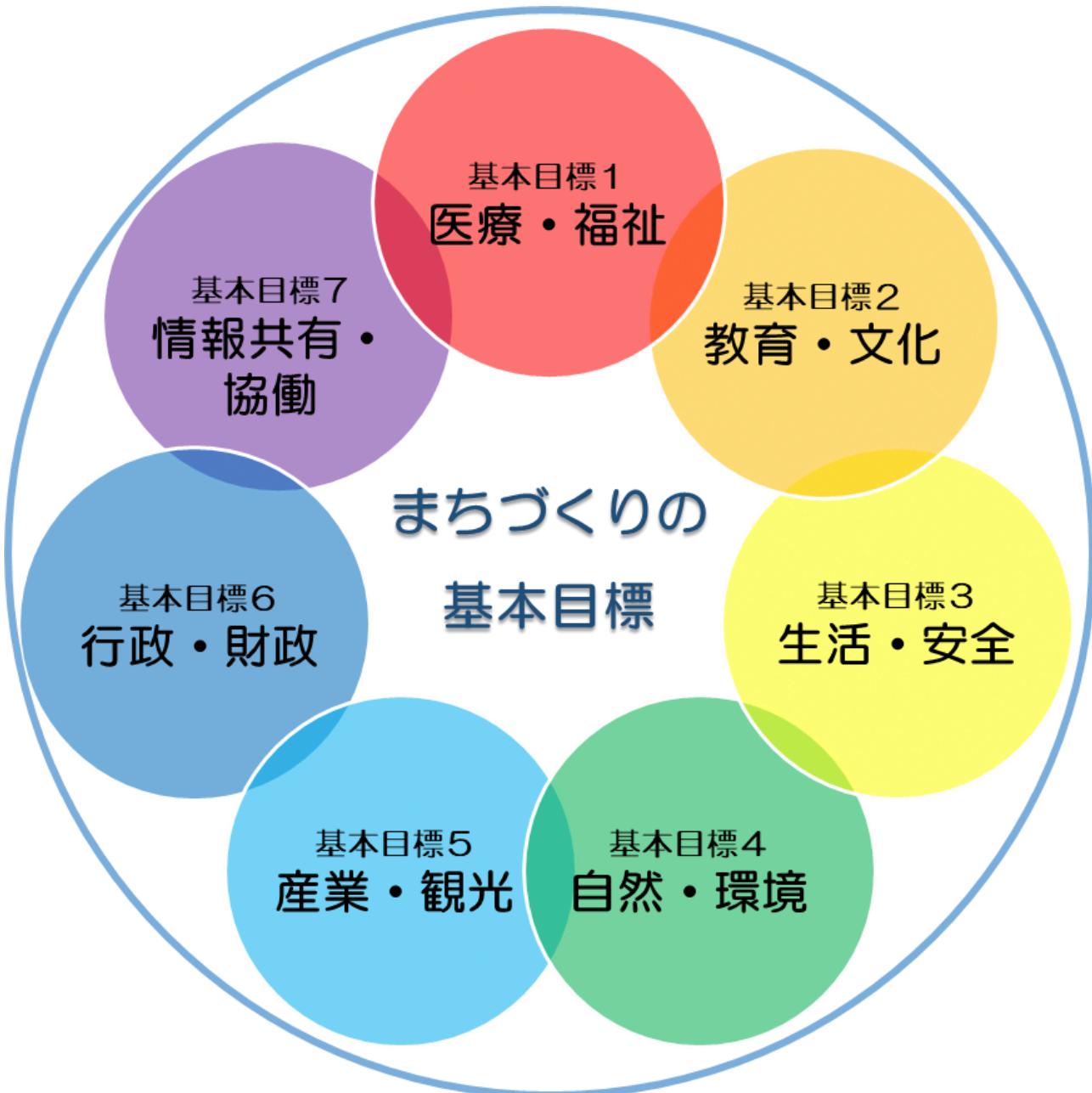
～ 将 来 像 ～

暮らししいちばん！住むなら さざ
～みんなが輝き、みんなで創るまち～

第2章 まちづくりの基本目標

まちの将来像の実現に向けて、次のとおり、7つの基本目標を定めます。

これらの基本目標を達成していくことで、まちの将来像が実現することを目指していきます。



次に、各基本目標を達成するために、基本方針を定めます。

基本目標1 「医療・福祉」が充実したやさしいまち

誰もが安心して医療や介護を受けられる体制を整えます。高齢者や障がいのある方への支援を充実させ、子育て世帯の経済的負担を軽減し、全世代が健康で過ごせる環境づくりを進めます。

基本目標2 「教育・文化」で輝くまち

こどもから高齢者まで、全ての世代が学び続けられる教育・文化環境を整えます。学校と地域が連携し、生涯学習や文化・スポーツを通じて交流と地域への愛着を育みます。

基本目標3 「生活・安全」を大切にするまち

道路や公園等、生活基盤の整備を進め、誰もが安心して暮らせる環境を整えます。防災や防犯、交通安全への対応を強化し、快適で安全なまちづくりを目指します。

基本目標4 「自然・環境」を守り続けるまち

佐々川等の自然を守り、美化活動やごみ削減を推進します。脱炭素や循環型社会の実現に向けた取組を進め、本町全体で環境意識の向上を図ります。

基本目標5 「産業・観光」でにぎわうまち

雇用や創業を支援し、農業や商工業の担い手を確保します。特産品の販路拡大や観光資源の発信を強化し、交流人口の拡大と地域活性化を図ります。

基本目標6 「行政・財政」が持続可能なまち

安定した財政基盤の確立を図り、将来にわたって持続可能なまちを目指します。また、行政のデジタル化や窓口サービスの充実を通じて、全ての住民が利用しやすい、行政の実現を図ります。

基本目標7 「情報共有・協働」のみんなのまち

情報発信と住民意見の反映を進め、信頼と参加のまちづくりを行います。地域活動や多世代間交流を支援し、住民と共に協働する体制を築きます。

第3部 人口ビジョン

第1章 人口ビジョンの更新

本町は、前期計画を策定するに当たり、「佐々町長期人口ビジョン」を改訂しました。改訂から約5年が経過し、その間に新たな国勢調査の結果や、その国勢調査の結果を踏まえて国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」と言います。）から公表された将来推計人口を加味し、一部の項目を更新しました。

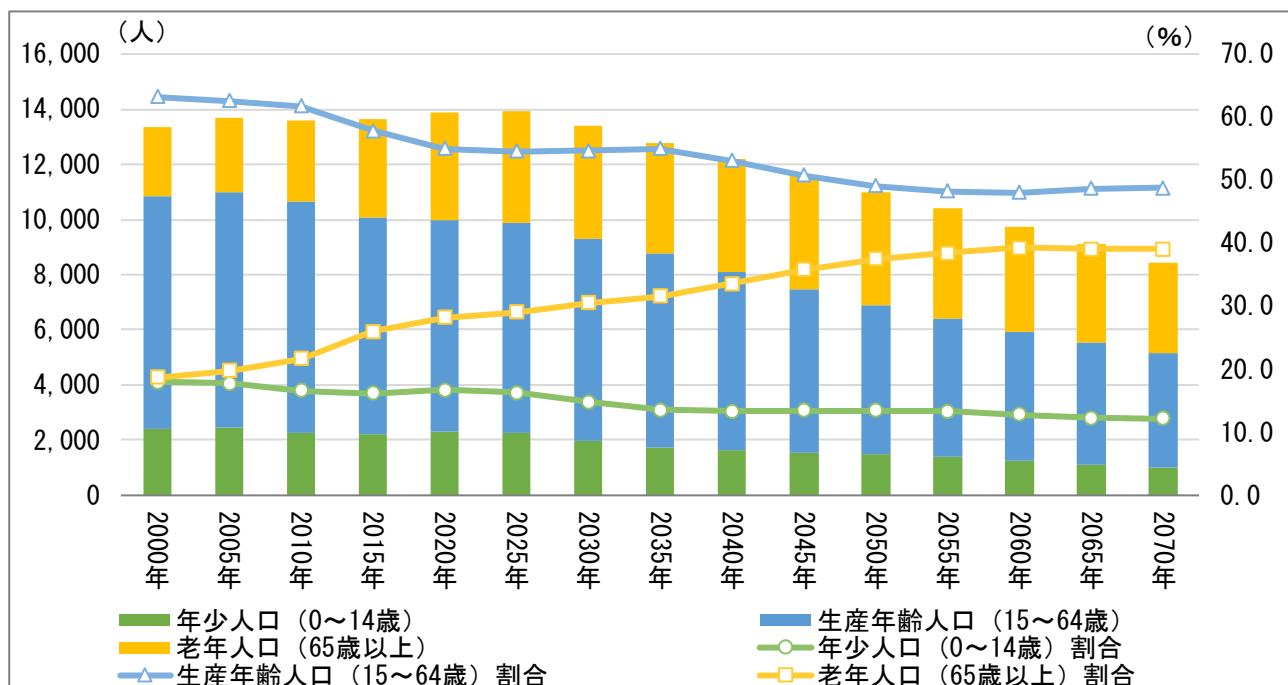
第2章 人口の動向

1 総人口と年齢3区分人口別

本町の人口は、令和2（2020）年に行われた国勢調査では13,912人となっており、平成27（2015）年の国勢調査よりも増加しました。

年齢3区分別でみると、社人研による令和7（2025）年以降の将来推計では、令和42（2060）年まで高齢者の割合は増加し、令和47（2065）年からは減少すると予想されています。

総人口・年齢3区分別人口の推移



出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）・社人研「日本の地域別将来推計人口」
令和7（2025）年以降は社人研のデータ（令和5（2023）年4月公表）に基づく推計値

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
総人口	11,812	12,212	12,068	12,695	13,335	13,697	13,599	13,626	13,912
年少人口 (0~14歳)	2,776	3,017	2,687	2,460	2,399	2,427	2,251	2,203	2,321
生産年齢人口 (15~64歳)	7,652	7,642	7,596	8,136	8,439	8,569	8,406	7,882	7,650
老年人口 (65歳以上)	1,384	1,553	1,779	2,099	2,497	2,701	2,938	3,539	3,922
	11.7	12.7	14.7	16.5	18.7	19.7	21.6	26.0	28.2

	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	13,926	13,400	12,801	12,185	11,597	11,016	10,399	9,756	9,091	8,428
年少人口 (0~14歳)	2,272	1,986	1,727	1,624	1,556	1,481	1,380	1,245	1,117	1,026
生産年齢人口 (15~64歳)	7,607	7,329	7,038	6,467	5,890	5,407	5,020	4,684	4,422	4,111
老年人口 (65歳以上)	4,047	4,085	4,036	4,094	4,151	4,128	3,999	3,827	3,552	3,290
	29.1	30.5	31.5	33.6	35.8	37.5	38.5	39.2	39.1	39.0

※総人口の単位は「人」です。年少人口（0~14歳）、生産年齢人口（15~64歳）及び老年人口（65歳以上）の単位は、上段が「人」で、下段が「%」です。

※年齢不詳や、端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

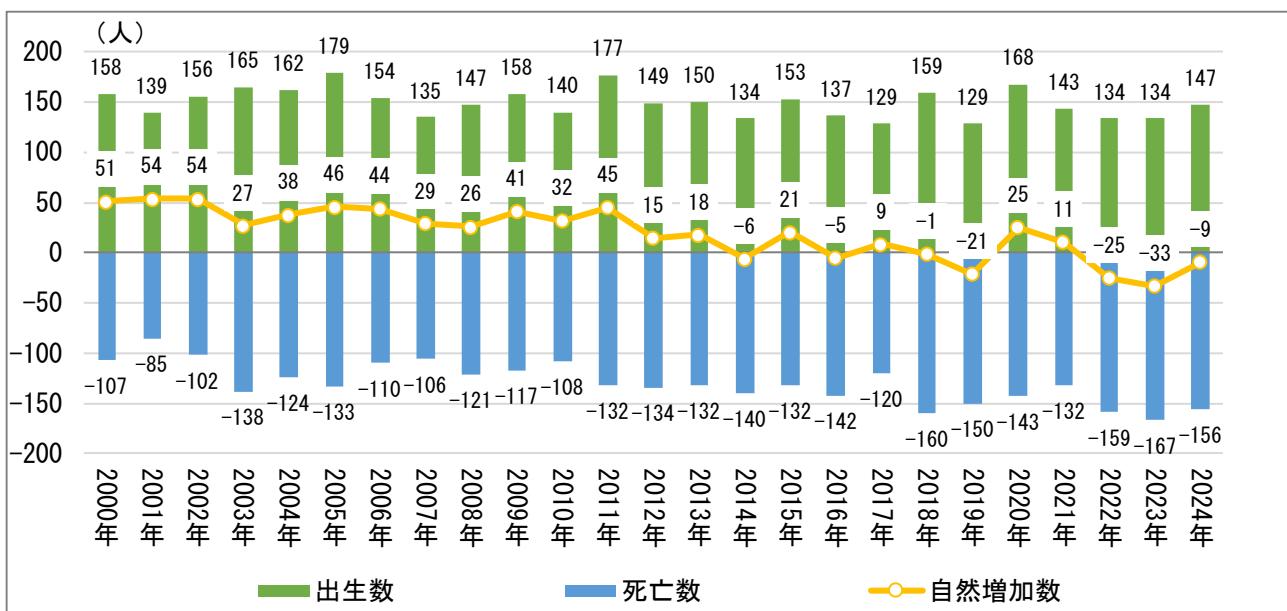
2 人口動態

平成12（2000）年から平成25（2013）年まで、出生数が死亡数を上回る自然増の状態でしたが、その後は自然増減を繰り返し、令和6（2024）年は9人の自然減でした。

社会動態では、平成14（2002）年に転入者数が1,051人、社会増加数も314人と最も多くなりましたが、翌年以降は転出超過が続いている。令和5（2023）年は一時的に社会増となったものの、令和6（2024）年には再び減少に転じ、流出傾向に大きな変化はみられていません。

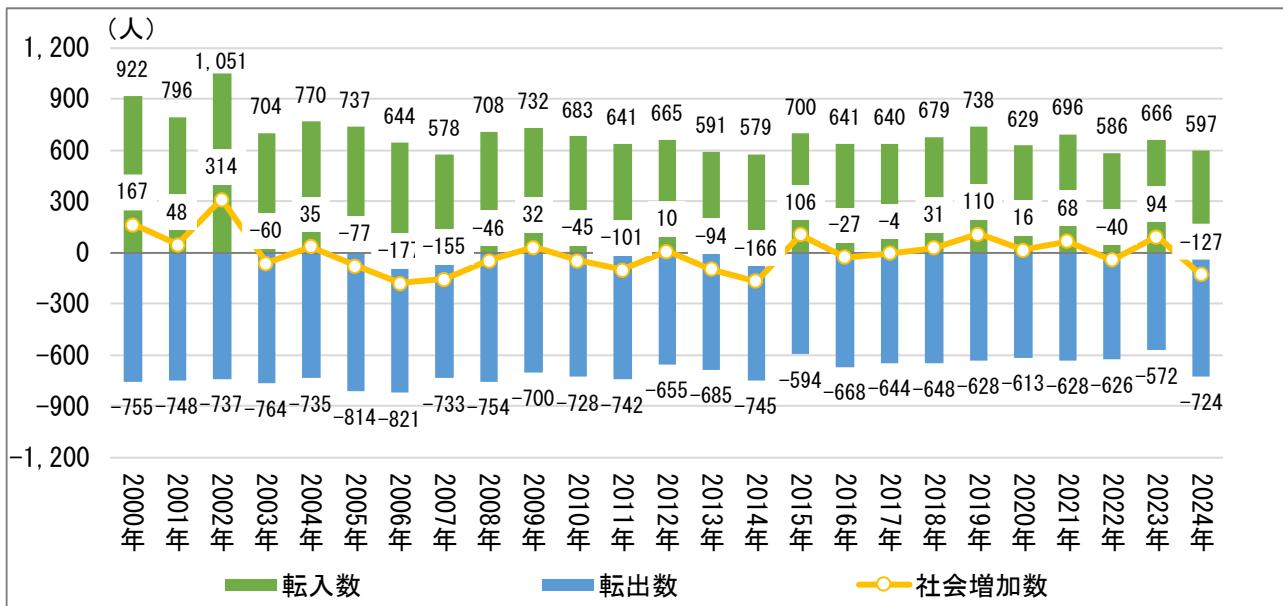
また、20~29歳の若年層では進学や就職を背景とした人口流出が続いている、全体として若年層の減少と少子高齢化が進行しています。

人口動態（自然増減）の推移



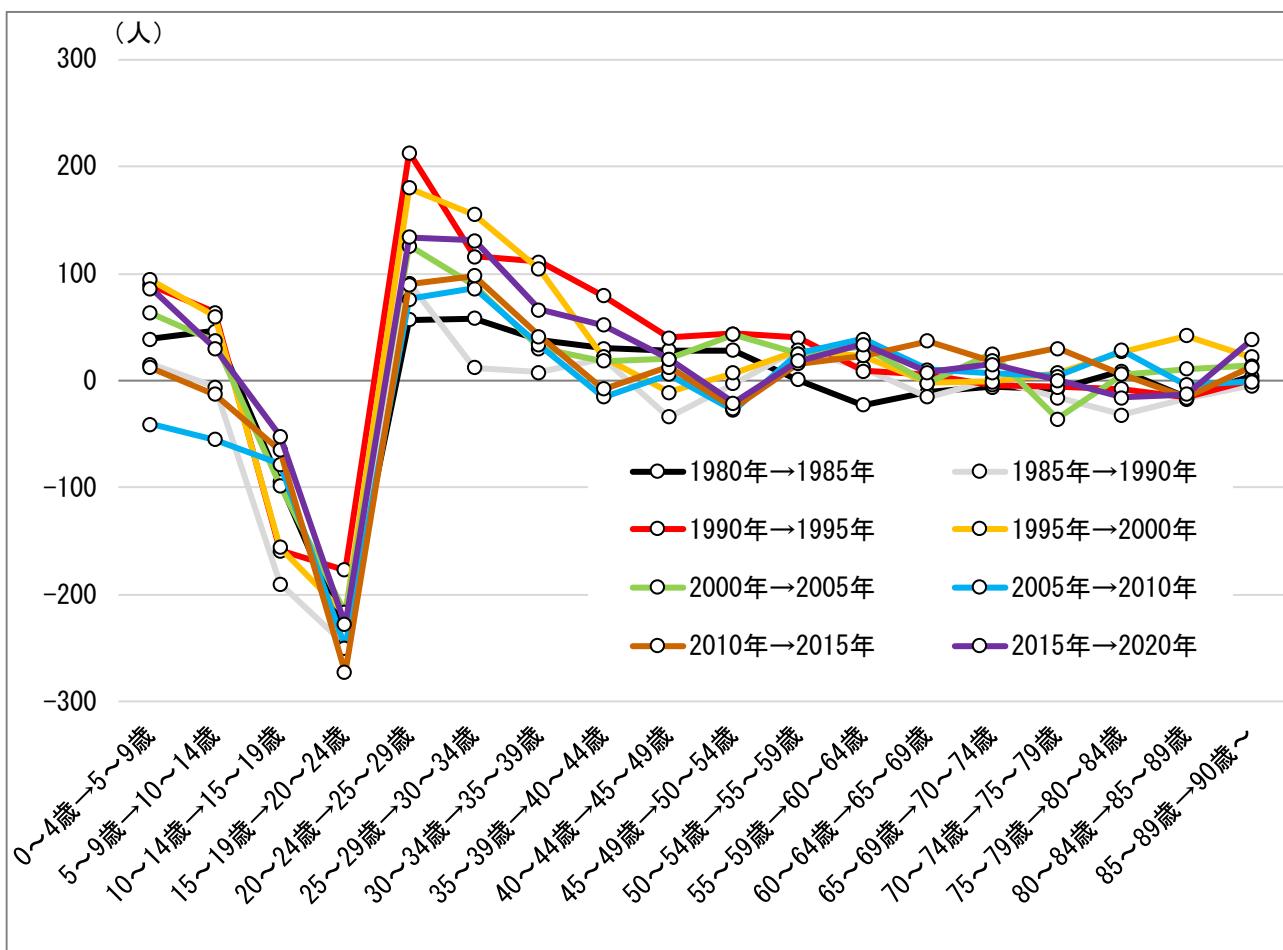
出典：厚生労働省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

人口動態（社会増減）の推移



出典：厚生労働省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

年齢階級別純移動数（社会増減＝転入－転出）



出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）・
厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

3 人口の将来展望

(1) 目指すべき将来の方向性

上記「1 総人口と年齢3区分人口」によると、本町の人口は、令和12（2030）年は減少に転じ、高齢化率は30%を超えるとされています。若年層の町外への流出は続いているが、住民アンケート調査によれば、住民の9割以上が本町を「住みよい」と考えていることが分かります。今後、より一層、本町が住民にとって住み続けたいと思われ、町外から転入をしたいと思われるまちであり続けるために、本町の将来像である「暮らしのいちばん！住むなら さざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」を理念として、まちづくりを進めます。なお、本ビジョンを踏まえた、本町の地方創生に関する具体的な方向性については、「第5部 総合戦略」で記載します。

(2) 目指すべき人口

令和2（2020）年に策定した前回の人口ビジョンでは、目標とする人口を、令和12（2030）年に13,900人、令和42（2060）年に11,900人に留めることとしていました。

しかし、本町の人口は、令和5（2023）年以降、人口減少傾向に転じており、住民基本台帳人口は、令和7（2025）年9月末現在で、13,848人となっています。また、令和7（2025）年国勢調査の結果については、令和2（2020）年国勢調査の13,912人から200人程度減少し、13,700人程度となる見込みです。

これら客観的な動向を踏まえると、令和12（2030）年の目標人口を13,700人程度へ修正する検討も必要となります。本町には宅地開発の進展という好材料も存在します。そこで本計画では、この開発に伴う社会増の潜在力に、「第3期佐々町総合戦略」による効果的な施策を掛け合わせることで、減少幅の抑制を最大限に図ることとします。

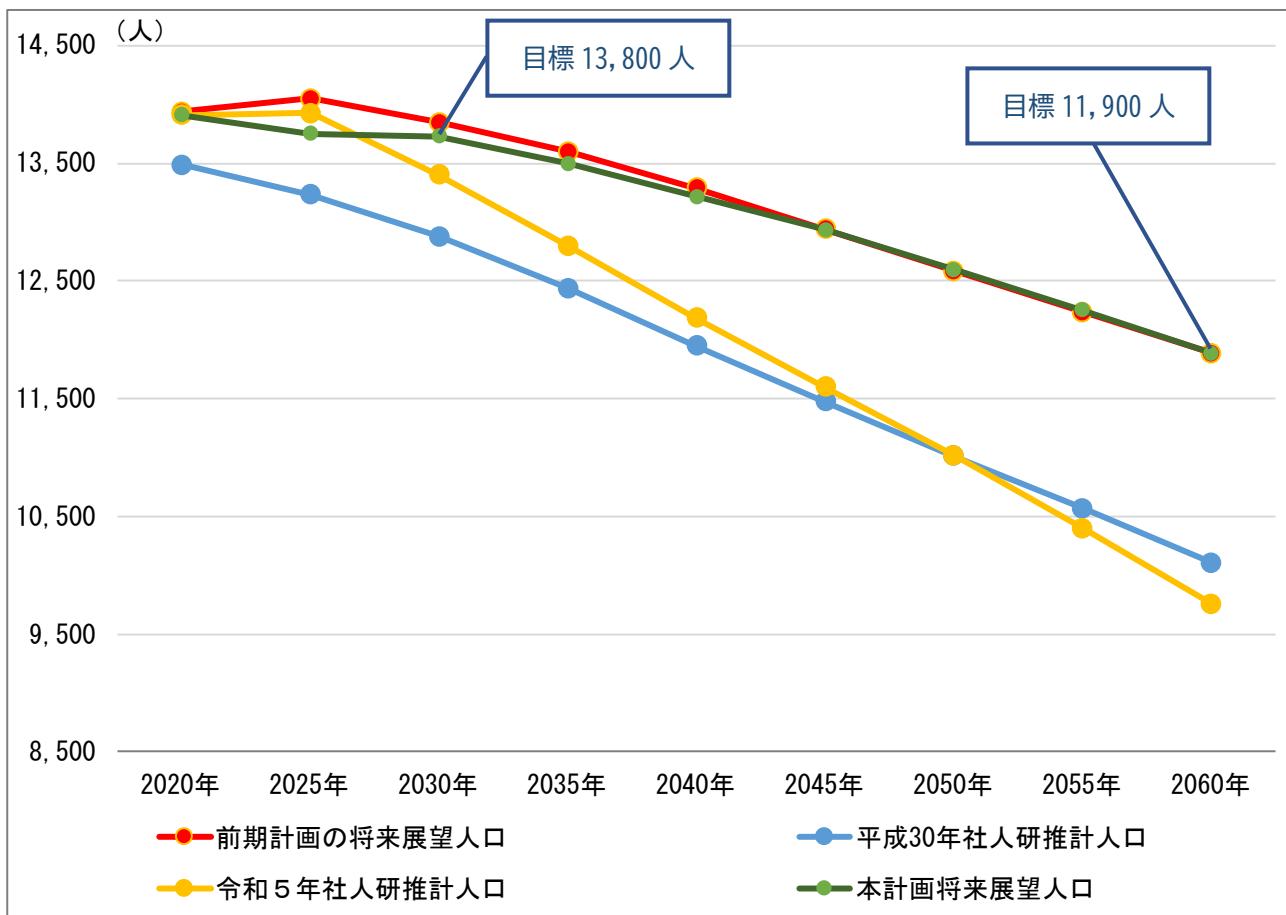
以上の通り、現実的な推移を直視しつつも、本町の持続可能性を維持する指針として、令和12（2030）年の目標人口を13,800人、令和42（2060）年の目標人口を11,900人とします。

◆本町が目指すべき人口は、

令和12（2030）年に 13,800 人

令和42（2060）年に 11,900 人

推計結果の比較



単位：人	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
前期計画の将来展望人口	13,940	14,050	13,848	13,601	13,288	12,939	12,587	12,236	11,885
平成30年社人研推計人口	13,487	13,236	12,880	12,438	11,950	11,473	11,014	10,567	10,105
令和5年社人研推計人口	13,912	13,925	13,400	12,802	12,184	11,599	11,017	10,399	9,756
本計画将来展望人口	13,912	13,750	13,730	13,496	13,214	12,935	12,598	12,254	11,885

※令和5年社人研推計人口と、本計画将来展望人口の2020年の人口は、実績値です。

第4部 実行計画

施策体系図

暮らししいちばん！住むなら さざ ~みんなが輝き、みんなで創るまち~

基本目標	戦略目標	
基本目標1 「医療・福祉」が充実したやさしいまち	1-1	一人ひとりが健康づくりを進められる環境をつくる（重点分野）
	1-2	誰もが安心できる医療体制を整える
	1-3	安心して出産・子育てができる環境をつくる（重点分野）
	1-4	高齢者が自立した生活を送れる仕組みをつくる
	1-5	障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを進める
	1-6	社会保障が充実し、健康で安心した生活環境を整える
基本目標2 「教育・文化」で輝くまち	2-1	学校教育を充実する
	2-2	学校・家庭・地域が連携協力し、子どもの教育を充実する
	2-3	生涯にわたって学ぶことができる機会をつくる
	2-4	誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する
	2-5	歴史や文化財、伝統文化を守り、育てる
	2-6	多彩な芸術・文化の充実を図る
基本目標3 「生活・安全」を大切にするまち	3-1	快適な生活に必要な市街地や施設環境を整える
	3-2	身近な交通ネットワークや広域交通ネットワークを確保する
	3-3	ライフスタイルに応じた安心の住まいの場を提供する
	3-4	まちの中心にふさわしい機能の充実を図る
	3-5	水環境を守り、育てる
	3-6	おいしく安全な水を供給する
	3-7	犯罪や交通事故から住民を守る
	3-8	まちの防災力を高め、被害を最小限にとどめる（重点分野）
基本目標4 「自然・環境」を守り続けるまち	4-1	自然と調和した美しいまちをつくる
	4-2	ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ないスタイルを確立する
基本目標5 「産業・観光」でにぎわうまち	5-1	消費者ニーズに対応した魅力ある農産物を生産・供給する
	5-2	地域に密着した産業を創出・育成し、活力とにぎわいのある商店街を形成するとともに、町産業力を強化する
	5-3	世代・地域を超えてさまざまな交流を育む環境をつくる
	5-4	移住・定住を応援し、多くの人にぎわうまちをつくる
基本目標6 「行政・財政」が持続可能なまち	6-1	機能的かつ効率的な行政運営を行う
	6-2	健全な財政運営を行う
基本目標7 「情報共有・協働」のみんなのまち	7-1	情報を適切に管理し、積極的な公開・共有化を進める
	7-2	全ての住民が尊重され、生きがいのある社会をつくる
	7-3	身近な課題を解決する地域コミュニティを育てる
	7-4	自立した住民活動を支援し、町政への住民参画機会を広げ、協働によるまちづくりを進める

ページ	実行計画における「行動指針」（「◆」は総合戦略事業）
P40	◆健康推進事業 ①生活習慣病予防対策 ②健康づくりの啓発 ③疾病の重症化予防事業
P43	①安心できる医療体制づくり ②医療体制の情報発信
P45	◆子育て世帯サポート事業 ◆子育て世帯への負担軽減事業 ①育児支援事業 ②子育て支援に関する周知広報 ③障がい児通所サービスを通した療育の促進 ④保護者の就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実 ⑤子育てに関する経済的負担の軽減 ⑥こども・若者の居場所づくりの推進
P48	◆認知症の理解と共生事業 ①自立支援の推進 ②住民主体による介護予防の推進 ③安心・安全の支援体制づくり ④高齢者の外出支援
P51	①地域共生社会の実現に向けた普及啓発活動 ②障がい相談支援の充実 ③障がい者自立支援体制の推進 ④こころの健康づくりの推進
P53	①医療費の適正化対策 ②国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率向上対策 ③生活困窮者への相談支援
P55	◆さざっ子学ぶ力向上事業 ①学習内容や生徒指導の充実 ②ふるさと教育を軸とした主体者教育の充実 ③食育・学校給食の推進 ④児童・生徒の心のケア体制の整備 ⑤特別支援教育の充実 ⑥学校施設の適切な維持管理 ⑦保護者の経済的負担軽減 ⑧特色ある学校づくり ⑨保育所等、小学校、中学校の連携
P58	◆佐々つ子応援団推進事業 ①部活動地域展開の推進 ②青少年健全育成活動の支援 ③地域子ども教室の運営
P60	◆生涯現役講座運営事業 ①学習機会の提供や大学等と連携した生涯学習プログラムの充実 ②読書活動の充実 ③社会教育施設の適切な維持管理と機能の充実
P62	◆総合スポーツまちづくり振興事業 ①スポーツ少年団・スポーツ協会活動の育成と支援 ②総合型地域スポーツクラブの育成 ③体育施設の適切な維持管理と機能の充実
P64	①郷土史学習講座の開催 ②文化財の保存と活用
P66	①住民主体の文化芸術活動への支援 ②こどもたちが芸術文化にふれあう機会の提供 ③文化会館の適切な維持管理
P68	◆身近な公園維持管理事業 ①土地利用の適正化 ②誰もが快適に利用しやすい公園づくり
P70	◆広域的道路ネットワーク構築事業 ①快適で確実に地域をつなぐ道づくり ②災害に強い安全で安心を守る道づくり
P73	①安心の住まいづくり ②公営住宅の適正な維持管理
P75	◆まちなか町有地活用事業 ①まちなかにふさわしい都市機能の強化 ②安全で快適な都市空間の創出
P77	①公共下水道・水洗化の推進 ②下水道施設の強靭化 ③健全な経営の確立
P79	①水の安定供給 ②水道施設の強靭化 ③健全な経営の確立
P81	①地域見守り・防犯活動の推進 ②交通安全対策の推進 ③消費生活対策（消費生活相談、情報提供）の推進
P83	◆防災・減災対策推進事業 ◆自主防災組織育成強化事業 ①消防防災担当班の設置 ②防災・減災対策の推進 ③地域の災害対応力の強化 ④避難行動要支援者の避難対策 ⑤河川の改良や法面保護工事、港湾の建設
P86	◆健康推進事業 ①緑や花があふれ、ごみのないまちづくりの推進
P88	①ごみ減量化・資源化の推進 ②省エネルギー活動の推進 ③不法投棄対策の充実
P90	◆新規就農支援事業 ◆農地確保支援事業 ◆農業体験施設・皿山農産物直売所活性化事業 ①意欲ある多様な担い手の育成支援 ②佐々町特産品の開発 ③農業生産環境の整備 ④森林の保全
P93	◆起業・創業支援事業 ◆地元中小企業支援事業 ①起業・創業の相談しやすい環境を整え、潜在化している希望者の掘り起こし ②地域資源ネットワークを活かした商店街の活性化 ③商工会との連携を強化した、商工業の活性化 ④企業誘致受入適地の確保
P95	◆通年型観光イベント事業 ◆観光情報発信事業 ①資源を活かした観光地づくり ②観光情報の発信
P97	◆移住推進事業 ①県外からの移住者に対する支援
P99	◆デジタル技術を活用した住民の利便性向上事業 ①機能的かつ効率的な組織づくり ②職員の人才培养、組織力の向上 ③行政評価システムの確立 ④行政サービスの利便性の向上 ⑤広域連携による行政サービスの向上 ⑥事務の効率化
P102	①適正な賦課徴収と納税意識の啓発 ②資金運用による歳入の確保 ③効果的な予算の編成及び運用 ④経常経費の削減と補助金等の見直し ⑤公共施設等の有効活用と適正管理 ⑥遊休町有地の活用
P104	①行政情報の適切な管理から情報公開・共有 ②行政情報の迅速な発信 ③広聴機会の充実 ④住民に開かれた議会
P106	①人権を尊重し、あらゆる差別のない社会の実現 ②人権問題・男女共同参画の啓発 ③人権教育の推進 ④多様な住民が安心して暮らせる環境づくり
P108	①行政と地域の対話、地域の課題の共有 ②町内会の活動の周知、加入促進 ③地域コミュニティ活性化に伴う研修機会の充実 ④地域コミュニティ団体への支援 ⑤庁内会議の推進
P110	◆まちづくり応援事業 ①町政への住民参画・協働機会の確保 ②住民によるまちづくり活動への支援 ③大学等との連携による協働のまちづくりの推進

第1章 基本目標1 「医療・福祉」が充実したやさしいまち

1 戦略目標1－1（重点分野）

一人ひとりが健康づくりを進められる環境をつくる



担当課

多世代包括支援センター

目指す姿

生涯を通じて誰もが個々の健康状態に応じて健康づくりを実践し、食の知識と運動習慣が根付く健康寿命を伸ばすまちを実現します。

（1）現状と課題

本町は、「佐々町保健福祉総合計画」に基づき、「身体活動と運動」「健診による健康づくりと生活習慣病予防」「喫煙」「飲酒」「歯と口腔の健康」「休養と心の健康」「栄養と食生活」を柱として、各種健康教育や健康相談、食生活改善推進員の活動等、健康づくりや疾病予防に取り組むことによって、健康寿命の延伸を目指しているところです。

このような活動により、全体として健康意識は高まっていますが、特に若い世代の健診受診や運動習慣、歯周疾患の予防等、健康に関する意識の向上等の課題があります。

また、高齢化の進行により低栄養やフレイルの兆候が増え、早期把握と介護予防の強化に加え、それを支えるボランティア等の人材育成と活動体制の維持強化が必要となっています。糖尿病性腎臓病等をはじめとした各種疾患の重症化抑制と疾病の早期発見・予防が重要であり、住民健診結果やレセプトデータを活用したリスク抽出と医療機関と連携した保健指導の強化が必要です。

なお、住民健診においては、休日枠やオンライン予約の導入等による利便性向上、広報紙・ホームページ・LINE等のSNSを活用した分かりやすい情報発信の充実、デジタル・デバイドへの配慮及び関係団体の連携強化を進め、日常で実践しやすく楽しみながら健康づくりを進められる環境を整える必要があります。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P121

【健康推進事業】

生活習慣の改善や疾病の重症化予防や口腔機能の維持向上を推進するため、関係機関と連携した各種イベントの実施や各種健診の受診率向上により、健康に関する意識向上を図ります。また、町の中心を流れる佐々川を活かしたウォーキングコースの周知等、誰もが楽しみながら健康新たまちづくりを目指します。

①生活習慣病予防対策

- ◇乳幼児から高齢者に至るまでの疾病予防や生活習慣病の早期発見につながる各種健診を受診しやすい体制で実施します。また、住民健診の不定期受診者や未受診者への個別勧奨を強化し、受診率の向上を図ります。
- ◇健診の利便性を高めるため、休日の健診枠の工夫やオンライン予約の導入等、受診しやすい仕組みの整備を進めます。
- ◇妊娠期から子育て世代に対しては、母子手帳交付時の指導や各種教室、健康相談を通して、家庭で活用できる食や運動等、生活習慣の情報を提供します。
- ◇低栄養状態やフレイル兆候のある高齢者を把握し、必要に応じて訪問等を行い、介護予防と QOL（生活の質）の向上を目指します。
- ◇生活習慣病のリスクが高くなる多量飲酒者の減少を目指します。

②健康づくりの啓発

- ◇食生活改善推進員による地域での普及活動の継続と住民健診や各種イベントにおいて住民の健康状態やライフステージに応じた適切な食の情報を発信します。
- ◇「佐々町保健福祉総合計画」に基づき、住民が自らや家族の健康に関心を持ち、ライフステージに応じた食生活や運動習慣を実践できるよう、健康相談や健康教育を充実させます。
- ◇広報紙やホームページ、LINE 公式アカウントを活用し、あらゆる世代に向けて分かりやすい健康情報を発信します。
- ◇運動習慣が不足している世代に対して、町内施設や各種イベントを活用した運動機会を提供し、楽しみながら継続できる取組を進めます。
- ◇歯周疾患の予防のため、定期受診者の増加と、生涯にわたり自らが歯・口腔の健康保持増進に努めるため歯周疾患検診等をはじめとした各種事業を通じて歯科保健対策の充実を図ります。

③疾病の重症化予防事業

- ◇住民健診の検査結果やレセプトデータを活用し、疾病が重症化するリスクの高い未受診者や服薬中断者を抽出し、医療機関への受診につなげます。
- ◇医療機関と連携し、糖尿病性腎臓病通院者のうち重症化リスクが高い方に対して、保健指導を行い、人工透析への移行を抑制します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
健康づくりイベントにおける関係機関とのコラボ数【総合戦略】	2機関	5機関
平均自立期間（健康寿命）【総合戦略】	男性 80.5 歳 女性 83.9 歳	R6年度より延伸
運動習慣のある人の割合	46.3%	48.0%
ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」 ダウンロード数	687 ダウンロード	1,200 ダウンロード
野菜を 350g 以上食べる者の割合 (ベジチェックで値が7以上の割合)	25.4%	30.0%
6か月間で 2～3 kg 以上の体重減少がある人の割合	12.0%	11.0%
がん検診受診率（5がん）	24.3%	28.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇一人ひとりが自分にあった健康づくりを心掛けます。 ◇日頃から自己健康管理を積極的に行います。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇若年世代から高齢者まで誰もが楽しく参加できる出前講座等の充実を図り、地域の健康意識の向上に努めます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇従業員等の健康管理に努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度
第1期佐々町保健福祉総合計画	令和6年度～令和11年度

2 戰略目標1－2

誰もが安心できる医療体制を整える



担当課

保健環境課

目指す姿

身近な場所で適切な医療を受けられ、切れ目ない連携と適正受診が根付く、安心して暮らせるまちを実現します。

(1) 現状と課題

本町では、住民が安心して医療を受けられる体制を構築するため、休日在宅当番医業務や救急安心センター事業等（#7119、#8000）に取り組んでいます。

一方で、開業医の減少や県北地域の医師不足が続いていること、医師等の人材確保が大きな課題となっています。県や西九州させぼ広域都市圏の近隣自治体と協力を深め、将来の医療人材確保に向けた啓発活動を充実させることが必要です。

また、医師・医療従事者の負担軽減のため、適正受診の周知及び休日在宅当番医等の情報提供の強化が必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①安心できる医療体制づくり

◇関係団体や医療機関に加え、県や西九州させぼ広域都市圏の近隣自治体と協力・連携を強化し、医師や医療従事者の負担軽減につながる体制づくりを進めます。また、適正受診の啓発を通じて、地域医療を住民自らが守るという意識を醸成します。

②医療体制の情報発信

◇休日在宅当番医をはじめとする地域に密着した医療機関情報を、広報紙やホームページ等を活用して分かりやすく住民へ提供します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
#7119 及び#8000 利用者数	489人／年	550人／年

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇救急を要さない場合は、診療時間内の受診を心掛けます。 ◇日頃から健康管理に心掛け、かかりつけ医を持ちます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇近所に気になる方がいたら声かけを行う等、互いに支え合う地域づくりを行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇町や関係団体と連携し、誰もが安心できる医療体制づくりに協力します。 ◇従業員等の企業健診を実施します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
西九州させぼ広域都市圏ビジョン（第2期）	令和6年度～令和10年度

3 戰略目標1－3（重点分野）

安心して出産・子育てができる環境をつくる



担当課

多世代包括支援センター・住民福祉課

目指す姿

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、妊娠期以前から出産・子育てに係るさまざまな相談が気軽にでき、親と子の健康を守るための体制が整い、地域と関わりながら子育てができるまちづくりを目指します。

（1）現状と課題

本町は、妊娠期からの全妊婦訪問や乳児家庭全戸訪問を実施し、養育環境の調整や相談につなげています。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、延長保育及び病後児保育を進め、小学生から18歳までの福祉医療制度を拡充しています。各種相談や健診等を通して子どもの発育・発達に関し、早期からの支援につなげやすい環境を整えています。

また、町立診療所では「小児発達専門外来」の診療を行い、住み慣れた地域で早期に療育の支援を受けられる体制が充実しています。

子育て世代支援センターを核に、全妊婦訪問・各種健診を通して、関係機関と情報を共有しながら、虐待の未然防止や早期対応をしています。

妊婦歯科健診、1歳児歯科教室、1歳6か月児健診、幼児歯科検診、3歳児健診時のフッ素塗布及び年中児から中学生までのフッ化物洗口を実施することで、健全な口腔環境の確保に取り組んでいます。

不妊治療に対しては保険診療と併せて実施した先進医療に係る費用に対して助成を行い、治療を受ける人の経済的支援を提供しています。

一方で、支援者が身近にいない家庭のために、子育てに対する不安感や孤立感が生じないよう子育てネットワークづくりや、必要な支援の提供につなげる必要があります。

子育て支援制度の周知については、広報紙やホームページに加え、電子母子手帳を活用した情報発信を行っていく必要があります。病後児保育等では需要の増加に対応した施設規模や体制の検討、町独自の福祉医療の継続には安定的な財源確保が必要です。

子どもの発育や発達に関して関係機関との連携強化により相談希望者が増加しています。しかしながら、専門相談に適時つなげることが難しくなっており、相談までの期間の保護者への支援強化が必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P119・120

【子育て世帯サポート事業】

妊娠や出産、子育てについて、個々の希望や状況に応じた相談・選択ができ、安心して地域の中でこどもが育つよう切れ目ないサポート体制を継続します。

【子育て世帯への負担軽減事業】

妊娠期や子育て期に係る世帯の費用負担に対し、助成を行います。

①育児支援事業

- ◇妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子育て世代支援センターにおいて、妊娠期からの全妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問や各種健診・相談を実施し、必要に応じて関係機関と情報を共有しながら支援体制を継続します。
- ◇産婦健康診査事業を通して、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するとともに、産後ケア事業を継続し、必要に応じて子育て支援関係者との連携を深めることにより育児不安や虐待の未然防止や早期対応を行います。
- ◇乳幼児期から思春期までの各種相談や健診を継続的に実施し、親子教室や保護者の悩み相談にも対応することで、個々に対応した切れ目ない支援を展開します。
- ◇就学前の5歳児健診では保護者と共に子どもの発育・発達状況を確認し必要に応じて関係機関と連携をしながらきめ細やかな育児支援を行います。
- ◇妊娠歯科健診、歯つぴー教室・1歳6か月児健診・幼児歯科検診・3歳児健診時のフッ素塗布及び年中児から中学生までのフッ化物洗口を実施することで、健全な口腔環境の維持・向上を図ります。
- ◇不妊治療に対しては保険診療と併せて実施した先進医療に係る費用に対して助成を行い、治療を受ける人の経済的支援を継続します。

②子育て支援に関する周知広報

- ◇子育て支援に関する各事業について、広報紙やホームページ、電子母子手帳アプリ「母子モ」を活用し、保護者や住民に向けて分かりやすく周知・広報します。

③障がい児通所サービスを通した療育の促進

- ◇保護者や関係機関と連携しながら、通所サービスを利用する児童の療育状況を確認し、将来の自立を見据えた個別支援や定期的なフォローを行います。

④保護者の就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実

- ◇「共働き・共育ての推進」の取組等を踏まえ、多様なニーズに対応できるように、延長保育事業や病後児保育等の特別保育サービスを実施します。
- ◇本町の病児・病後児を、近隣市町の保育所等に預けることを可能とする「西九州させぼ広域都市圏連携事業」を実施します。

⑤子育てに関する経済的負担の軽減

- ◇誕生祝金を支給し、新生児に係る費用の負担軽減を図ります。
- ◇子育ての当事者である保護者の方が、経済的な不安を抱くことなく、子育てに向き合えるよう、保育料の軽減や医療費助成等、次世代を担う全ての子どもの育ちを支える経済的な支援を行います。

⑥こども・若者の居場所づくりの推進

- ◇誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の意見を聴きながら居場所づくりを推進します。
- ◇保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
子育て世代支援センターにおける相談件数【総合戦略】	1,354件／年	1,434件／年
年少人口割合（0～14歳）【総合戦略】	県内一位（16.3%）	県内一位

出典：長崎県「長崎県年齢別推計人口調査結果（令和6年10月1日現在）」

(4) 協働の指針

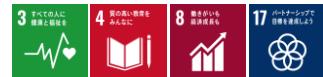
主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	<ul style="list-style-type: none">◇まちの子育てに関する取組や行事に参加します。◇子育ての不安や悩みを一人で抱え込まず、家族や友人、関係機関に相談します。◇子育てに興味を持ちます。◇家庭での子どもの健康づくりに努めます。◇子育て支援に関する情報を積極的に収集します。
町内会・地域 (みんなでできること)	<ul style="list-style-type: none">◇地域の子育て支援活動の充実等、子育て世帯と地域の交流の機会づくりに努めます。◇こどもを持つ親が参加しやすいような子育て世代の親子を巻き込んだ地域コミュニティの構築を行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	<ul style="list-style-type: none">◇子育て世帯の保護者が働きやすい職場環境をつくります。◇子育て世帯に対し、インフォーマルな支援を行います。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町こども計画	令和7年度～令和11年度
第1期佐々町保健福祉総合計画	令和6年度～令和11年度

4 戰略目標1－4

高齢者が自立した生活を送れる仕組みをつくる



担当課

多世代包括支援センター・住民福祉課

目指す姿

高齢者が意欲と能力を発揮し、多世代と交流しながら、生きがいを持って生涯現役を実現するまちづくりを目指します。

(1) 現状と課題

本町は、高齢化の進行と核家族化により一人暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、地域での支援が重要になっています。

また、高齢者の増加により、認知症とともに生きる高齢者の増加も予測されています。そのため、町立診療所では「もの忘れ外来」の診療を行い、地域医療機関等と連携し、認知症の早期発見と早期治療に努めています。

その他の取組としては、地域サロンや「元気カフェ・ぷらっと」による見守り・支え合いや、介護予防の取組が広がり、「いきいき百歳体操」は平成27（2015）年から各町内会で実施されています。

なお、町内会独自でさまざまな運動に取り組んでいる通いの場もあり、地域型介護予防活動が展開されています。

一方で、女性に比べると男性の参加が少なく、退職後の社会参加の入口づくりに改善の余地があります。活動を担うボランティアの高齢化が進行しているため、高齢者が自身の強みを活かしてボランティア活動を行うためには、民間事業所等との連携による活躍の場づくりとマッチングが必要です。

また、介護予防の継続性を高めるため、「地域サロン」や「元気カフェ・ぷらっと」等への発展的継続支援や、ボランティアポイント制度の活用促進が重要となります。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P122

【認知症の理解と共生事業】

地域全体で認知症を理解し、認知症の人もそうでない人も共に希望をもって暮らしていくことを目指します。認知症当事者や家族等の思いを聞き、個々の状況や家族等の状況に応じた体制づくりを強化します。

①自立支援の推進

◇要支援認定者と総合事業対象者に提供されるケアマネジメントサービスを行います。高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択内容等に基づき、介護予防に向けた検討を行います。

②住民主体による介護予防の推進

◇心身のフレイル対策及び地域交流を兼ねたいきいき百歳体操や地域独自の健康づくりの活動を推進し、地域全体の活性化を図ります。

◇民間事業所等と連携し、高齢者の経験を活かして生きがいを持って働くことのできる場や子育て、介護等の分野で活躍できる場を発掘します。併せて、ボランティアポイント制度の活用を推進します。

◇地域づくり協議会のもと立ち上がった「元気カフェ・ぷらっと」におけるサロン活動や生活支援活動の発展的継続を支援します。

◇町内会集会所を地域活動の拠点として、多世代の住民が参加・活動・交流することにより、共生社会の実現につながる「地域まるごとサロン」づくりを行います。

③安心・安全の支援体制づくり

◇地域づくり、認知症予防、在宅医療、介護連携等に関する講演会を開催し、地域全体の意識向上を図ります。

◇認知症等により判断能力が十分でない状態となっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関と連携し権利擁護への支援を行います。

④高齢者の外出支援

◇高齢者の外出への負担軽減として、タクシー助成事業を継続して実施します。また、バス、鉄道利用にも助成対象を広げ、個人の移動手段に応じた助成制度の在り方を検討します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
認知症サポーター養成講座を受講した民間企業数【総合戦略】	1か所	6か所
ボランティアポイント制度登録者の活動の場所数	3か所	5か所

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇自ら健康・体力づくりに努め、これまでの知識や経験を活かして、社会活動に積極的に参加し、互いに助け合い、支え合いを行います。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇町内会活動を基盤とし、多世代を対象とした地域のサロンを開催することにより、地域コミュニティの充実を図り、次世代への互助活動の継承を行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇高齢期における経験や知識を活かして就労できる場、活躍できる場をつくります。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第1期佐々町保健福祉総合計画	令和6年度～令和11年度

5 戰略目標1－5

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを進める



担当課

住民福祉課・多世代包括支援センター

目指す姿

障がいの有無に関わらず誰もが地域の一員として暮らし、学び働き支え合える共生社会を実現します。

(1) 現状と課題

本町では、障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、自立支援医療・福祉医療の給付及び補装具・日常生活用具の支給を通じて在宅生活を支援しています。身体・知的障がいに係る相談員の配置、当事者やその家族に関わる関係機関との連携により、日常的な相談体制を整え当事者のニーズを把握できる環境を整備しています。

一方で、障がいのある人の自立・社会参加に対する地域理解や環境整備は十分とは言えない状況です。サービスの種類によっては町内に事業所が少なく、利用までの調整に時間を要するため、町外利用を余儀なくされるケースもあり、移動負担や継続利用のしやすさに問題があります。必要な制度情報の周知も十分とは言えず、広報紙やホームページ等を活用した分かりやすい情報提供が必要です。

今後は、各担当課との連携により、環境整備や移動支援等のソフト施策の拡充、町内で不足するサービスの誘致や地域のインフォーマルな受皿の形成を進め、地域全体で共生社会の理解と受入環境を高めることが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①地域共生社会の実現に向けた普及啓発活動

- ◇講演会の開催や町内会と連携した出前講座を実施し、地域共生社会の理念や障がいのある人への理解と配慮について、地域住民への啓発を進めます。
- ◇障がいのある人と地域との交流の機会を設け居場所づくりを行う等、インフォーマルサービスの取組を推進します。

②障がい相談支援の充実

- ◇障がいのある人が必要な制度を適切に利用できるよう、広報紙やホームページ等を活用し、各種制度の周知を行います。
- ◇障がいのある人や何らかの特性があり「生きづらさ」がある人が、一人で悩むことなく、必要な支援につながるよう、関係機関・団体等との連携により支援します。

③障がい者自立支援体制の推進

- ◇障がいをもつ人が心身の状態に応じたサービスを利用できるよう、居宅・施設入所の支援や就労支援等に係る費用に対し給付を行います。
- ◇障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、移動支援や生活支援等のソフト・ハード両面での整備について関係機関と調整します。

④こころの健康づくりの推進

- ◇一人ひとりが自分自身や家族、地域の「こころの健康づくり」について振り返るきっかけづくりを行うことにより、一人で悩まず専門の相談につながる体制づくりを行います。
- ◇自殺予防の観点から、複雑化・多様化する問題の解決に向けて、関係機関等との連携により、個別支援の充実を図ります。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
手話奉仕員養成講座修了者数	7人／年	8人／年
一般就労への移行者数	1人	3人
長期入院患者施設入所者の地域移行人数	0人	4人
自発的活動支援事業（支援団体数）	0団体	3団体

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇障がいのあるなしに関わらず、地域を支える一員としての役割を認識し、共生社会の実現に取り組みます。 ◇障がいにより、日常生活の困難を感じたら、相談します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇地域コミュニティの充実を図り、障がいのあるなしに関わらず誰もが参加できる環境づくりに取り組みます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇障がいのある人の雇用について、最大限の配慮に取り組みます。 ◇障害福祉サービス事業との連携を行い、誰もが住み慣れた地域で仕事ができる環境づくりに取り組みます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第1期佐々町保健福祉総合計画	令和6年度～令和11年度

6 戰略目標1－6

社会保障が充実し、健康で安心した生活環境を整える



担当課

保険環境課・多世代包括支援センター

目指す姿

住民が制度を理解して健康を守り合い、誰もが公平な負担で医療保険を健全運営し、生涯安心して暮らせる町を実現します。

(1) 現状と課題

本町では、国民健康保険事業費納付金の増加や将来的な国民健康保険料率の県下統一に向け、段階的な国民健康保険税率の改定が必要となっています。

また、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、一人当たり医療費は増加傾向にあり、生活習慣病の発症予防や重症化リスクの低減にも取り組む必要があります。

今後も安定した医療保険制度を維持するため、歳入面では保険制度の意義や必要性を丁寧に周知説明し、相談体制も確保しつつ、収納率を維持・向上させる取組が必要です。歳出面では特定健診や特定保健指導の推進、頻回・重複受診や重複多剤の抑制、保健事業や医療費適正化対策等、健康意識の向上と健康維持を推進する取組が必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①医療費の適正化対策

◇特定健診や特定保健指導を着実に実施し、生活習慣病の予防・早期発見に取り組みます。住民一人ひとりの健康維持・増進を推進することで、将来的な医療費の増加を抑制し、医療費の適正化を図ります。

②国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率向上対策

◇保険税・料の制度内容や必要性について広報紙や相談窓口を通じて周知し、収納率の維持・向上を図ります。また、滞納者に対しては生活状況に応じた納税相談を行い、早期の納付につなげるとともに、新たな滞納の発生を防止します。

③生活困窮者への相談支援

◇失業や疾病等により生活に困窮している人に対応する総合的な相談窓口を設置し、困窮の程度に応じた相談支援を行います。また、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等、家族や地域からの支援を受けにくい方に対しては、関係機関と連携して必要な支援につなげます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
特定健診受診率（国保）	52.2%	60.0%
特定保健指導受診率（国保）	70.7%	75.0%
健康診査受診率（後期）	34.9%	36.0%
国民健康保険税収納率（現年度分・滞納繰越分） 合計）	96.0%	96.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇特定健診を受診し、生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療に努めます。 ◇普段から健康に意識して生活します。 ◇医療保険制度を理解し、保険税・料の納期限内納付に努めます。特別な事情により納期限内納付ができない場合は、納税相談等を行い、計画的な納付に努めます。 ◇生活相談支援を受けて、自分で生活できるように努めます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇特定健診受診の重要性を理解し、周知や促進に協力します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇従業員等の特定健診の受診率向上に努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度

第2章 基本目標2 「教育・文化」で輝くまち

1 戦略目標2－1

学校教育を充実する



担当課

教育委員会・住民福祉課

目指す姿

児童・生徒が自らの人生を舵取りするために必要な「学ぶ力」と「すこやかな心身」を育み、郷土を愛し、感性を磨くための教育環境が整ったまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町の児童・生徒の学力は、ほぼ全国平均と同等ですが、二極化の傾向があり、特に算数・数学において顕著です。自己肯定感や社会貢献の意識がやや低く、全国平均を下回る傾向がみられます。かるさと教育は進み、地域理解や愛着は育っていると考えられます。一人一台のタブレット整備等 ICT 機器の環境整備は概ね進んでいますが、学習効果に直結させる活用については、改善の余地があります。

小学校では ICT を活用した個別最適な学習や協働的な学びの質の向上が、中学校はより主体的な学びの推進が求められます。社会科副読本「佐々町博士」の体系的活用を推進し、総合的な学習の時間を活かした職場見学・体験、地域人材を活用したキャリア教育・道徳教育等の一体的な推進が必要です。

また、いじめや不登校等への対応では、スクールカウンセラーや心の教室相談員を軸にした相談体制の実効性向上や、特別支援教育では、教育的ニーズの適切な把握と関係機関との緊密な連携が課題となっています。さらに、老朽化する学校施設については、計画的な維持管理が不可欠で、学校給食は給食センター化により安全性と安定供給の向上が求められます。その他、就学援助等による保護者負担の軽減や、学校運営協議会（コミュニティスクール）の機能発揮による地域参画の拡大、保育所・小学校・中学校の連携強化による小1 プロブレムや中1 ギャップの解消を図っていく必要があります。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P120

【さざっ子学ぶ力向上事業】

変化の激しい社会を、生涯にわたり学び続ける力の育成を図ります。また、多様な人々と協働して社会に貢献しようとするグローバル人材の育成を推進します。

①学習内容や生徒指導の充実

- ◇学力や体力の向上を図るため、ICT機器を活用した個別最適な学習や協働的な学びの実践を進め、ICT支援員を活用して授業改善に取り組みます。
- ◇教師の指導力向上に向けて、校内研修や外部研修の機会を充実させ、教育課題への対応力を高めます。

②ふるさと教育を軸とした主体者教育の充実

- ◇町の産業や地勢、気候等をテーマとした社会科副読本「佐々町博士」を継続的に活用し、児童・生徒の学びに役立てます。
- ◇地域資源を教材とした体験的な学習を推進し、授業改善につなげながら、ふるさと佐々町に愛着を持つこどもを育成します。
- ◇総合的な学習の時間を活用し、地元の職場見学や職場体験を行います。また、中学生を対象とした、町内に居住する就業者等を校内へ招へいした「生き方講座」を開催します。

③食育・学校給食の推進

- ◇安全・安心で栄養バランスのとれた、おいしい学校給食を提供します。また、こどもたちが正しい食習慣を身に付け、食文化や地元食材への理解を促す等、食育の推進を図ります。

④児童・生徒の心のケア体制の整備

- ◇スクールカウンセラーや心の教室相談員を中心とした相談体制を強化し、いじめや不登校をはじめとする心の支援を必要とする児童・生徒をサポートします。学校と関係機関が緊密に連携し、予防と早期解消を図ります。

⑤特別支援教育の充実

- ◇特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、自立や社会参加に向けて主体的に取り組めるよう、学校と関係機関が連携して特別支援教育を充実させます。

⑥学校施設の適切な維持管理

- ◇老朽化した学校給食施設については、給食センター化を推進し、より安全で安心な学校給食を提供します。
- ◇老朽化が進む学校施設について、計画的な維持・管理を行い、安全で快適な教育環境を確保します。

⑦保護者の経済的負担軽減

- ◇要保護・準要保護世帯への就学援助費や特別支援教育就学奨励費を支給し、引き続き保護者の経済的負担軽減を図ります。

⑧特色ある学校づくり

- ◇学校運営協議会の活動を充実させ、地域の意見を学校運営に反映させることで、学校と地域が一体となった特色ある学校づくりを推進します。

⑨保育所等、小学校、中学校の連携

- ◇保育所・小学校・中学校が連携して相互交流を行い、子どもが安心して進級できる体制を整えます。
- ◇学校、教育委員会、多世代包括支援センター及び地域の関係機関が連携し、小1プロブレムや中1ギャップの解消に取り組み、円滑な学校生活への適応を支援します。
- ◇保育所・小学校の連携については、令和7（2025）年度に幼保小連携推進協議会を設置し、連携の推進・強化を図りながら、架け橋期のカリキュラムの作成等を行うことで、幼児教育と小学校教育を円滑に接続できるよう支援します。

（3）成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
学校に行くのが楽しい（学校好き）	80.0%	85.0%
学習が好き（学習意欲）	55.9%	65.0%
自分には良いところがある（自己肯定感） 【総合戦略】	81.3%	90.0%
地域や社会をよくするために何かしてみたい（社会貢献）【総合戦略】	77.8%	90.0%

※出所：「全国学習状況調査」児童・生徒質問結果

（4）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇学校運営へ積極的に参加します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇学校運営へ積極的に参加します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇企業が持つノウハウを活かした授業のサポートを行います。

（5）関連する個別計画

計画名	計画期間
第3期佐々町教育振興基本計画	令和4年度～令和8年度
第4期佐々町教育振興基本計画	令和9年度～令和13年度

2 戰略目標2－2

学校・家庭・地域が連携協力し、子どもの教育を充実する



担当課

教育委員会

目指す姿

学校・家庭・地域が連携し、多様な体験活動や学びの場を提供することで、子どもの生きる力を育み、心身の成長と発達を促し、健やかに成長していく佐々っ子の育成を実現します。

(1) 現状と課題

本町のこどもたちは、佐々っ子応援団における「あいさつ日本一、マナーアップ運動」の活動普及により、地域の方への日常的なあいさつや友人への思いやり等、他者を慈しむ社会性を身に付けています。一方で、テレビゲームやSNSの利用時間が増え、集団での外遊びや異年齢交流、地域・社会活動への参加機会が減少し、人間関係を築く社会性の低下が指摘されています。地域の大人が子育てに関心を持ち、こどもたちと関わる機会も十分とは言えず、青少年の健全育成活動に参加しやすい環境や役割分担の明確化が必要です。

このため、家庭や地域における教育力を高め、子どもの自立心・独立心、協調性や公共性及び課題解決力や創造力を育む取組を強化する必要があります。

また、佐々っ子応援団の活動を中核として、学校・家庭・地域が連携した多様な教育活動を展開し、学校教育の充実とPTA活動の活性化を図るとともに、地域学校協働活動を推進し、社会教育関係団体やボランティア団体、子育て・教育経験者、保護者等の参加を得て人材育成を進め、地域全体で教育力を底上げする必要があります。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P120

【佐々っ子応援団推進事業】

学校・家庭・地域が連携して多様な教育活動に取り組み、学校教育の充実とPTA活動の活性化を進め、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

地域子ども教室を含む地域学校協働活動を推進し、社会教育関係団体やボランティア団体、子育て・教育経験者、保護者等と協力して、人材の育成を進め、地域全体で教育力を高めていきます。

①部活動地域展開の推進

◇児童・生徒が主体的に運動や文化に親しむ環境を整えるため、中学校部活動の地域展開を推進するとともに、これまでのスポーツ少年団等との連携を図り、地域のスポーツ・文化活動を活性化します。

②青少年健全育成活動の支援

◇学校・家庭・地域との連携・協働により、地域ぐるみでこどもたちの成長を支援していくため、佐々町青少年健全育成会の活動を中心として、住民一丸となって青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

③地域子ども教室の運営

◇こどもたちの知識・見識を広め、豊かな社会性や創造性を培うとともに学習意欲の向上を目指すため、町内ボランティア団体等と協力しながら、土曜日等、学校休業日にさまざまな体験活動や交流活動の機会を提供します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域子ども教室参加児童数【総合戦略】	531人／年	600人／年
学校支援ボランティアの実人数（各学校平均） 【総合戦略】	181人／年	190人／年

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇青少年の育ちへ関心を寄せ、声かけ等、応援や援助を行います。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇こどもたちを地域の宝として地域ぐるみで見守り育てながら、町内会活動の中で青少年の健全育成に向けた取組を行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇企業活動の中で、登下校中の見守り活動を行います。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3期佐々町教育振興基本計画	令和4年度～令和8年度
第4期佐々町教育振興基本計画	令和9年度～令和13年度

3 戰略目標2－3

生涯にわたって学ぶことができる機会をつくる



担当課

教育委員会

目指す姿

誰もが身近に学びへアクセスでき、多様な機会で継続的に学び直しが進み、地域力を高めるまちを実現します。

(1) 現状と課題

本町では、公民館や地域交流センター、図書館等を拠点として、公民館学習グループでの自主学習活動や読み聞かせイベント等の生涯学習活動が展開され、学習機会は充実している状況と言えます。

また、長崎県立大学や県立佐世保高等技術専門校をはじめとする近隣の教育機関との相互連携により、こどもから高齢者までを対象とした実践的な学びの機会を広げる素地もあります。

一方で、社会教育講座の受講者が固定化し、新たな参加層の掘り起しが進まないという課題があります。通学や仕事、家事等と両立しやすいイベント・講座時間帯の設定や、ライフステージに応じた学習テーマの選定が十分とは言えない状況です。

また、近年、スマートフォンやゲーム等、多様なソーシャルメディアの普及によって、読書離れ・活字離れが懸念されている中、住民ニーズに即した一般書・児童書の適切な選書を進めるとともに、県立図書館や西九州させぼ広域都市圏との連携を通して、個人の学びや読書に気軽に触れることができる図書館機能の充実に努める必要があります。

住民に身近で親しみやすい住民講師の人材育成や、多世代交流・健康づくり・地域課題解決の場としての社会教育施設機能の周知を徹底し、町ホームページや広報紙、公式SNS等を活用した情報発信を強化することで、本町における学びの循環を地域に根付かせることが重要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P122

【生涯現役講座運営事業】

長崎県立大学等の高等教育機関等と連携し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりのほか多世代にわたる学びの機会を提供することを目的に、魅力ある各種講座プログラムを運営します。

①学習機会の提供や大学等と連携した生涯学習プログラムの充実

◇住民のライフステージに応じた学習機会を提供するため、公民館や地域交流センター、図書館を活用し、健康づくりや地域課題解決に資する各種講座を開催します。

- ◇社会人や高齢者の学習ニーズに応じて、長崎県立大学や周辺の教育機関と連携し、専門的かつ実践的な学習機会を充実させます。
- ◇公民館では、住民にとって身近な生涯学習の拠点として社会教育講座や趣味活動教室を拡充し、多世代交流の拠点として魅力ある施設へと機能を高めます。
- ◇各種講座の開催を通じて、地域に身近で親しみやすい住民講師を養成し、学びを地域に還元できる人材を育成します。

②読書活動の充実

- ◇「第2次佐々町子ども読書活動推進計画」に基づき、図書ボランティアによる学校での読み聞かせや図書館の出前授業等を充実させ、町立図書館と学校・保育所との連携を強化します。子どもの成長段階に応じて、家庭や地域とも協働しながら読書に親しむ機会を広げます。
- ◇一般書や児童書等、さまざまな年代のニーズに沿った適切な選書に加え、県立図書館や西九州させぼ広域都市圏との連携を通して、利用者が気軽に学びや読書に親しめる場としての図書館機能を充実させます。

③社会教育施設の適切な維持管理と機能の充実

- ◇公民館や町立図書館等の社会教育施設について、住民のニーズや維持管理コストを踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切な維持管理を行い、効率的な運営手法を検討します。
- ◇地域交流センターでは、多世代の交流や健康づくり、文化活動の場として、町内外から人が集う多目的施設としての役割を発揮できるよう、町ホームページや広報紙、公式SNS等で積極的に周知し、利用者の拡大を図ります。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
各種講座参加者数【総合戦略】	895人／年	1,000人／年
町立図書館1人あたりの貸出冊数	7.7冊／年	8.5冊／年

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇公民館等の生涯学習事業の運営や企画について関わり、住民自らが生涯学習に積極的に取り組みます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇町内会活動の中で、サークル活動等、学びの環境づくりに取り組みます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇企業・団体が持つノウハウを活かし、生涯学習講座への講師派遣等を行います。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3期佐々町教育振興基本計画	令和4年度～令和8年度
第4期佐々町教育振興基本計画	令和9年度～令和13年度
第2次佐々町子ども読書活動推進計画	令和6年度～令和10年度
西九州させぼ広域都市圏ビジョン（第2期）	令和6年度～令和10年度

4 戰略目標2－4

誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する



担当課

教育委員会

目指す姿

誰もが体力に応じて楽しく運動し、健康と交流が育つ、スポーツが暮らしに根付くまちを実現します。

(1) 現状と課題

本町では、佐々町スポーツ少年団や佐々町スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の活動が定着し、さまざまな種目の活動や教室が実施され、参加の裾野は一定程度広がっています。

一方で、スポーツ少年団やスポーツ協会の部員数は減少傾向にあり、指導者や運営人材の確保が必要です。住民一人ひとりが自分の体力や参加しやすい柔軟な実施時間、障がいの有無や年代差に配慮した環境の整備に課題があります。健康増進や体力向上につながる継続参加を促すため、参加動機を高める広報、住民講師や指導者の育成が必要です。また、サン・ビレッジさざや体育館等の施設について、維持管理コストを踏まえた適切な保全と公共施設等総合管理計画に沿った効率的運営の検討を進める必要があります。さらに、競技力を向上させるための取組や総合型地域スポーツクラブの育成支援により、交流の拠点化と健康づくりの好循環を生み出すことが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P122

【総合スポーツまちづくり振興事業】

スポーツに親しむ習慣や意欲・能力の向上を図るため、スポーツ推進委員を中心とした魅力的なスポーツイベントを充実させます。

体育文化の振興に資するため、基金等を活用し、スポーツ・文化の大会に出場する選手への派遣費や、住民が企画するスポーツ・文化イベントの開催に対して助成を行います。

①スポーツ少年団・スポーツ協会活動の育成と支援

- ◇ こどもの頃から健やかな心身を育成し、スポーツを通じて住民の健康増進と地域の活力を高めるため、スポーツ少年団やスポーツ協会をはじめとした各種スポーツ団体の活動を支援します。
- ◇ 各競技団体との連携を強化し、競技種目の垣根を超えた指導方法の情報共有等を行い、次世代へつながる指導者を育成します。
- ◇ トップアスリートと接する機会をつくり、団体や個人の競技力の向上を図ります。上位大会進出者への派遣費補助の支援を引き続き行います。

②総合型地域スポーツクラブの育成

◇こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とする総合型地域スポーツクラブの取組を支援し、スポーツやレクリエーション活動を通じて交流と健康づくりを推進します。

③体育施設の適切な維持管理と機能の充実

◇サン・ビレッジさざや体育館等の体育施設について、サービス内容や維持管理コストを踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切な維持管理を行い、効率的な運営手法を検討します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
総合型地域スポーツクラブ会員数【総合戦略】	105人	130人
スポーツイベントの参加者数	1,327人／年	1,500人／年
ジョギングフェスティバルの参加者数【総合戦略】	1,236人／年	1,800人／年
体育施設の利用者数	107,234人／年	110,000人／年

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、健康で活力に満ちた生活を心掛けます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇町内会活動の中で、参加しやすいスポーツイベント・レクリエーションを行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇従業員の健康づくりの一環として、本町のスポーツイベント・レクリエーションに参加します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3期佐々町教育振興基本計画	令和4年度～令和8年度
第4期佐々町教育振興基本計画	令和9年度～令和13年度
佐々町公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和37年度

5 戰略目標2－5

歴史や文化財、伝統文化を守り、育てる



担当課

教育委員会

目指す姿

文化財を適切に守り活かし、地域の誇りと愛着を育み、歴史文化を次代へ継承するまちを実現します。

(1) 現状と課題

本町には県指定文化財（3件：市の瀬窯跡・狸山支石墓群、狸山支石墓群出土ヒスイ製大珠）や町指定文化財が11件あり、社会教育講座で郷土史学習を取り入れる等、文化財や歴史への理解は着実に深まっています。また、郷土史講座の継続した開催により、学びの機会も一定程度確保されています。一方で、文化財を住民共通の財産として守り継ぐ意識の浸透は十分とは言えません。幅広い世代への関心喚起や文化財保護活動への参加機会の創設、保存環境の整備、文化財解説の充実が必要です。旧郷土資料館の収蔵品については、保存方法検討委員会からの答申に則り、引き続き、収蔵品の適切な保存を行いながら、主要な収蔵品の展示機会の提供やインターネットを活用したデジタルミュージアム導入の検討等、本町の郷土史や文化財における情報発信の強化に努める必要があります。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①郷土史学習講座の開催

◇明生大学（高齢者講座）やさざんか教室（女性講座）、特別講座等において、住民が地域の歴史や文化に理解と誇りを持てるような郷土史講座を定期的に開催します。

②文化財の保存と活用

◇文化財が次世代に引き継がれるよう環境整備を行い、適切な保存活動を行います。
◇本町の伝承文化である神田雅楽の育成に努め、後継者育成の支援を行います。
◇デジタルコンテンツを活用した文化財の展示方法について検討を行います。
◇旧郷土資料館の収蔵品については、検討委員会の答申を踏まえ適切に保存するとともに、収蔵品の閲覧希望者に対してスムーズに対応できるよう、収蔵品の分類毎に体系的な整理保管を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
郷土史講座等の受講者数	76人／年	100人／年
県・町指定文化財（史跡）巡回件数	2件／年	5件／年

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇郷土の歴史に興味関心を持ち、次世代に伝えていきます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇町内会活動の中で、伝統文化を取り入れた活動を行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇企業や団体活動の中で、町内の歴史や文化財に興味関心を持ちます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3期佐々町教育振興基本計画	令和4年度～令和8年度
第4期佐々町教育振興基本計画	令和9年度～令和13年度

6 戰略目標2－6

多彩な芸術・文化の充実を図る



担当課

教育委員会

目指す姿

住民主体の文化が息づき、こどもが芸術に親しみ、文化財と芸能を守り継ぎ、交流が生まれるまちを実現します。

(1) 現状と課題

本町では、文化会館や地域交流センターを拠点として、佐々町文化協会、公民館学習グループ等が中心となり多彩な文化活動が展開されています。一方で、地域文化の中核を担う人材の高齢化が進んでいるため、若い世代に対する本町独自の文化芸術活動の継承が課題となっています。

本町の芸術文化の活性化を担う次世代の人材を育成するため、小中学生の舞台芸術鑑賞や体験型芸術活動の機会拡充等、学校や文化団体が連携した取組の強化を行うほか、若い世代が主軸となった新たな文化サークルの新規開設を促進するような施策の検討が必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①住民主体の文化芸術活動への支援

◇伝統行事や地域文化の継承をはじめ、住民や地域団体が主体的に取り組む芸術・文化活動に対して補助や運営支援を行い、活動の継続と発展を後押しします。

②こどもたちが芸術文化にふれあう機会の提供

◇次世代を担うこどもたちに向けて、小中学生を対象に舞台芸術の鑑賞や体験型の文化活動を実施し、多様な芸術・文化にふれあう機会を提供します。

③文化会館の適切な維持管理

◇町民文化祭や各種文化公演を通じて、文化会館を芸術文化の発信拠点として活用し、適切に維持管理を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
町民文化祭の出演者・観覧者数	1,122人／回	1,200人／回
小中学校の舞台芸術体験実施回数	2回／年	2回／年
文化会館年間利用者数	14,241人／年	16,000人／年

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇芸術・文化に興味・関心を持ち、さまざまな文化イベントに参加します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇町内会活動の中で、芸術・文化を取り入れた活動を行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇従業員の文化力向上の一環として、本町の芸術・文化イベントに参加します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3期佐々町教育振興基本計画	令和4年度～令和8年度
第4期佐々町教育振興基本計画	令和9年度～令和13年度

第3章 基本目標3 「生活・安全」を大切にするまち

1 戦略目標3－1

快適な生活に必要な市街地や施設環境を整える



担当課

建設課

目指す姿

地域や行政が協働して環境美化に取り組むとともに、多様な交流と便利な生活を支える都市形
成が図られ、安全で質の高い公園等の都市施設が維持されたまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町は、全域を都市計画区域に指定しているものの、その土地利用に対する制限・規制は緩やかな
状態となっています。これから的人口減少・少子高齢化社会に対応し、住民が暮らしやすく、自然環
境に配慮した調和のとれたまちなみを整備するため、計画的な土地利用、住環境の整備等を推進する
とともに、将来に向けた望ましい土地利用の方向性を明確にし、一体的なまちづくりを推進する方針
を定めています。

本町には、都市公園をはじめとする27か所の公園があり、老朽化した遊具については全体の修繕・
更新・撤去が一定程度完了しています。しかし、遊具は引き続き経年劣化が進むため、安全確保の觀
点から定期的な点検が必要です。

また、公園の維持管理に関しては、愛護団体の登録数が順調に増えているものの、地域に根付いた
公園として良好に保つためには、これらの団体の活動を継続的に支援し、今後も新たな団体の参加を
促して、活動主体をさらに広げていくことが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P123

【身近な公園維持管理事業】

身近な公園をより地域に愛着のあるものにするため、愛護団体による活動を支援します。

①土地利用の適正化

◇誰もが暮らしやすく自然環境に配慮したまちなみを形成するため、計画的な土地利用と住環境の
整備を進め、将来の望ましい土地利用を推進します。

②誰もが快適に利用しやすい公園づくり

◇多様化する住民ニーズに対応した特色のある公園の整備を進めます。また、車いす・杖利用者や高齢者、こども等の全ての住民が安心して公園を利用できるように、ユニバーサルデザインの導入を進めます。

◇遊具等の公園設備の経年劣化に対し、住民が安全に公園を利用できるように定期的な遊具の点検を行い、計画的な修繕・更新・撤去を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
愛護団体登録数【総合戦略】	8団体	14団体
全公園遊具の点検	1回／年	1回／年
公園トイレの改良が必要な箇所数	8か所	0か所

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇ルールを守って遊具で遊びます。 ◇環境美化に取り組む意識を高めます。 ◇良好な環境を維持しながら施設を利用します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇公園の維持管理に参加します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇公園愛護団体による清掃を行います。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町都市計画マスターplan	令和4年度～令和23年度
佐々町公園施設長寿命化計画	令和8年度～令和17年度

2 戰略目標3－2

身近な交通ネットワークや広域交通ネットワークを確保する



担当課

建設課・企画商工課

目指す姿

都市構造と公共交通・道路ネットワークの一体的な構築が進むとともに、児童をはじめ住民誰もが安全に通行できる環境が整うことで、地域特性にあった交通手段が確保されたまちを目指します。

(1) 現状と課題

西九州自動車道佐々ICを有する本町は、広域交通アクセスの利便性に優れた町です。骨格的的道路体系は国道204号を軸に形成され、佐々ICを利用し、近隣市町への通勤や日常の買い物等、利便性が格段に向上しています。現在、西九州自動車道の佐々IC～佐世保大塔IC区間の一部が4車線化されたことで、渋滞の発生が抑えられ、交通環境は一層改善しています。併せて、道路の代替機能が強化され、防災車両・救急車両の通行が円滑になる等の効果が見込まれ、防災面での役割向上も期待されており、地域と連携した広域的な交通基盤として重要性が高まっています。また今後、佐々ICから北西に西九州自動車道の延伸を控えています。

このようなこれまでの取組により渋滞の緩和が図られてきましたが、佐々IC周辺や周辺市街地においては、交通の混雑がみられる場合があります。今後も交通状況を注視しながら、必要に応じた対応を検討していくことが必要です。

公共交通については、松浦鉄道や西肥バスが町内を運行しており、通勤通学等を支える重要な交通基盤となっています。松浦鉄道の車両が田園を横断する風景は、四季折々の景観を引き立て、住民の郷土への思いを深めるシンボル的存在となっています。

その他、今後の取組として、佐々川沿い及び中心部は、医療施設が集中しており、施設アクセスの重要性が高い現状のため、高齢化率の上昇を考慮し、将来に向けたバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が必要となっています。また、学校の周辺で、歩道が無い箇所等、安全確保対策も必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P123

【広域的交通ネットワーク構築事業】

地域経済の発展や文化振興、生活圏拡大に不可欠で広域的な道路ネットワークを構築するものとして、西九州自動車道の整備促進を進めます。

①快適で確実に地域をつなぐ道づくり

- ◇交通渋滞の緩和や幹線道路ネットワークの機能強化により、町内及び町外との交流・連携が加速する道路整備を実現します。
- ◇日常生活移動や都市・生活施設へのアクセスにおける走行支障区間を改良し、便利で快適な移動が可能となる道路整備を実現します。
- ◇地域公共交通の基幹となる松浦鉄道の運営を支援するほか、佐世保市・佐々町地域公共交通の活性化協議会の中で、佐世保市と連携し広域的な公共交通の確保に取り組みます。

②災害に強い安全で安心を守る道づくり

- ◇高齢者や児童・生徒等、交通弱者の安全を確保するとともに、迅速・安全な救急搬送が可能となる道路整備を実現します。
- ◇緊急輸送道路の機能強化や市街地の延焼防止、集落の孤立可能性解消等、地域の防災力が向上する道路整備を実現します。
- ◇橋梁については全 98 橋を対象に 5 年間で点検を実施し、その結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づく対策を進めています。引き続き、計画的な修繕に取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
西九州自動車道延伸に関する国への要望回数 【総合戦略】	1 回／年	1 回／年
長寿命化対策済橋梁数（全 98 橋を対象に 5 年間で点検した結果に基づき長寿命化修繕計画による対策）（長寿命化対策が必要な橋梁数：15 橋※令和 6 年度末時点）	2／15 橋	13／15 橋
道路ストック総点検後の補修済箇所（年次計画による補修）（補修が必要な箇所数：22 箇所）	15／22 箇所	20／22 箇所
通学路の整備距離（町が管理する道路の通学路のうち、整備が必要な距離：3.19 km※令和 6 年度末時点）	1.51／3.19km	3.19／3.19km

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇都市交通の在り方に関心を持ち、日頃から公共交通機関の利用を心掛けます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇通学路の見守り等、地域で交通安全対策に取り組みます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇安全運行や利用者の利便性向上に取り組みます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町橋梁長寿命化修繕計画	令和2年度～令和11年度
佐々町トンネル長寿命化計画	令和2年度～令和11年度
佐々町道路網整備計画	令和元年度～都度見直し
佐々町橋梁個別施設計画	令和2年度～令和11年度
佐世保市・佐々町地域公共交通計画	令和7年度～令和11年度

3 戰略目標3－3

ライフスタイルに応じた安心の住まいの場を提供する



担当課

建設課

目指す姿

ライフスタイルに応じた安心の住まいと公営住宅が適切に維持管理される等、町内で誰もが暮らしたいと思う住環境が整い、町外からの移住者の呼び水となるまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町では、西九州自動車道の広域交通アクセスの利便性や佐世保市に近い立地条件等から、民間による宅地開発も活発に進められています。そのような中、住宅の種類は、持ち家が約 62.3%、民営の借家が約 24.3%、公営住宅が約 9.3%となっています（令和2年国勢調査）。

公営住宅は現在、公営住宅 72 棟（551 戸）、特定公共賃貸住宅 1 棟（17 戸）が整備され、入居率 96% と高い水準を保っています。しかし、供用開始後 40 年以上経過している住宅が約 4 割を占めており、計画的な維持改善が必要となっています。

少子高齢化、核家族化が進む中で、それぞれのライフスタイルに応じた誰もが安心して暮らすことができる住まいづくりが求められ、バリアフリー化や子育てしやすい住環境の整備・推進が必要となっています。

一方、公営住宅については、団地によって、湿気、日当たり等の影響から損耗の程度が異なり、住環境に差がある状況であるため、各団地に適した環境改善が必要となります。損耗の激しいところは、施設の長寿命化を計画的に進め、住環境の維持・改善を図っていく必要があります。

今後の人団地動態を見据え、適正な管理戸数を検討し、一定の方向性を決定する必要があります。特に現在老朽化が著しい公営住宅については、周辺地域の安全確保や生活環境の改善のために解体撤去する等、計画的かつ効率的な取組が必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①安心の住まいづくり

◇身体が不自由な方でも住みやすく、住宅内での事故を低減するためのバリアフリー化や安心して子どもを産み育てることができるための3世代同居等の住まいづくりを推進します。

②公営住宅の適正な維持管理

◇屋根の防水対策や外壁、給排水管の耐久性を高める工事を実施し、住宅の長寿命化と維持管理費の縮減に取り組むとともに、耐用年数が経過し老朽化が著しい公営住宅については、周辺地域の安全確保や生活環境改善のため、今後の需要を踏まえたうえで解体撤去を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
町営住宅入居率	96%	99%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇団地の共有スペースの清掃等、環境保全活動に取り組みます。 ◇団地内居住者に騒音や振動等を意識し配慮した生活を行います。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇住民同士のコミュニケーションを深め、良好な近隣関係を保ちます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇企業等においても地域の一員として、良好な近隣関係に協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町公営住宅等長寿命化計画	令和3年度～令和12年度

4 戰略目標3－4

まちの中心にふさわしい機能の充実を図る



担当課

企画商工課・総務課

目指す姿

都市機能を高め、歩いて暮らせる安全・快適な中心市街地を形成し、交流と居住が進むにぎわいを実現します。

(1) 現状と課題

近年は商業施設等の整備により一定のにぎわいが生まれており、こうした動きを中心部全体の活力の維持・向上につなげていくことが期待されています。また、公共交通や歩行環境についても、利便性や快適性の面で改善の余地がみられます。

にぎわいをより一層広げていくためには、都市計画マスタープラン・公共施設等総合管理計画に沿った機能集約と再編、民間投資の呼び込み、空き店舗等の利活用及び中心居住の促進が必要です。また、横断歩道設置や段差解消、街路灯の整備、公共交通・公共施設のバリアフリー化を進め、高齢者や子ども等が安心して回遊できる安全・快適な都市空間を整えることが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P126

【まちなか町有地活用事業】

旧町立診療所周辺や、幼稚園跡地等、町有地の有効な活用により、まちなか活性化のための事業化に取り組みます。

①まちなかにふさわしい都市機能の強化

◇都市計画マスタープランや、公共施設等総合管理計画に基づき、まちなかや IC周辺における商業や生活サービスの利便性を高める適切な規制誘導を行い、公共施設の集約・再編を推進して、交流や経済活動を支える都市機能の強化に取り組みます。

②安全で快適な都市空間の創出

◇横断歩道の設置や歩道の段差解消、街路灯の整備を進めながら、公共交通機関や公共施設のバリアフリー化を推進し、高齢者や子どもを含む誰もが安心して利用できる、安全で快適な都市空間の創出に取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
まちなか町有地の有効活用事業化【総合戦略】	0事業	1事業

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇まちなかの拠点施設を積極的に活用します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇まちなかの活性化に協力します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇まちなかの活性化に協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町都市計画マスタープラン	令和4年度～令和23年度
佐々町公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和37年度

5 戰略目標3－5

水環境を守り、育てる



担当課

水道課

目指す姿

下水道・浄化槽を適正に整備・管理し、水質を守って、誰もが快適に暮らせる衛生的で安全な生活環境を実現します。

(1) 現状と課題

下水道は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に不可欠な基盤であり、本町における水洗化率は89.4%となっています。し尿や浄化槽汚泥についても、浄化管理センター内にし尿等前処理施設を整備し、下水道と併せて適正な処理を行っています。日々変化する社会情勢の中、引き続き効率的な維持管理と経済的な施設の更新や長寿命化に軸足を置き、中長期的な視点に立った経営基盤の強化と経営の安定化が必要です。供用開始から25年以上が経過し、老朽化した施設・設備の更新・長寿命化に取り組むとともに、耐震化や大規模化する自然災害に耐えうる施設の強靭化が急務となっています。

今後、老朽化した施設・設備の更新・長寿命化に多大な費用を要することから、適切な現状分析と事業の優先順位設定による計画的な整備、適正な使用料設定等の検討による財源確保が必要です。

また、公共下水道区域外等における汚水処理の適正化を進めるため、合併処理浄化槽の設置・転換について、今まで以上の普及促進が求められます。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①公共下水道・水洗化の推進

◇認可区域内の公共下水道整備は概成しており、引き続き、下水道未接続世帯への加入促進や下水道認可区域外の合併処理浄化槽の設置を推進するため、広報紙等を通じて周知を図り、適正な汚水処理の推進に取り組みます。また、整備を行ったし尿等前処理施設においても、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理に取り組んでいきます。

②下水道施設の強靭化

◇「佐々町上下水道耐震化計画」及び「ストックマネジメント計画（施設・管渠）」に基づき、老朽施設・設備の更新、管路の更生等による長寿命化、耐震化及び大規模化する自然災害（台風や豪雨等）に耐えうる施設の強靭化を進めます。

③健全な経営の確立

◇「佐々町下水道事業ビジョン・経営戦略 2025」に基づき、人口減少や更新計画等の実施による財政状況を踏まえた中長期的視点で公共下水道事業における経営基盤の強化について検討し、効率的な運営と費用負担の適正化により財政の安定化を図ります。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
公共下水道の水洗化率（公共下水道接続人口／公共下水道整備地区人口）	89.4%	91.0%
生活排水処理率（公共下水道・農集排接続・浄化槽整備人口／行政人口）	89.3%	91.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇生活排水を適正に処理します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇生活排水を適正に処理します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇事業排水を適正に処理します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	令和2年度～令和16年度
佐々町下水道事業ビジョン・経営戦略 2025	令和7年度～令和16年度
佐々町上下水道耐震化計画	令和7年度～令和11年度
第2期ストックマネジメント計画（施設）	令和8年度～令和12年度
第1期ストックマネジメント計画（管渠）	令和9年度～令和13年度

6 戰略目標3－6

おいしく安全な水を供給する



担当課

水道課

目指す姿

安全でおいしい水を強靭な水道施設で安定供給し、将来にわたり安心して暮らせる水環境を実現します。

(1) 現状と課題

本町では、耐震管布設や老朽管更新、計装設備の整備及び漏水調査等を計画的に進め、安全・安心な給水体制の確保と災害時における安定供給に取り組んでいます。一方で、高度経済成長期に築造された施設が多く、耐用年数を経過、または数年内に迎える設備が増え、耐震化率も低い状況です。また、地震や自然災害（台風や豪雨等）への備えは十分とは言えず、施設管路の強靭化が必要です。

今後は、中長期的な収支見通しにおいて、将来的な収支構造の改善が必要となるため、料金改定等の方策を検討し、必要に応じ見直していく必要があります。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①水の安定供給

◇ 経年劣化による施設状況を的確に把握し、計画的な更新を推進することで、水道施設の長寿命化と更新に取り組みます。
◇ 漏水等が発生した際には迅速な修繕を行い、安定した供給体制を維持するとともに、水道有収率（※）の改善に努めます。

※水道有収率：年間配水量のうち、水道料金収入のあった水量の割合です。

②水道施設の強靭化

◇ 「佐々町上下水道耐震化計画」に基づき施設の簡易耐震診断を実施し、耐震化にかかる優先度等を判定したうえで、補強や更新等の対応を進め、近年頻発している自然災害（台風や豪雨等）にも耐えうる施設の強化を進めながら、災害時においても安定的に水を供給できる体制を構築します。

③健全な経営の確立

◇ 「佐々町水道事業ビジョン・経営戦略2025」に基づき、人口減少や更新計画等の実施による財政状況を踏まえた水道事業における経営基盤の強化について検討し、効率的な運営と財政の安定化を図ります。
◇ 人口減少を見据え、施設管路の更新を行う際に、将来を見据えた施設の小型化（ダウンサイジング）や性能見直し（スペックダウン）を実施することで、コスト削減と料金改定等による適正な収入確保を検討することにより、経営安定化対策に取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
水道普及率	99.9%	99.9%
水道有収率	91.6%	93.0%
水道料金収納率	99.2%	99.5%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇給水装置の適正な管理に努め、安定給水に寄与しながら、緊急時の給水体制を理解・協力し、節水に努めます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇漏水に伴う異音等での情報提供等で有収率向上に努めます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇緊急漏水の修繕等に早急に対応することで有収率向上に努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町水道事業ビジョン・経営戦略 2025	令和7年度～令和16年度
佐々町上下水道耐震化計画	令和7年度～令和11年度

7 戰略目標3－7

犯罪や交通事故から住民を守る



担当課

総務課・企画商工課・教育委員会

目指す姿

地域ぐるみの見守りと交通安全を進め、犯罪・事故を抑止し、誰もが安心して暮らせる安全なまちを実現します。

(1) 現状と課題

本町では、地区防犯協会等との連携による地域安全運動が定着し、犯罪被害者等支援条例の施行により支援体制の整備が進んでいます。交通事故件数や死傷者数を減少させていくためには、通学路の安全確保や歩行環境の改善が必要です。消費者問題は架空請求等が減る一方、インターネット通販トラブルが増加傾向にあります。

今後は、住民活動団体、学校、警察、防犯協会及び行政が連携した見守りやパトロール、防犯灯の整備等を強化し、若年層への非行防止・防犯教育と高齢者向け講習を充実させることや、危険箇所の点検・改善、歩道整備やガードレール・カーブミラー設置を進める必要があります。また、消費生活相談窓口の周知と、座談会・授業支援・広報紙等による多様な啓発を展開し、被害の未然防止と安心安全な地域づくりを推進していくことが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①地域見守り・防犯活動の推進

- ◇住民活動団体、学校、警察、防犯協会及び行政が連携し、地域社会全体で児童・生徒や高齢者を見守り育てる取組を進めます。
- ◇通学路等危険箇所の調査・点検を継続し、改善を行いながら、防犯パトロールや地域の見守り活動を充実させ、住民が犯罪に巻き込まれない環境整備を進めます。
- ◇夜間における犯罪抑止のため、防犯灯の設置や維持管理を町内会等と協力して支援し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

②交通安全対策の推進

- ◇交通安全教室や講習会の開催を通じ、幼児・児童から高齢者まで各世代に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの理解と実践を促進します。
- ◇交通事故の危険箇所や通学路における歩道整備、ガードレールやカーブミラーの設置を進め、安全で安心な道路環境の整備を推進します。

③消費生活対策（消費生活相談、情報提供）の推進

- ◇消費者トラブルに対応するため相談窓口を設け、衣食住に関する商品・サービス等消費生活全般に関する苦情や問合せに適切に助言・情報提供を行います。
- ◇特殊詐欺等手口が巧妙化する状況を踏まえ、被害を未然に防ぐため、高齢者との座談会や中学生への授業支援、広報紙やチラシの配布等多様な啓発活動を展開します。

（3）成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
交通事故発生件数	29件／年	25件／年
通学路安全点検箇所数	20か所／年	25か所／年

（4）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇「自らの命は自らが守る」意識を持ちます。 ◇日頃から自家用車や自宅の点検を行い、防犯・交通安全に備えます。 ◇地域での防犯・交通安全活動に協力し、日頃から地域活動に対する関心を持ちます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇防犯や交通安全について地域活動の必要性を理解し、地域での防犯・交通安全活動を行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇日頃から業務車や事業所の点検を行い、防犯・交通安全に備えます。

（5）関連する個別計画

計画名	計画期間
第12次長崎県交通安全計画	令和8年度～令和12年度

8 戰略目標3－8（重点分野）

まちの防災力を高め、被害を最小限にとどめる



担当課

総務課・建設課・多世代包括支援センター

目指す姿

災害に強い都市構造と地域力を高め、誰もが迅速に避難・対応できる体制を整えた安全・安心のまちを実現します。

（1）現状と課題

本町ではハザードマップ作成、避難所表示板整備、地域防災計画や業務継続計画等の策定及び雨水排水事業や排水ポンプ場整備により、災害への備えを進めています。一方、昭和42（1967）年災害の経験継承が薄れ、平時の体制整備と発災時の機能維持が必要です。

これまで本町では、住民の生命や財産を守るため、河川の浚渫や法面保護工事等の防災対策を進めてきました。また、長崎県が管理する佐々港海岸においても、本町と長崎県が連携しながら、自然災害に備えた防災対策が行われております。

消防団員については、定員比で約8割にとどまり、団員確保・定着、装備・労務環境の改善、参加型訓練や出前講座の拡充及び感染症を踏まえた避難所運営体制の強化等に継続的に取り組んでいくことが必要です。

（2）目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P123

【防災・減災対策推進事業】

まちの防災力を向上し、災害時に的確に行動ができるための「防災・減災対策」を実施します。

【自主防災組織育成強化事業】

実効性のある防災活動、災害時における迅速な応急対応ができるように、町内会での防災訓練を通して、自主防災組織の育成強化を行います。

①消防防災担当班の設置

◇本町における防災・減災対策や危機管理体制を強化するため、消防防災担当班を設置します。
◇消防防災担当班では、災害発生時に適切な対応が取れるよう、総合防災訓練や職員の教育・研修を計画的に実施し、平時からの体制整備と初動対応力の向上を図ります。

②防災・減災対策の推進

◇災害への事前の備えとして、防災備蓄品の充実や非常用電源の確保を進め、民間事業者や関係機関との災害時応援協定を強化し、発災時に迅速に対応できる体制を整えます。

③地域の災害対応力の強化

◇自主防災組織の育成を図るため、出前講座や地域防災講演会を実施し、参加型の防災訓練を継続して行います。

◇消防施設の計画的な更新を進めながら、団員が活動しやすい装備・労務環境を整備し、消防団員の確保と定着を図ります。

◇地域の消防団や自主防災組織と連携し、日常的な見守り活動や訓練の工夫を通じて防災活動を活性化し、その実効性を高めます。

◇避難所に多くの人が集中した際の感染症拡大リスクに備え、コロナ禍で得られた経験を活かし、物資の確保や避難所運営スタッフへの研修を行う等、避難所の感染防止対策を進めます。

④避難行動要支援者の避難対策

◇避難行動要支援者名簿の整理・作成により、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者情報を把握し、個別避難計画を作成します。

◇避難行動要支援者の対象基準を見直し、実際に支援が必要な要配慮者を漏れなく把握できる体制を整えます。

◇要配慮者施設を地域防災計画に位置付け、施設に対し「避難確保計画」の作成や避難訓練の実施を求め、地域全体での防災力向上につなげます。

⑤河川の改良や法面保護工事、港湾の建設

◇河川の浚渫、法面保護工事を今後も継続して実施し、安全性を高めます。

◇長崎県と協力し、長崎県が実施する佐々港海岸自然災害防止事業を推進します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
防災訓練・講話の実施回数【総合戦略】	5回／年	7回／年
消防団員充足率	80.7%	85.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇「自らの命は自らが守る」意識を持ちます。 ◇地域での自主防災組織に参加を行い、防災活動に協力し、日頃から地域防災に対する関心を持ちます。 ◇自宅の点検を行い、水や食料等の生活必需品を備えます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇自主運営避難所の開設について、地域で協力し運営を行います。 ◇地域コミュニティ等による「日頃からの隣近所の付き合い」を大切にし、地域防災力を高めます。 ◇地域防災力について関心を持ち、自主防災組織を運営します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇顧客や従業員等の安全を確保します。 ◇本町等と災害協定の締結に協力します。 ◇地元地域との助け合いを行います。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町地域防災計画	令和7年度改訂（毎年度見直し）
佐々町業務継続計画	令和2年度～終期なし
佐々町災害時受援計画	令和2年度～終期なし
佐々町国土強靭化地域計画	令和2年度～終期なし

第4章 基本目標4 「自然・環境」を守り続けるまち

1 戦略目標4－1

自然と調和した美しいまちをつくる



担当課

保険環境課

目指す姿

花と緑と清流を守り育て、誰もが気軽に美化活動へ参加し、美しく快適に暮らせるまちを実現します。

(1) 現状と課題

本町では、佐々川の保全や清掃、アユ稚魚放流、駅前や商店街の清掃・植栽及び花苗配布等が定着し、桜堤や河川沿いの菜の花が季節の景観を彩り、環境美化への意識は高まりつつあります。

一方で、住民や事業所の参加層の拡大と継続参加の仕組みに改善の余地があります。気軽に参加できる清掃・植栽の場づくり、学校・町内会・企業との協働、ボランティアごみ袋配布や用具提供等の支援及び成果の見える化や情報発信を強化し、日常的な美化行動の定着と地域の魅力向上につなげることが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P121

【健康推進事業】(再掲)

住民の健康増進の意識向上につなげ、まちなかと周辺の地域資源の回遊性を向上させるため、佐々川等を活かしたウォーキングコースや、散策コースの周知と活用を行います。

①緑や花があふれ、ごみのないまちづくりの推進

- ◇市街地や周辺の緑を守り、まちのシンボルとなる景観や季節を感じられる花づくりを進めることで、住民の安らぎと交流を育む豊かな都市環境を創出します。その際、住民・地域団体・行政が協働し、誰もが誇りを持てる花と緑のまちづくりを推進します。
- ◇気軽に参加できる環境美化活動を支援するため、散歩やジョギング時のごみ拾い活動等に対し、ボランティアごみ袋を支給し環境美化を推進します。また、町内会と連携し、清掃活動への参加を促し、ごみのない快適な環境づくりを推進します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
清掃ボランティア活動の延べ参加人数	4,311人／年	4,500人／年

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇町民大清掃やボランティア等による清掃活動に積極的に参加し、環境美化に対する意識を身につけます。 ◇自分のごみは自分で持ち帰り、適正に処分します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇不法投棄等による環境汚染を未然に防ぐため、沿道や空き地の草刈りを行い、地域環境の美化に取り組みます。 ◇不法投棄等を発見した場合には、警察や町へ連絡します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇ボランティア等による美化活動や、清掃活動に積極的に参加します。

2 戰略目標4－2

ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ないスタイルを確立する



担当課

保険環境課

目指す姿

5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）と省エネを軸に資源循環を進め、ごみ排出を抑え、快適で環境負荷の少ない循環型のまちを実現します。

（1）現状と課題

本町は5Rの推進や「一般廃棄物基本計画」に基づき一人一日当たりのごみ排出量を904g／日と目標等を掲げ、資源循環を進めています。また、資源循環の実効性を高めるため、事業系ごみの展開検査や分別徹底、町内会等の資源回収支援を強化する必要があります。また、プラスチックの細分別への対応や料金体系の見直し、有害・不適正混入の防止、違法投棄の監視・抑止等が必要であり、省エネルギー行動や再生可能エネルギー導入を広げて、住民・事業者・行政が役割を明確にし、自ら行動する機運を定着させることが必要です。

（2）目指す姿を実現するための行動指針

①ごみ減量化・資源化の推進

- ◇自然界から採取する資源の利用を抑えるため、5Rを推進し、資源ごみの効率的な再利用やごみの減量化・資源化に取り組みます。
- ◇事業者から持ち込まれるごみについて定期的に展開検査を行い、不適正な混入を防ぐことで、適正処理とリサイクル促進を図ります。
- ◇町内会や子ども会等の地域団体による資源ごみ回収活動を支援し、次世代を含めた住民の資源循環意識を高めます。

②省エネルギー活動の推進

- ◇住民・事業者・行政が協働して、ライフスタイルやビジネススタイルの見直しを進め、省エネルギー活動を実践します。また、自然エネルギーの導入を促進し、持続可能なエネルギー利用を推進します。

③不法投棄対策の充実

- ◇監視体制の整備や地域住民・団体による一斉清掃活動を通じて、不法投棄の未然防止とまち全体の環境美化を進めます。
- ◇不法投棄が発生しやすい場所に対しては、看板設置や巡回強化等の抑止策を行い、住民と協力して投棄されにくい環境づくりを推進します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
住民1人1日当たりのごみ排出量	913g／日	904g／日

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇ごみや地球環境問題に対する関心を高め、ごみ発生抑制・再資源化・再使用や、省エネルギーに配慮した生活を心掛けます。 ◇ごみ出し・分別のルールを守り、ごみの減量化と資源化を実践します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇地域ぐるみでごみの分別を徹底し、収集日や時間等のルールを守るよう意識を高めます。 ◇ごみステーション等の収集所を点検し、不適切ごみを指導する等、ごみに対する地域の意識を高めます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇事業系ごみについて、可燃ごみや不燃ごみ、リサイクルごみの分別を強化し、各事業所から排出されるごみ総量を減らすよう心掛けます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	令和2年度～令和16年度
ごみ処理・生活排水処理実施計画	令和8年度（毎年度更新）
災害廃棄物処理計画	令和2年度～都度見直し
西九州させぼ広域都市圏ビジョン（第2期）	令和6年度～令和10年度

第5章 基本目標5 「産業・観光」でにぎわうまち

1 戦略目標5－1

消費者ニーズに対応した魅力ある農産物を生産・供給する



担当課

農林水産課・農業委員会

目指す姿

意欲ある担い手が育ち、環境にやさしい農業で稼げる産地を築き、農地と森林を持続的に守り活かすまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町は畜産・米・イチゴ・茶が主力農畜産物ですが、経営面積1ha未満の小規模経営が大半で、生産性は就業者1人当たりで県平均の約6割にとどまっています。高齢化と後継者不足により離農が進み、中山間の条件不利地で荒廃農地が増加しており、有害鳥獣被害が耕作放棄と意欲低下の一因となっています。

一方、町内農産物の付加価値向上や特産品化には改善の余地があり、認定農業者の増加や新規就農の着実な確保が必要です。また、オンライン取引等を含む販路の多様化、新興作物の選定と産地化及び地産地消や食育・加工・観光との連携強化により、所得向上と安定供給体制の構築が必要です。

また、耕作放棄地の発生防止、農地環境の保全、農業用施設の長寿命化及びイノシシ・アライグマ等への被害防止対策の強化が急務となっています。森林については、関係機関と連携した間伐・枝打ちを進め、土砂災害防止や水源涵養等の公益的機能を維持し、経営管理が行われていない森林の適正な整備・利用を推進することが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P124・125・127

【新規就農支援事業】

本町農業への関心、就農意欲を高める情報発信を進め、農業就農希望者が意欲を持って就農できる環境を充実させます。

【農地確保支援事業】

離農や高齢化に伴い、耕作放棄された農地を意欲ある農家に貸し出し、生産性を向上させ、農地の有効活用を進めます。

【農業体験施設・皿山農産物直売所活性化事業】

農業体験施設においては、農地の貸出しや野菜づくりの体験及びイベント開催の会場等として現状の運用を維持しつつ、これまでの運用の見直しを図り新たな利活用に向けた検討を進めます。

皿山直売所においては、町内で収穫された新鮮な農産物を安全で安心して購入できる拠点となるよう、地産地消を推進し、地元生産者の加入促進を図ります。

①意欲ある多様な担い手の育成支援

◇佐々町地域農業担い手育成総合支援協議会を中心に、認定農業者や若手農業者の確保・育成を進めながら、新規就農者の支援に取り組みます。

②佐々町特産品の開発

◇農産物品目の特商品化を進め、振興作物の選定と産地化を図り、地域資源の有効活用（耕作放棄地等）と生産者の生きがい創出を通じた地域ブランド化と6次産業を目指します。また、消費者ニーズに応じた販売手法の多様化により安定した販路拡大を推進します。

③農業生産環境の整備

◇耕作放棄地の発生を防止し、農地の環境保全を図るとともに、農業用施設の長寿命化を推進し、併せてイノシシやアライグマ等による農作物被害の防止対策を強化します。

④森林の保全

◇長崎県林業公社や長崎北部森林組合と連携して間伐や枝打ちを進め、土砂災害防止や水源涵養、防風等森林の公益的機能を維持します。また、経営管理が行われていない森林については所有者の意向を確認しつつ、適正な整備や利用を推進し、持続可能な森林保全につなげます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
認定農業者数【総合戦略】	27人	21人
貸出農地面積【総合戦略】	141ha	150ha
農業体験施設年間利用者数【総合戦略】	4,623人／年	5,000人／年

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇地元農産品の消費に努めます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇地元農産品の消費に努めます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇安全・安心で豊かな農産物を再認識し、生産者は生産基盤の強化に努め、安定した生産・供給を目指します。 ◇特産品となるような農産物の育成を目指します。 ◇後継者不足や高齢化による担い手不足を解消するために、組織や団体等の形成を目指します。 ◇労力負担軽減のため、農作業の受託や、先端技術を駆使した機械(ドローン等による農薬散布等)の活用を進めます。 ◇農産物による加工品等の商品開発を行います。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26 年度～終期なし

2 戰略目標5－2

地域に密着した産業を創出・育成し、活力とぎわいのある商店街を形成するとともに、町産業力を強化する



担当課

企画商工課

目指す姿

起業しやすく人が集い、商店街がにぎわい、企業立地が進み、地域資源を活かす産業のまちを目指します。

(1) 現状と課題

近年、大型店舗の進出が増えていますが、その影響により、地元商店街の活力が低下するおそれがあります。しかし一方で、町外から多くの人が訪れる等、人の流れが生まれることで、地元商店街にも新たなにぎわいや活性化が期待されます。

今後は、地元商店事業者の高齢化と後継者未定による休廃業の増加リスク、創業希望者の潜在化及び商店街の空き店舗対策への対応を進めていく必要があります。起業・創業支援体制の強化、マルシェ等の出店機会の創出、地元金融機関・商工会と連携した実践的な創業支援及びにぎわいイベントや子育て・教育等と連携した誘客策を展開していくことに加え、研修や先進地視察による人材育成、経営指導と金融対策の充実を図ることが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P125

【起業・創業支援事業】

町内外を問わず、意欲ある人材が町内で起業・創業を希望する場合に、商工会や地元金融機関等とも連携し、相談をはじめとしたさまざまな支援策を検討し進めます。希望者には空き店舗の活用を支援していくながら、誰でも新たに仕事へチャレンジをしたくなる環境を整えます。

特に女性や若者等が新たに仕事へのチャレンジをしたくなる環境を整えます。

【地元中小企業支援事業】

商工会や地元金融機関と連携し、中小企業の経営指導や経営相談の機能を強化や運営のサポートを行うことで、商業者の資質向上と後継者の育成、さらに団体と組織の拡充活動を行います。

①起業・創業の相談しやすい環境を整え、潜在化している希望者の掘り起こし

- ◇起業に関心がある若者等で、技術やアイデアを持ちながら起業に踏み出せていない人がきっかけを得られるよう、マルシェ等による出店機会や場所の提供、補助金による支援を行います。
- ◇起業・創業を希望する方が実践的な知識や手法を学べるよう町・商工会が連携し、支援を受けられる体制を整備します。

②地域資源ネットワークを活かした商店街の活性化

- ◇にぎわいイベントや子育て・教育等の地域活動と連携した振興策、さらに空き店舗対策を通じて、商店街やまちなかににぎわいづくりを推進します。
- ◇商工会を通じて、商店街の魅力向上や誘客施策の検討・実践を進め、商業者と関係機関、地域住民の連携を強化します。

③商工会との連携を強化した、商工業の活性化

- ◇市場のニーズに応じ、商工会を通じた研修や先進地視察を支援し、商業者の資質向上と後継者の育成、さらに団体や組織の拡充を図ります。
- ◇商工会を通じて、商工業者への経営指導や経営相談機能を強化し、併せて金融対策を実施して経営基盤の安定を支援します。

④企業誘致受入適地の確保

- ◇企業誘致に向けて、小浦南部地区町有地周辺の用地確保を進めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
空き店舗等活用促進事業補助金	7件（累計）	45件（累計）
町内の事業者数【総合戦略】	563件	580件
起業・創業者数（商工会把握分）【総合戦略】	15件／年	50件（累計）

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇地元消費に努めます。 ◇交流事業に積極的に参加します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇交流事業に積極的に参加します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇時代の要請や消費者のニーズに応える経営戦略を高めます。 ◇後継者の育成に努めます。 ◇商工会や地域住民との連携に努めます。

3 戰略目標5－3

世代・地域を超えてさまざまな交流を育む環境をつくる



担当課

企画商工課

目指す姿

地域資源を磨き発信力を高め、交流人口を着実に拡大し、広域連携や拠点整備を進め、にぎわいが持続するまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町は佐々川や桜づつみ、花菖蒲、皿山公園、古川岳遊歩道等、町内外から多くの人が訪れる魅力ある資源がありますが、観光客数の伸びに十分には結び付いていません。

地域資源の磨き上げと一体型のプロモーション不足、民間・住民の参画機会の不足及び効果検証に資するデータ活用等の問題を解決していく必要があります。また、既存イベントの高付加価値化及び広域連携による誘客と滞在時間の延伸を進めることが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P127

【通年型観光イベント事業】

町内資源を掘り起こし、新規のイベント開発や、既存イベントの見直し等、行政と住民・企業が協働した地域外交流の創出に向けた取組を行います。

【観光情報発信事業】

人物・自然・歴史・食・スポーツ、イベント等、世代を問わず、みんなが楽しめるジャンルの観光コンテンツを充実させます。

①資源を活かした観光地づくり

◇地域住民や事業者の知恵とアイデアを結集し、自然や歴史、食文化等地域資源の活用や三大花まつり等の既存イベントを磨き上げにより広域的な観光誘客につながるPRを強化します。

②観光情報の発信

◇SNSや動画配信等多様な媒体を活用し、町内外に向けて本町の魅力を発信します。
◇佐々駅舎を活用し、観光と地域交流の拠点として情報発信を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
町主催・共催イベントの参加者数【総合戦略】	24,800人／年	30,000人／年
町公式Instagramの閲覧数【総合戦略】	87.7万回	150万回

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇地域資源を再発見、再確認しPRすることに努めます。 ◇交流事業に積極的に参加します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇交流事業に積極的に協力します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇関係団体と連携してターゲットを絞り込み、観光ルートの創出に取り組みます。 ◇地域住民自らが行う交流・にぎわい事業に対して支援を行います。 ◇本町を訪れた人たちが必要とする情報を多様な情報ツールで発信していきます。

4 戰略目標5－4

移住・定住を応援し、多くの人にぎわうまちをつくる



担当課

企画商工課

目指す姿

移住支援と住まい・仕事の充実で若者が定着し、交流が定住につながる活力あるまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町は、若年層の進学や就職を背景とした人口流出が多く、近年、全体として若年層の減少と少子高齢化が進行しています。移住支援については関係機関と連携して進めていますが、県外在住者やUターン・Iターン希望者への魅力発信や継続的な相談体制の面で改善の余地があります。

県外からの移住希望者に届く情報発信の強化、移住前後を一気通貫で支える相談・伴走の体制整備、移住支援金の活用に加え、生活相談、就職・創業支援を組み合わせ、定住につながる支援を確立することが必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P127

【移住推進事業】

ながさき移住サポートセンターと西九州させぼ移住サポートプラザと連携し、豊かな自然や良好な子育て環境等、本町の魅力を全国に情報発信し、移住検討段階から本町への定住に至るまでの総合的な支援体制を整えます。

①県外からの移住者に対する支援

◇県外から町内へ移住する方を対象に、移住・定住促進のための町独自の支援金を支給することに加えて、生活相談等定住につながるサポートを行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ながさき移住サポートセンターを経由した移住者数【総合戦略】	7件	15件
子育て世代移住支援補助金【R8～R12 実績累計】	6件	25件（累計）

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇交流イベント等に積極的に参加します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇移住者を応援するため、おもてなしの心でサポートします。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇企業間交流イベント等への積極的な参加を促進します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
西九州させぼ広域都市圏ビジョン（第2期）	令和6年度～令和10年度

第6章 基本目標6 「行政・財政」が持続可能なまち

1 戦略目標6－1

機能的かつ効率的な行政運営を行う



担当課

総務課・企画商工課

目指す姿

柔軟で効率的な組織と行政評価を確立し、最小経費で最大効果を発揮する持続可能な行財政を実現し、住民の利便性を高めます。

(1) 現状と課題

社会環境の変化や住民ニーズの多様化により、行政サービスは高度化・複雑化しており、本町においても業務量が増加しています。このため、本町では西九州させぼ広域都市圏へ加入し、広域的な視点での連携事業を通じて、行政サービスの提供体制を維持してきました。また、手続のオンライン化やマイナンバーカードの利活用、業務システムの運用等、行政運営の効率化に向けた取組も進められています。

一方で、複雑化する行政課題に対応するための組織体制の強化、職員の業務負担軽減、メンタル不調の防止、時間外勤務の削減及び人材育成の充実といった面では、さらなる取組が求められています。加えて、各課間での施策・事業情報の共有や、KPIを活用したPDCA型の行政評価の定着、業務フローの見直しやAI・RPAの活用による事務効率化及び広域連携分野における医療・防災・産業振興等の協力強化等が必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P129

【デジタル技術を活用した住民の利便性向上事業】

デジタル技術を活用することで住民の多様なニーズに対応し、快適かつ安全な行政サービスを提供します。

①機能的かつ効率的な組織づくり

◇現状の課題や将来の行政ニーズに対応していくために職員の適正配置に努め、正規・定年延長・再任用・非常勤職員等を組み合わせた機能的かつ効率的な組織体制を構築します。

②職員の人材育成、組織力の向上

◇職員の能力や意欲を高めるため、人事評価制度を活用しつつ、階層別研修や専門研修、内部研修を実施し、人材育成を推進し、組織全体の力を底上げします。

③行政評価システムの確立

◇各課が所管する施策・事業の情報を庁内で共有し、PDCAサイクルに基づく行政評価を導入することで、成果を検証し、進捗を適切に管理します。

④行政サービスの利便性の向上

◇住民の利便性を高めるため行政手続のオンライン化、電子化、口座振替及びキャッシュレス対応を推進します。

◇業務システムを安定的かつ適正に運用するため、国の基準に沿ったセキュリティを確保し、メンテナンス体制を維持します。

⑤広域連携による行政サービスの向上

◇西九州させぼ広域都市圏（連携中枢都市圏）において、佐世保市を中心に近隣市町との連携を深め、医療や防災、観光、教育産業振興等の多様な分野で効率的かつ効果的な行政サービスの向上を図ります。

⑥事務の効率化

◇業務フローの見直しを行い、無駄を削減し、手順を明文化し、AIやRPA等のデジタル技術の活用につなげることで、事務の効率化を推進します。

（3）成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
メンタル不調による病気休暇・休職職員数	3人／年	0人／年
時間外勤務手当の削減 (一般会計／給与に関わる費目のみ)	22,870千円	20,000千円以下
内部職員研修実施回数	6回	6回
住民からのオンラインによる手続申請数【総合戦略】	896件	1,400件
書かない窓口による申請割合【総合戦略】	0%	50%
行政手続のデジタル化による住民満足度【総合戦略】	—	60%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇毎年公表する人事行政の運営状況を確認し、町政に参加します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇行政サービスの新たな担い手として、地域で解決できる事業を実施します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇窓口業務や非常勤職員の派遣業務等、民間でできる事業を実施します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
西九州させぼ広域都市圏ビジョン（第2期）	令和6年度～令和10年度

2 戰略目標6－2

健全な財政運営を行う



担当課

税財政課・総務課・出納室

目指す姿

適正な歳入確保と計画的な財政運営を通じて、健全で持続可能な財政基盤が確立したまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町の税収入は近年微増傾向にあるものの、歳入に占める割合は3割未満にとどまっており、自主財源の確保に向けた取組が一層重要となります。歳出についても社会保障関連経費等の扶助費や人件費の増加、大型事業を実施してきたことによる公債費の増加等、厳しい財政運営が見込まれます。

そのため、それらの財政需要の増加や、老朽化が進む公共施設の改修・修繕等の経費に予算配分ができるよう、全ての事務事業において財政健全化の観点から、不断の見直しを進め、健全で持続可能な財政運営を行っていく必要があります。また、限りある財源を有効活用する中で、将来世代に過度の負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要があります、全職員が町政や町の財政状況を常に認識しつつ、全庁的な視点を持って、事業の「選択」と「集中」による歳出の重点化を図っていく必要があります。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①適正な賦課徴収と納税意識の啓発

◇さまざまな情報を収集し課税客体を適正に把握しながら、徴収に当たっては個々の状況を踏まえた早期対応を図ります。また、住民に対しては広報紙等を通じて納税意識を高め、公平性の観点から納期内納付を着実に進めます。口座振替やコンビニ納付、キャッシュレス納付等の利用促進を図り、利便性向上と確実な納付につなげます。

②資金運用による歳入の確保

◇佐々町資金管理方針に基づき、金融機関の経営状況や金利動向を常に把握し、安全性を最優先に流動性を確保しながら、効率的な資金管理を行い、公金の適切な保管と運用に努めます。

③効果的な予算の編成及び運用

◇限られた財源を有効に活用するため、歳入に見合った歳出の規模とし、優先度を考慮した計画的な予算編成と着実な執行を行います。

④経常経費の削減と補助金等の見直し

- ◇行政事務の効率化を推進し、改善の余地がある経費については不斷の見直しを進め、持続可能な財政運営につなげます。
- ◇佐々町補助金等に関するガイドラインに基づき、必要性や効果を検証しながら見直しを行い、将来にわたる健全財政の確立に向けて適正執行に努めます。

⑤公共施設等の有効活用と適正管理

- ◇町が保有する公共施設等について、公共施設等総合管理計画に基づき、利用状況や将来人口を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化や民間活力の導入等、持続可能かつ効率的な資産管理に努めます。

⑥遊休町有地の活用

- ◇将来的に本町での活用予定がなく、保有の必要がない町有地については積極的に売却し、民間等での利活用を促進します。
- ◇将来的な利用計画がある場合でも、当面供用予定のない土地や売却が困難な土地については、短期貸付等により有効活用を図ります。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
経常収支比率	91.5%	95.0%未満
実質公債費比率	8.4%	15.0%未満
町税収納率（現年度分・滞納繰越分合計）	98.5%	98.7%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇納税に対する正しい知識を習得します。 ◇納期内納付に努めます。 ◇本町の予算事業を確認します。 ◇財政状況を理解します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇住民が納税や財政状況を理解できるよう、関係する情報の周知等に協力します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇納税に対する正しい知識を習得します。 ◇納期内納付に努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和37年度
佐々町補助金等に関するガイドライン	令和元年度～終期なし
中期財政見通し	令和8年度～令和12年度
佐々町町有地利活用基本方針	令和元年度～終期なし
佐々町資金管理方針	令和3年度～終期なし

第7章 基本目標7 「情報共有・協働」のみんなのまち

1 戦略目標7-1

情報を適切に管理し、積極的な公開・共有化を進める



担当課

総務課・企画商工課・議会事務局

目指す姿

多様な媒体で必要情報を迅速かつ分かりやすく届け、双方向の対話を促し、理解と参画が進む開かれたまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町は広報紙「広報さざ」、ホームページ、SNS、データ放送及びメール配信等を活用し、住民が必要情報を得やすい環境整備を進めています。

一方で、効果的な発信手段の選択やターゲット別の最適化を図るため、多様化するライフスタイルに対応した配信時間・形式、アクセシビリティ配慮（やさしい日本語や読み上げ、字幕等）、災害時の多重経路発信の強化が必要です。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①行政情報の適切な管理から情報公開・共有

◇行政情報の適切な管理を徹底するため、公文書の整理・保管・保存を計画的に行い、情報公開について迅速に対応します。また、デジタル化を進め、庁内外での情報共有を強化します。

②行政情報の迅速な発信

◇防災、観光、教育、福祉及び子育て等、住民生活に関わる多様な情報を、広報紙・ホームページ・SNS等複数の媒体を活用し、分かりやすく迅速に発信します。

◇防災行政無線については、難聴地区向け戸別受信機の貸与を行う等、総合防災行政システムの機能を強化します。

③広聴機会の充実

◇町政施策に住民意見を反映させるため、座談会や説明会等、住民参画の機会を拡充します。また、まちづくり提案箱やパブリックコメントを積極的に活用し、住民の声を幅広く政策に取り入れます。

④住民に開かれた議会

- ◇議会だよりや公式ホームページ等を活用し、町議会を身近に感じられるよう、読みやすく分かりやすい情報発信を行います。
- ◇町議会への関心を高めるため、本会議の傍聴機会を増やし、感染症対策に配慮した傍聴環境を整備し、参加しやすい議会運営を進めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
SNS (Instagram) 発信件数	26件／年	50件／年
SNS (LINE) フォロワー数	2,662人	2,800人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇情報通信技術の進展に関心を持ち、それらを利用するための正しい知識を習得します。 ◇広報紙等のさまざまな媒体から町政に関する情報を取り入れ、本町の施策に関心を持ちます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇情報の公開・共有化の大切さを理解し、広報等に協力します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇情報の公開・共有化の大切さを理解し、広報等に協力します。

2 戰略目標7－2

全ての住民が尊重され、生きがいのある社会をつくる



担当課

総務課・住民福祉課・教育委員会

目指す姿

一人ひとりが人権を尊重し、差別や偏見を許さず、誰もが尊厳を守り安心して学び働き暮らせる共生社会のまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町では、DV、児童・高齢者虐待、障がい者への偏見及びネット上の誹謗中傷や個人情報流出等の人権に関する問題が見受けられますが、男女共同参画の啓発は進み、委員会等での女性登用率は上昇しています。

家庭・地域・学校・職場の各場面で人権を学び実践する機会の拡充、被害者支援と相談窓口の周知・利用しやすさの向上、デジタル時代に対応した情報発信者の責任とリテラシー教育の強化が必要です。また、男女共同参画を自分事として捉える意識の定着や、ハラスメント等の未然防止、関係機関連携に基づく継続的な啓発と効果検証を進める必要があります。

また、近年、本町においても外国人住民が増加しています。多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、相互理解の促進や地域とのつながりを深める取組が求められています。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①人権を尊重し、あらゆる差別のない社会の実現

◇人権問題の解決に向け、国・県の相談体制と連携を深め、本町として必要な支援を行います。
◇関係団体との協働を強化し、人権教室や講演会等を継続的に開催し、世代を超えて人権意識を高める啓発活動に取り組みます。

②人権問題・男女共同参画の啓発

◇広報紙での男女共同参画コラム掲載や、町民文化祭等での啓発ブース設置、研修会開催を通じて、住民に身近な形で男女共同参画に関する周知・啓発を行います。
◇配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、セクハラ及びストーカー行為等、あらゆる人権侵害への対応として、相談窓口の周知と利用しやすい体制整備を進めます。

③人権教育の推進

◇児童・生徒が自分と他者を尊重できるよう、人の気持ちを想像し共感する力や、豊かな表現力・コミュニケーション能力を育む教育を進め、学校全体で確かな人権感覚を培います。
◇温かさと心の豊かさを感じられる人権尊重社会の実現に向け、社会教育講座等で人権をテーマとした学習や講話を実施し、地域ぐるみで人権教育を推進します。

④多様な住民が安心して暮らせる環境づくり

◇外国人住民と地域住民が互いを尊重し、安心して暮らせる環境づくりを進めます。住民一人ひとりが個性を尊重し合いながら、様々な国籍や文化の違い・価値観を受け入れられるよう、相互理解を深める取組を推進し、誰もが住みやすい環境を整えます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
人権啓発事業に参加し理解や関心が高まった人の割合	—	100.0%
男女共同参画啓発事業（広報紙掲載・イベントによる）の実施回数	11回／年	13回／年
社会教育講座における人権講話の受講者数（1講座平均）	●●人	●●人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇人権に関する正しい知識を持つために講演会等へ参加し、お互いを尊重できる社会づくりに努めます。 ◇男女共同参画に関する正しい知識を持ち、家庭や職場、地域において、男女共同参画社会の形成に努めます。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇あらゆる場面において、人権尊重社会・男女共同参画の視点を取り入れ、個の多様性を尊重した地域コミュニティづくりに努めます。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇仕事と生活の両立を推進し、誰もが能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備に努めます。 ◇男女共同参画に関する意識啓発活動に努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
佐々町人権教育・啓発基本指針	平成30年度～終期なし
第3次佐々町男女共同参画計画	令和4年度～令和8年度
第4次佐々町男女共同参画計画	令和9年度～令和13年度
第3期佐々町教育振興基本計画	令和4年度～令和8年度
第4期佐々町教育振興基本計画	令和9年度～令和13年度

3 戰略目標7－3

身近な課題を解決する地域コミュニティを育てる



担当課

総務課・企画商工課・教育委員会・多世代包括支援センター

目指す姿

地域の特性を活かす自律的コミュニティが育ち、世代を超えて支え合い課題を解決できるまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町には32の町内会がありますが、全体の加入率は年々減少し、令和6（2024）年度は67%になっているため、町内会における伝統行事の継承や緊急時の連絡・協力体制の弱体化が懸念されます。ライフスタイルの多様化により参加のハードルが上がり、担い手や若手リーダーの不足も問題です。

問題を解決するには、行政と地域の対話による課題共有、活動内容の可視化と加入促進、負担を分散する運営体制、子育て世帯・単身世帯・共働き世帯に配慮した柔軟な参画機会及びデジタルと対面を組み合わせた情報連絡網の整備を進め、持続可能なコミュニティ運営を実現します。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

①行政と地域の対話、地域の課題の共有

◇町内会長会や懇談会等多様な対話の場を通じて、行政と町内会が地域の課題を共有し、災害対応や高齢者支援等の取組を含め、一体となって課題解決を進めます。

②町内会の活動の周知、加入促進

◇町内会活動の意義を再認識してもらうためパンフレットやWeb情報を整備し、転入者や未加入者への周知啓発を行い、地域参加の促進と積極的な活動につなげます。

③地域コミュニティ活性化に伴う研修機会の充実

◇町内会公民館連絡協議会での各種研修や相互の意見交換を通じて、地域課題の解決力を高め、地域コミュニティの活性化に資する研修機会を充実させます。

◇町内会子ども会育成会を対象にした研修を行い、地域ぐるみでの子育て支援体制の構築を進めます。

◇地域コミュニティ活性化をテーマとした研修会やワークショップを開催し、ボランティア団体の人材育成や活動支援を推進します。

④地域コミュニティ団体への支援

◇町内会における地域コミュニティ活動を活性化するため、公民館・婦人会・子ども会育成会等各団体への助成を行い、地域に根ざした活発な活動を支援します。

⑤庁内会議の推進

◇関係各課の担当者が、定期的に町内会等の地域コミュニティに関する施策の情報共有や、問題点の把握や、その対策等を検討する、庁内会議を開催します。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
町内会加入率	67.0%	現状維持
子ども会加入率（小学生）	59.0%	現状維持
ボランティア団体数	16 団体	20 団体

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇町内会に加入し、積極的に町内会活動に参加します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇持続した活動を行っていくため、さまざまな活動を通して、人材育成に取り組みます。 ◇町内会行事を積極的に計画します。 ◇住民一人ひとりが気軽に行事に参加できるよう、日頃から住民同士の声掛けや連携を行います。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇地域の伝統行事や各種イベントの後援等、地域と一体となって取り組みます。

4 戰略目標7－4

自立した住民活動を支援し、町政への住民参画機会を広げ、
協働によるまちづくりを進める



担当課

企画商工課

目指す姿

住民の声を活かした協働型政策が機能し、参画と自立的活動が広がる、信頼と連携が根付く開かれたまちを目指します。

(1) 現状と課題

本町では少子高齢化や高度情報化の進展によりニーズが多様・複雑化し、行政のみで全ての問題に対応することが難しくなっています。また、住民アンケートや審議会、ワークショップ等を通じて住民の声を行政運営に活かす基盤整備が求められています。

広報紙やSNS等で住民活動の可視化を進め、助成や人的支援で自立的活動を後押しする仕組みづくりが必要です。その他、大学等との連携による講座・共同研究を活用し、政策形成力と地域解決力を高める体制づくりの推進が求められています。

(2) 目指す姿を実現するための行動指針

総合戦略事業 P128

【まちづくり応援事業】

町内外を問わず、本町に思いを寄せる人たちからの応援窓口として、ふるさと納税の魅力強化や、企業版ふるさと納税に引き続き取り組みます。

①町政への住民参画・協働機会の確保

◇本町の政策形成過程に住民の意見を反映させるため、各種審議会や計画策定時のワークショップを実施し、住民アンケートやパブリックコメントを通じて幅広い参画・協働の機会を確保します。

②住民によるまちづくり活動への支援

◇住民による協働活動やボランティア活動を広報紙やSNS等で積極的に情報発信し、住民活動団体やボランティア団体が活動しやすい環境を整備します。

◇住民協働による地域活性化や地域力向上を目指し、住民活動団体が主体的に行うまちづくり活動に対して財政的支援や人的支援を行い、自律的な活動を後押しします。

③大学等との連携による協働のまちづくりの推進

◇長崎県立大学佐世保校をはじめとする大学等と連携し、地域公開講座や学生との交流事業や、共同研究の推進等を通じて、知見を活かした協働のまちづくりを進めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ふるさと納税件数【総合戦略】	3,564件／年	4,500件／年
企業版ふるさと納税件数【総合戦略】	3件	5件
協働のまちづくり事業数	0件／年	1件／年
大学との各種連携事業	10件／年	現状維持

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	◇町政に関心を持ち、まちづくり事業に積極的に参画します。
町内会・地域 (みんなでできること)	◇町内会活動を通して、住民と行政の協働について考え、実践します。
企業・団体 (事業者等ができること)	◇企業と行政との協働について考え、実践します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
西九州させぼ広域都市圏ビジョン（第2期）	令和6年度～令和10年度

第5部 総合戦略

第1章 総合戦略の概要

1 概要

我が国では急速な人口減少と少子高齢化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年に公表した推計によれば、2070年には総人口が約8,700万人まで減少すると見込まれています。また、厚生労働省が発表した令和6（2024）年の出生数は72万988人と過去最少を更新し、少子化の流れは一層深刻さを増しています。

こうした中、国は「地域未来戦略」を推進し、地方の成長の可能性を活かして国民の暮らしと安全を守り、地方の活力回復を目指しています。そのため、「強い経済」の実現に重点を置き、成長分野や地域産業を核としたクラスター形成を進め、地方から日本全体を成長軌道へ導く方針としています。

本町では、令和3（2021）年3月に策定した「人口ビジョン」において、令和42（2060）年に11,900人以上の将来人口を維持することを目標に掲げ、これを実現するため「総合戦略」に基づく施策を展開してきました。その結果、年によっては転入者増による社会増がみられるようになりましたが、依然として人口減少の流れを完全に食い止めることは難しいと予測されています。

今後は、少子化の抑制や人口減少の緩和に向けた取組を一層確実に進めるため、本町の最上位計画である佐々町総合計画と歩調を合わせ、将来像の実現に直結するよう、「第3期佐々町総合戦略」を策定し、着実に実行してまいります。

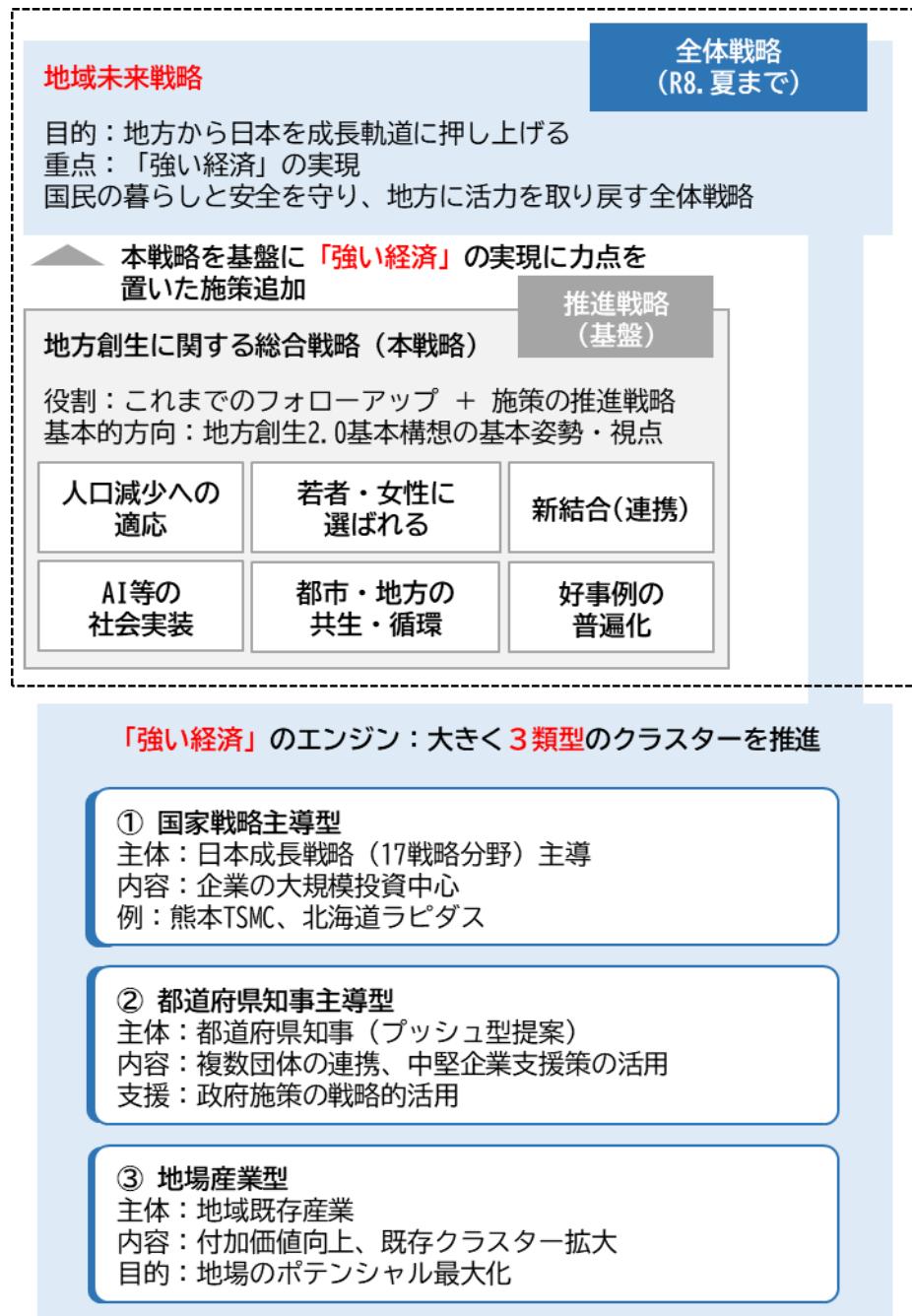
2 全体ビジョン（まちの将来像）

本町における総合戦略は、地域創生の視点からまちづくりを推進し、本町が目指す将来像の実現を図るもので、そのため、基本構想に掲げた「暮らしのいちばん！住むなら さざ ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」を将来像として継承し、施策の方向性を定めていきます。

3 総合戦略の方向性

(1) 国・県の方向性

①国の総合戦略



②第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略

県は、令和7（2025）年3月に国との基本方針や総合戦略を勘案した地方版総合戦略を策定し、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つを基本目標として、人口減少問題を克服するための取組を推進しています。

(2) 第3期佐々町総合戦略の方向性

国や県の基本目標及び本町の現状を踏まえ、次の4つの基本目標と、1つの横断的な政策を掲げて取組を進めます。総合戦略の推進に当たっては、全体ビジョン（まちの将来像）の実現に向けた重要業績評価指標（KPI）を設定します。さらに、PDCAサイクルを活用して計画を隨時見直し・改善し、確実な推進を図ります。

全体ビジョン（将来像）

暮らしいちばん！住むなら さざ
～みんなが輝き、みんなで創るまち～

基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、
まちの未来を担う人材を育成する

基本目標2 誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちを
つくる

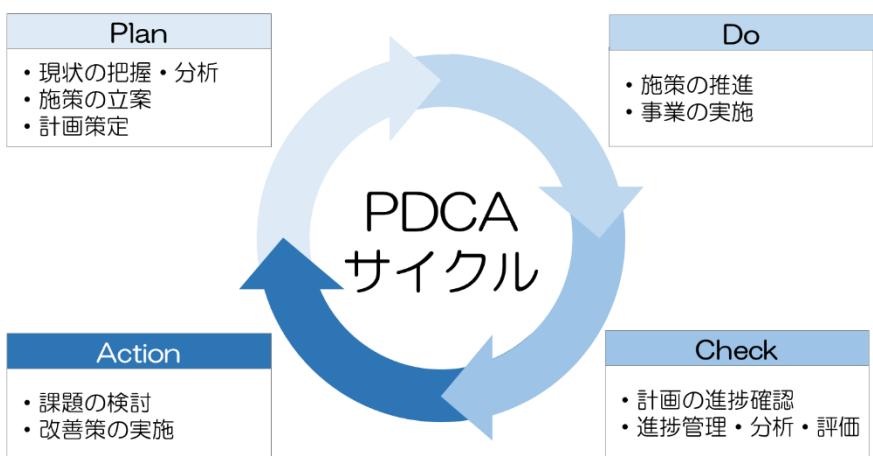
基本目標3 住民の生活を支える産業を持続・発展させる

基本目標4 まちの魅力を発信し、新しいひとの流れと
つながりをつくる

横断的な政策 デジタル技術の活用・DXの推進

DX

実行計画に基づき実施した事業の効果検証のうえ、PDCAサイクルに基づき施策・事業の見直しを行います。



4 総合戦略の体系表

基本目標	事業名	具体的取組	ページ
基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、まちの未来を担う人材を育成する	子育て世帯サポート事業	◇各種健診・相談事業の実施 ◇妊娠婦乳幼児家庭訪問の実施 ◇電子母子手帳アプリを活用した子育て支援情報の発信	P119
	子育て世帯への負担軽減事業	◇保育所等の利用に係る保育料等の軽減及び免除対象者の拡大 ◇出生後から18歳までの児童に係る医療費の助成 ◇誕生日金の支給	P120
	さざっ子学ぶ力向上事業	◇全国学力学習状況調査の分析 ◇ALT等の配置及び英語教育の充実	P120
	佐々っ子応援団推進事業	◇部活動地域展開の推進 ◇地域子ども教室の運営	P120
基本目標2 誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちをつくる	健康推進事業	◇佐々川を活かしたウォーキングコースの周知 ◇特定健診やがん検診等の各種健診の実施 ◇関係機関と連携した健康イベントや事業の実施 ◇ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」のダウンロード促進	P121
	認知症の理解と共生事業	◇認知症サポーター養成講座の実施 ◇地域において認知症の理解を進めるための、住民団体や民間企業等との連携 ◇認知症カフェ等における、認知症当事者や家族との意見交換	P122
	生涯現役講座運営事業	◇教育委員会主催講座における長崎県立大学との連携 ◇教育委員会主催講座における地域住民の活用推進	P122
	総合スポーツまちづくり振興事業	◇各種スポーツ団体と大会の支援 ◇総合型地域スポーツクラブの育成	P122
	防災・減災対策推進事業	◇防災備蓄品の整備 ◇災害時における応援協定の充実 ◇要配慮者支援の確保 ◇消防団機能強化のための整備 ◇総合防災訓練の実施	P123
	自主防災組織育成強化事業	◇防災訓練の実施 ◇防災資機材の整備	P123
	身近な公園維持管理事業	◇愛護団体登録の推進 ◇登録した団体への支援	P123
	広域的道路ネットワーク構築事業	◇西九州自動車道整備の促進 ◇国が行う地元説明、現地調査等の支援	P123

基本目標	事業名	具体的取組	ページ
基本目標3 住民の生活を支える産業を持続・発展させる	新規就農支援事業	◇農作業支援者育成・サポート体制構築事業と、 新規就農者育成総合対策の活用 ◇農業施設・設備の整備支援事業の活用	P124
	農地確保支援事業	◇農地の貸し手・借り手の調整支援	P125
	起業・創業支援事業	◇起業・創業相談 ◇創業支援融資制度の推進	P125
	地元中小企業支援事業	◇経営指導と経営相談の機能の強化 ◇各種研修や、先進地視察等の支援 ◇中小企業振興融資制度の推進	P125
基本目標4 まちの魅力を発信し、新しいひとの流れとつながりをつくる	まちなか町有地活用事業	◇まちなか町有地の有効な活用による事業化への取組	P126
	農業体験施設・皿山農産物直売所活性化事業	◇農業体験施設の利用者増加及びイベントの開催地となるよう情報発信を行う（広報誌やSNS等による情報発信） ◇皿山直売所を拠点とした地産地消の推進及び地元生産者の加入促進	P127
	通年型観光イベント事業	◇三大花まつりの企画・実施 ◇体験イベントの企画・実施	P127
	観光情報発信事業	◇SNSを利用した観光情報発信	P127
	移住推進事業	◇ながさき移住サポートセンターとの連携 ◇西九州させぼ移住サポートプラザとの連携 ◇都市圏在住者を対象とした移住相談会への参加	P127
	まちづくり応援事業	◇ふるさと納税の魅力強化 ◇企業版ふるさと納税の導入	P128
横断的な政策 デジタル技術の活用・DXの推進	デジタル技術を活用した住民の利便性向上事業	◇行政手続のオンライン化・効率化の推進 ◇書かない窓口の推進	P129

第2章 基本的方向性・数値目標・具体的な施策

1 基本目標1

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、
まちの未来を担う人材を育成する



(1) 現状と課題

本町では20歳代後半から30歳代までの子育て世代の転入が多く、若い世代に選ばれるまちとなっています。合計特殊出生率は国や県を上回る水準で推移しているものの、人口増加への影響は限定的であり、引き続き子育て環境の充実が必要です。放課後児童クラブや延長保育、病児・病後児保育の広域連携により利便性が高まる等、共働き世帯を支える取組は進んでいます。

今後は、教育面について全国学力調査の結果から、ICT機器やサポートティーチャーの活用による学力向上、地域による体験・交流活動の拡充等、教育と地域連携のさらなる強化が必要です。

(2) 基本的方向性

結婚・出産・子育てに関する切れ目のない支援を推進し、経済的負担の軽減や相談体制の充実、利用しやすい保育・預かり環境の整備を進めます。

病児・病後児保育や産後ケア、医療費助成等の継続により、安心してこどもを育てられる環境を確保します。また、子育て拠点の機能を充実させ、講座開催や交流機会の創出等、子育て世帯が孤立しない地域づくりを推進します。

教育面では、学力向上に向けた授業改善やICTの活用を図り、地元人材によるキャリア教育の充実や、地域ボランティアによる体験・交流活動を継続し、まちの未来を担う人材の育成に取り組みます。

(3) 具体的な施策

事業名	子育て世帯サポート事業		
担当課	多世代包括支援センター	事業 No. 1	総合計画／戦略目標1－3
事業概要	妊娠や出産、子育てについて、個々の希望や状況に応じた相談・選択ができ、安心して地域の中でこどもが育つよう切れ目ないサポート体制を継続します。		
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">◇各種健診・相談事業の実施◇妊娠婦乳幼児家庭訪問の実施◇電子母子手帳アプリを活用した子育て支援情報の発信		
KPI	◇子育て世代支援センターにおける相談件数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		1,354件／年	1,434件／年

事業名	子育て世帯への負担軽減事業		
担当課	住民福祉課	事業 No. 2	総合計画／戦略目標 1－3
事業概要	妊娠期や子育て期に係る世帯の費用負担に対し、助成を行います。		
具体的取組	◇保育所等の利用に係る保育料等の軽減及び免除対象者の拡大 ◇出生後から 18 歳までの児童に係る医療費の助成 ◇誕生祝金の支給		
KPI	◇年少人口割合（0～14 歳）	現状値（R6） 県内一位（16.3%）	目標値（R12） 県内一位

事業名	さざつ子学ぶ力向上事業		
担当課	教育委員会	事業 No. 3	総合計画／戦略目標 2－1
事業概要	変化の激しい社会を、生涯にわたり学び続ける力の育成を図ります。また、多様な人々と協働して社会に貢献しようとするグローバル人材の育成を推進します。		
具体的取組	◇全国学力学習状況調査の分析 ◇ALT 等の配置及び英語教育の充実		
KPI①	◇自分には良いところがある（自己肯定感）	現状値（R6） 81.3%	目標値（R12） 90.0%
KPI②	◇地域や社会をよくするために何かしてみたい（社会貢献）	現状値（R6） 77.8%	目標値（R12） 90.0%

事業名	佐々っ子応援団推進事業		
担当課	教育委員会	事業 No. 4	総合計画／戦略目標 2－2
事業概要	学校・家庭・地域が連携して多様な教育活動に取り組み、学校教育の充実と PTA 活動の活性化を進め、家庭や地域の教育力の向上を図ります。 地域子ども教室を含む地域学校協働活動を推進し、社会教育関係団体やボランティア団体、子育て・教育経験者、保護者等と協力して、人材の育成を進め、地域全体で教育力を高めていきます。		
具体的取組	◇部活動地域展開の推進 ◇地域子ども教室の運営		
KPI①	◇地域子ども教室参加児童数	現状値（R6） 531 人／年	目標値（R12） 600 人／年
KPI②	◇学校支援ボランティアの実人数（各学校平均）	現状値（R6） 181 人／年	目標値（R12） 190 人／年

2 基本目標2

誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちをつくる



(1) 現状と課題

本町の高齢化率は29.1%（令和7（2025）年9月末日現在）と全国平均よりやや低い水準にありますが、今後は高齢化の進行が見込まれます。健康寿命の延伸や介護予防を目的としたウォーキングや健康イベント、いきいき百歳体操等の取組が進み、住民の健康意識の向上につながっています。一方で、高齢者の社会参加や地域活動の継続的支援を実施していくために、町内会や地域まるごとサロン等の、多世代が交流できる場の拡充が必要です。災害面では、防災講話や防災訓練の実施により住民の意識向上が進んでいますが、災害時の行動体制や避難支援体制の強化が必要です。また、地域公共交通の維持や高齢者の移動支援について継続的に検討を進め、誰もがいきいきと安心して暮らせる地域環境の整備が必要です。

(2) 基本的方向性

住民が健康で生きがいを持って暮らせるよう、ウォーキングや健康イベント等の継続的な実施を通じて、健康づくりと介護予防を推進します。また、生涯現役講座や老人クラブ活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。さらに、認知症の理解促進等、地域住民が互いに支え合える関係づくりを進めます。

防災面では、自主防災組織の育成や防災訓練の充実により、災害に強い地域づくりを推進します。

また、道路ネットワークの整備や地域公共交通事業者への支援を通じて、通院・買物等の生活移動を支える環境を維持し、誰もが安心して暮らせる安全・快適なまちづくりを目指します。

(3) 具体的な施策

事業名	健康推進事業		
担当課	多世代包括支援センター	事業 No. 5	総合計画／戦略目標1－1
事業概要	生活習慣の改善や疾病の重症化予防や口腔機能の維持向上を推進するため、関係機関と連携した各種イベントの実施や各種健診の受診率向上により、健康に関する意識向上を図ります。 また、町の中心を流れる佐々川を活かしたウォーキングコースの周知等、誰もが楽しみながら健康になるまちづくりを目指します。		
具体的な取組	◇佐々川を活かしたウォーキングコースの周知 ◇特定健診やがん検診等の各種健診の実施 ◇関係機関と連携した健康イベントや事業の実施 ◇ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」のダウンロード促進		
KPI①	◇健康づくりイベントにおける関係機関とのコラボ数	現状値 (R6) 2機関	目標値 (R12) 5機関
KPI②	◇平均自立期間（健康寿命）	現状値 (R6) 男性 80.5 歳 女性 83.9 歳	目標値 (R12) R6より延伸

事業名	認知症の理解と共生事業		
担当課	多世代包括支援センター	事業 No. 6	総合計画／戦略目標 1－4
事業概要	地域全体で認知症を理解し、認知症の人もそうでない人も共に希望をもって暮らしていくことを目指します。認知症当事者や家族等の思いを聞き、個々の状況や家族等の状況に応じた体制づくりを強化します。		
具体的な取組	◇認知症サポーター養成講座の実施 ◇地域において認知症の理解を進めるための、住民団体や民間企業等との連携 ◇認知症カフェ等における、認知症当事者や家族との意見交換		
KPI	◇認知症サポーター養成講座を受講した民間企業数	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
		1 か所	6 か所

事業名	生涯現役講座運営事業		
担当課	教育委員会	事業 No. 7	総合計画／戦略目標 2－3
事業概要	長崎県立大学等の高等教育機関等と連携し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりのほか多世代にわたる学びの機会を提供することを目的に、魅力ある各種講座プログラムを運営します。		
具体的な取組	◇教育委員会主催講座における長崎県立大学との連携 ◇教育委員会主催講座における地域住民の活用推進		
KPI	◇各種講座参加者数	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
		895 人／年	1,000 人／年

事業名	総合スポーツまちづくり振興事業		
担当課	教育委員会	事業 No. 8	総合計画／戦略目標 2－4
事業概要	スポーツに親しむ習慣や意欲・能力の向上を図るため、スポーツ推進委員を中心とした魅力的なスポーツイベントを充実させます。 体育文化の振興に資するため、基金等を活用し、スポーツ・文化の大会に出場する選手への派遣費や、住民が企画するスポーツ・文化イベントの開催に対して助成を行います。		
具体的な取組	◇各種スポーツ団体と大会の支援 ◇総合型地域スポーツクラブの育成		
KPI①	◇総合型地域スポーツクラブ会員数	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
		105 人	130 人
KPI②	◇ジョギングフェスティバルの参加者数	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
		1,236 人／年	1,800 人／年

事業名	防災・減災対策推進事業		
担当課	総務課	事業 No. 9	総合計画／戦略目標 3－8
事業概要	まちの防災力を向上し、災害時に的確に行動ができるための「防災・減災対策」を実施します。		
具体的取組	◇防災備蓄品の整備 ◇災害時における応援協定の充実 ◇要配慮者支援の確保 ◇消防団機能強化のための整備 ◇総合防災訓練の実施		
KPI	◇総合防災訓練の実施回数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		0回	1回

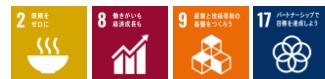
事業名	自主防災組織育成強化事業		
担当課	総務課	事業 No. 10	総合計画／戦略目標 3－8
事業概要	実効性のある防災活動や、災害時における迅速な応急対応ができるように、町内会での防災訓練を通して、自主防災組織の育成強化を行います。		
具体的取組	◇防災訓練の実施 ◇防災資機材の整備		
KPI	◇防災訓練・講話の実施回数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		5回／年	7回／年

事業名	身近な公園維持管理事業		
担当課	建設課	事業 No. 11	総合計画／戦略目標 3－1
事業概要	身近な公園をより地域に愛着のあるものにするため、愛護団体による活動を支援します。		
具体的取組	◇愛護団体登録の推進 ◇登録した団体への支援		
KPI	◇愛護団体登録数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		8団体	14団体

事業名	広域的道路ネットワーク構築事業		
担当課	建設課	事業 No. 12	総合計画／戦略目標 3－2
事業概要	地域経済の発展や文化振興、生活圏拡大に不可欠で広域的な道路ネットワークを構築するものとして、西九州自動車道整備の促進を進めます。		
具体的取組	◇西九州自動車道整備の促進 ◇国が行う地元説明、現地調査等の支援		
KPI	◇西九州自動車道延伸に関する国への要望回数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		1回／年	1回／年

3 基本目標3

住民の生活を支える産業を持続・発展させる



(1) 現状と課題

本町では、町内の就業者の約6割が町外に通勤しており、地域内で働く人の多くは製造業や生活関連サービス業等、住民の暮らしを支える産業に従事しています。これらの産業は地域経済の基盤を成しています。

農業分野では担い手不足や農地の荒廃が進行しており、農地の集積・集約化や新規就農者の確保が必要です。さらに、商業活動の活性化も必要です。地域産業の持続には、行政・金融機関・商工会等の連携による支援体制を強化し、地域資源を活かした新たな事業創出と経営基盤の安定化を図る必要があります。

(2) 基本的方向性

町内産業の持続・発展を目指し、商工会や地元金融機関等との連携を強化して、起業・創業の促進や事業承継支援を実施します。また、空き店舗等活用促進事業の継続的な活用を通じて、地域に根ざした新たな産業の創出と商業地の再生を図ります。

農業分野では、貸し手・借り手の掘り起こしを行いながら、農地中間管理事業の活用により農地の有効利用と集約化を推進します。また、関係機関と共に、新規就農者への支援体制を早期に整備し、就農環境の改善に努めます。さらに、補助金や各種制度の申請支援を通じて地域団体の事務負担を軽減し、地域経済を支える産業が持続的に発展できる仕組みを整えていきます。

(3) 具体的な施策

事業名	新規就農支援事業		
担当課	農林水産課	事業 No.13	総合計画／戦略目標 5－1
事業概要	本町農業への関心、就農意欲を高める情報発信を進め、農業就農希望者が意欲を持って就農できる環境を充実させます。		
具体的な取組	◇農作業支援者育成・サポート体制構築事業と、新規就農者育成総合対策の活用 ◇農業施設・設備の整備支援事業の活用		
KPI	◇認定農業者数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		27 人	21 人

事業名	農地確保支援事業		
担当課	農林水産課・農業委員会	事業 No. 14	総合計画／戦略目標 5－1
事業概要	離農や高齢化に伴い、耕作放棄された農地を意欲ある農家に貸し出し、生産性を向上させ、農地の有効活用を進めます。		
具体的取組	◇農地の貸し手・借り手の調整支援		
KPI	◇貸出農地面積	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		141ha	150ha

事業名	起業・創業支援事業		
担当課	企画商工課	事業 No. 15	総合計画／戦略目標 5－2
事業概要	町内外を問わず、意欲ある人材が町内で起業・創業を希望する場合に、商工会や地元金融機関等とも連携し、相談をはじめとしたさまざまな支援策を検討し進めます。希望者には空き店舗の活用を支援していきながら、誰でも新たに仕事へのチャレンジをしたくなる環境を整えます。 特に女性や若者等が新たに仕事へのチャレンジをしたくなる環境を整えます。		
具体的取組	◇起業・創業相談 ◇創業支援融資制度の推進 ◇空き店舗活用支援		
KPI	◇起業・創業者数（商工会把握分）	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		15 件／年	50 件（累計）

事業名	地元中小企業支援事業		
担当課	企画商工課	事業 No. 16	総合計画／戦略目標 5－2
事業概要	商工会や地元金融機関と連携し、中小企業の経営指導や経営相談の機能を強化や運営のサポートを行うことで、商業者の資質向上と後継者の育成、さらに団体と組織の拡充活動を行います。		
具体的取組	◇経営指導と経営相談の機能の強化 ◇各種研修や、先進地視察等の支援 ◇中小企業振興融資制度の推進		
KPI	◇町内の事業者数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		563 件	580 件

4 基本目標4

まちの魅力を発信し、新しいひとの流れとつながりをつくる



(1) 現状と課題

本町では、近隣自治体からの転入はあるものの、若者の県外への転出や、人口はやや減少傾向にあり、高齢化も進んでいます。今後、生活基盤や地域サービスを維持・充実させるためには、町内外からの人の流れを創出し、地域の魅力を効果的に発信することが必要です。本町では、三大花まつり等の観光イベントをはじめ、にぎわいのある地域づくりを進めています。しかし、観光資源の掘り起こしや地域イベントを継続的に発展させるための担い手確保や情報発信力の強化については改善する必要があります。また、都市圏での移住相談やふるさと納税を契機とした関係人口の拡大、継続的な魅力発信と来訪から定住へつながる仕組みの充実が必要です。

(2) 基本的方向性

今後は、町の歴史、自然、食及びスポーツ等の地域資源を活かした観光コンテンツを磨き上げ、イベント内容の充実化を図ります。商工業者や観光団体との連携を強化し、地域主体での運営体制を確立することで、持続的な集客拡大と地域経済の活性化を進めます。情報発信面では、本町ホームページや、SNS 等の多様な媒体を活用し、本町の魅力を効果的に発信します。また、都市圏での移住相談会や移住支援事業を通じて、移住希望者への支援体制を整備し、移住から定住への定着を促進します。さらに、ふるさと納税を通じて本町の特産品の魅力を全国に伝え、関係人口の拡大と地域産業の発展を両立させ、将来にわたり持続可能なまちの魅力創出を目指します。

(3) 具体的な施策

事業名	まちなか町有地活用事業		
担当課	総務課・企画商工課	事業 No. 17	総合計画／戦略目標 3－4
事業概要	旧町立診療所周辺や、幼稚園跡地等、町有地の有効な活用により、まちなか活性化のための事業化に取り組みます。		
具体的な取組	◇まちなか町有地の有効な活用による事業化への取組		
KPI	◇まちなか町有地の有効活用事業化	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		0 事業	1 事業

事業名	農業体験施設・皿山農産物直売所活性化事業		
担当課	農林水産課	事業 No. 18	総合計画／戦略目標 5－1
事業概要	<p>農業体験施設においては、農地の貸出しや野菜づくりの体験及びイベント開催の会場等として現状の運用を維持しつつ、これまでの運用の見直しを図り新たな利活用に向けた検討を進めます。</p> <p>皿山直売所においては、町内で収穫された新鮮な農産物を安全で安心して購入できる拠点となるよう、地産地消を推進し、地元生産者の加入促進を図ります。</p>		
具体的な取組	<p>◇農業体験施設の利用者増加及びイベントの開催地となるよう情報発信を行う（広報誌や SNS 等による情報発信）</p> <p>◇皿山直売所を拠点とした地産地消の推進及び地元生産者の加入促進</p>		
KPI	◇農業体験施設年間利用者数	現状値 (R6) 4,623 人／年	目標値 (R12) 5,000 人／年

事業名	通年型観光イベント事業		
担当課	企画商工課	事業 No. 19	総合計画／戦略目標 5－3
事業概要	町内資源を掘り起こし、新規のイベント開発や、既存イベントの見直し等、行政と住民・企業が協働した地域外交流の創出に向けた取組を行います。		
具体的な取組	<p>◇三大花まつりの企画・実施</p> <p>◇体験イベントの企画・実施</p>		
KPI	◇町主催・共催イベントの参加者数	現状値 (R6) 24,800 人／年	目標値 (R12) 30,000 人／年

事業名	観光情報発信事業		
担当課	企画商工課	事業 No. 20	総合計画／戦略目標 5－3
事業概要	人物・自然・歴史・食・スポーツ、イベント等、世代を問わず、みんなが楽しめる多彩なジャンルの観光コンテンツを充実させます。		
具体的な取組	◇SNS を利用した観光情報発信		
KPI	◇町公式 Instagram の閲覧数	現状値 (R6) 87.7 万回	目標値 (R12) 150 万回

事業名	移住推進事業		
担当課	企画商工課	事業 No. 21	総合計画／戦略目標 5－4
事業概要	ながさき移住サポートセンターと西九州させぼ移住サポートプラザと連携し、豊かな自然や良好な子育て環境等、本町の魅力を全国に情報発信し、移住検討段階から本町への定住に至るまでの総合的な支援体制を整えます。		
具体的な取組	<p>◇ながさき移住サポートセンターとの連携</p> <p>◇西九州させぼ移住サポートプラザとの連携</p> <p>◇都市圏在住者を対象とした移住相談会への参加</p>		
KPI	◇ながさき移住サポートセンターを経由した移住者数	現状値 (R6) 7 件	目標値 (R12) 15 件

事業名	まちづくり応援事業		
担当課	企画商工課	事業 No. 22	総合計画／戦略目標 7-4
事業概要	町内外を問わず、本町に思いを寄せる人たちからの応援窓口として、ふるさと納税の魅力強化や、企業版ふるさと納税の導入を実施します。		
具体的な取組	◇ふるさと納税の魅力強化 ◇企業版ふるさと納税の導入		
KPI①	◇ふるさと納税件数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		3,564 件／年	4,500 件／年
KPI②	◇企業版ふるさと納税件数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		3 件	5 件

5 横断的な政策

デジタル技術の活用・DXの推進



(1) 現状と課題

本町では、デジタル技術の活用に関して、庁内の文書管理システム再構築や電子決裁の導入により、業務の効率化やペーパーレス化が進み、一定の成果がみられています。また、マイナンバーカードの普及や利用の拡大、SNS 等を活用した情報発信の強化等の取組が広がっています。一方で、職員数や財政面の制約もあり、新たな技術の活用に対して積極的な検討を行うことが難しい状況でした。住民の中にはデジタル機器の利用に不慣れな層も存在し、誰もが恩恵を受けられる形でのデジタル活用が必要となっています。住民サービスの質を高め、行政事務の効率化を図るため、現実的かつ段階的なデジタル推進の仕組みづくりが必要です。

(2) 基本的方向性

今後は、デジタル技術を積極的に活用し、住民と行政双方の利便性向上を図ります。行政内部では、文書・契約手続の電子化やクラウド型システムの活用、電子入札システムの導入を検討し、業務効率化と情報共有の迅速化を推進します。併せて DX 推進リーダーといったデジタル人材の育成や、確保を進め、国・県と連携して DX 推進体制を構築していきます。住民向けには、オンライン申請や書かない窓口を導入し、利便性の高い手続を整備します。また、SNS 等を活用した多層的な情報発信により、本町の取組を分かりやすく伝えます。さらに、高齢者やデジタル機器に不慣れな方への支援体制を充実させ、誰一人取り残さないデジタル化を実現します。費用対効果を踏まえながら、業務改革と地域課題解決に資するデジタル技術の導入を進めていきます。

(3) 具体的な施策

事業名	デジタル技術を活用した住民の利便性向上事業		
担当課	総務課	事業 No. 23	総合計画／戦略目標 6－1
事業概要	デジタル技術を活用することで住民の多様なニーズに対応し、快適かつ安全な行政サービスを提供します。		
具体的な取組	◇行政手続のオンライン化・効率化の推進 ◇書かない窓口の推進		
KPI①	◇住民からのオンラインによる手続申請数	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		896 件	1,400 件
KPI②	◇書かない窓口による申請割合	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		0 %	50 %
KPI③	◇行政手続のデジタル化による住民満足度	現状値 (R6)	目標値 (R12)
		—	60 %

資料編

1 用語集

2 人口の現状分析

3 アンケート結果

4 ワークショップ

5 策定体制

6 策定の経緯・総合計画審議会答申書

**第7次佐々町総合計画
(後期実行計画)
(令和8年度～令和12年度)**

佐々町企画商工課企画班

〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2

TEL: 0956-62-2101 FAX: 0956-62-3178

URL: <https://www.sazacho-nagasaki.jp>

Email: kikaku@town.saza.lg.jp
